棚倉町地域防災計画《計画編》

棚倉町防災会議

目 次

第 1 章	総則	
第1 第1 第2 第3 第5 第5	計画の目的及び方針・位置づけ 計画の目的. 計画の位置づけ. 計画の構成. 計画の推進及び修正. 他の法令に基づく計画との関係.	1 1 2 3
第 第 2 第 1 2 第 3 第 1	計画の周知徹底 基本方針と活動目標 基本方針 災害発生直前及び発災後の活動目標 町の概況と災害要因の変化 町の概況	4 4 6 8
第 2 第 4 節 第 1 第 2 第 5 節	社会的災害要因の変化1調査研究推進体制の充実1調査研究体制の整備1自主防災組織等地域における取組1防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱1	10 12 12 12 13
第 1 第 2 第 6 節 第 1	防災関係機関の実施責任	14 20
第 2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務 2	20
	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務 2 災害予防計画	20
第 2		21 21 23 24
第 2 章 節 1 2 3 4 節 1 2 3 4 節 1 2 3 4 節 1 2 3	災害予防計画防災組織の整備・充実2町の防災組織の整備・充実2応援協力体制の整備等2消防防災へリコプター活用体制の整備2公的機関等の業務継続性の確保2防災情報通信網の整備2通信手段の整備等2非常通信体制の充実・強化2気象等観測体制の整備2	21 23 24 25 26 26 27 28
第 2 章 第 1 2 3 4 第 1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	災害予防計画防災組織の整備・充実2町の防災組織の整備・充実2応援協力体制の整備等2消防防災へリコプター活用体制の整備2公的機関等の業務継続性の確保2防災情報通信網の整備2通信手段の整備等2非常通信体制の充実・強化2気象等観測体制の整備2災害別予防対策2水害予防対策2土砂災害予防対策3土砂災害予防対策3雪害予防対策3	21 23 24 25 26 27 28 29 30 32
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	災害予防計画防災組織の整備・充実2町の防災組織の整備・充実2応援協力体制の整備等2消防防災ヘリコプター活用体制の整備2公的機関等の業務継続性の確保2防災情報通信網の整備2通信手段の整備等2非常通信体制の充実・強化2気象等観測体制の整備2災害別予防対策2水害予防対策2土砂災害予防対策3	21 23 24 25 26 27 28 29 30 32 35 35 36 37

第 1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策	
第 2	文化財災害予防対策	
第6節	緊急輸送対策	
第1	緊急輸送路等の指定 緊急輸送体制の整備	
第2		
第7節	避難対策	
第 1 第 2	避難誘導体制の整備	
弗 ∠ 第 3	情に緊急避難場所・指足避難所の指足等 防災上重要な施設における避難計画	
	医療(助産)救護・防疫体制の整備	
第8節 第1	医療(助産)救護・防疫体制の登傭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 1 第 2	医療(助産) 救護体制の発備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	
第1	食料及び生活物資の調達・確保	
第 2	飲料水の確保	
第 3	防災資機材等の整備及び管理体制の整備	
第 4	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	
第10節	航空消防防災へリコプターの活用	55
第1	消防防災へリコプターの活動目的及び活動拠点	
第 2	場外離着陸場(臨時ヘリポート等)の確保	
第11節	防災教育	56
第1	住民に対する防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2	防災上重要な施設における防災教育	
第3	防災対策関係者に対する教育・研修・訓練	57
第 4	学校における防災教育	58
第12節	防災訓練	59
第1	防災訓練の実施	
第 2	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	
第 3	訓練の評価と地域防災計画への反映	
第13節	自主防災組織の整備	
第 1	自主防災組織の育成・強化	62
第14節	要配慮者対策	66
第 1	避難行動要支援者名簿の作成、利用、提供等	
第 2	社会福祉施設等における対策	
第 3	在宅者に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 4 第 5	病院入院患者等対策	
第 6		
第 7	避難所における要配慮者支援	
第15節	ボランティアとの連携	
第1	ボランティア活動の意義等	
第 2	ボランティアの連携体制の整備	
第16節	危険物施設等災害予防対策	
第1	予防査察等の実施	
第 2	自主保安体制の充実	
第17節	災害時相互応援協定の締結ににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににににいにいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	
第1	 次音時相互心援励足の神和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2	民間事業者・団体との災害時応援協定の締結の推進	
>1 -		

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	76
第 1	町の活動体制	
第 2	職員の動員配備	78
第2節	災害情報等の収集伝達	84
第 1	気象通報等の伝達	
第 2	被害状況等の収集及び報告	96
第3節	通信の確保	. 103
第 1	通信手段の確保	. 103
第 2	通信の運用	. 104
第4節	相互応援協力	. 105
第 1	県及び他市町村との相互協力等	. 105
第 2	国に対する応援要請	. 106
第 3	緊急消防援助隊の派遣要請	
第 4	民間事業者等との協力	
第 5	消防の相互応援	
第5節	災害広報	
第 1	住民等に対する広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2	市町村間の協力による広報	
第6節	災害救助法の適用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	災害救助法の適用基準等	
第 2	災害救助法の適用手続き等	
第7節	水害応急対策	
第1	水防組織の概要	
第 2	水防活動等	
第8節	雪害応急対策	
第1	防災活動体制	
第 2 第 3	応急活動体制 地域ぐるみの除排雪	
第 4	・ 電域へるみの除併当	
第9節	救助・救急	
あ り即 第1	対助・救急	
第 2	カリックを表現している。 対助・救急活動	
第10節	自衛隊災害派遣	
第10則	以害派遣要請 災害派遣要請	
第 2	災害派遣部隊の受入れ体制	
第11節	避難	
第 1 期 第 1	避難	
第 2	警戒区域の設定	
第3	避難の誘導	
第 4	要配慮者及び避難行動要支援者対策	
第 5	広域的な避難対策	. 131
第 6	安否情報の提供等	. 131
第12節	避難所の設置・運営	. 132
第1	避難所の設置	
第 2	避難所の運営	. 133
第13節	医療(助産)救護	
第 1	医療機関の被害状況等の収集及び把握	. 136

第 2	医療(助産)救護活動	
第 3	傷病者等の搬送	
第 4	医薬品等の確保	138
第 5	人工透析の供給確保	138
第14節	緊急輸送対策	139
第1	緊急輸送の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2	緊急輸送路の確保等	
第3	輸送手段の確保	
第15節	災害警備活動及び交通規制措置	142
第1	災害警備活動	142
第 2	交通規制措置	142
第16節	防疫及び保健衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
第 1	防疫活動	
第 2	保健活動	
第 3	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	
第 4	動物 (ペット) 救護対策	
第17節	廃棄物処理対策	149
第 1	ごみ処理	149
第 2	し尿処理	150
第 3	廃棄物処理体制の整備	151
第18節	救援対策	
第 1	給水救援対策	
第 2	食料救援対策	
第 3	生活必需物資等救援対策	
第 4	義援物資及び義援金の受入れ	156
第 4 第19節	表援物資及び義援金の受入れ 被災地の応急対策	
第19節	被災地の応急対策	157
第19節 第1	被災地の応急対策	1 57 157
第19節 第1 第2	被災地の応急対策	157 157 157
第19節 第1 第2 第3	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策	157 157 157 158
第19節 第1 第2 第3 第4	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策	157 157 157 158 159
第19節 第1 第2 第3 第4 第20節	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急 位設住宅の供与	157 157 157 158 159 160
第19節 第12 第第3 第 20 第1	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設	157 157 157 158 159 160 160
第19節 第第第第第 第第第第 第20節 第 第	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供	157 157 157 158 159 160 160 162
第19節 第12 第第3 第 20 第1	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設	157 157 157 158 159 160 160 162
第19節 第第第第第 第第第第 第20節 第 第	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供	157 157 158 159 160 160 162 162
第19 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急を融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理	157 157 158 159 160 160 162 162 163
第19 第第第第 20 第第第第 3 第第第第 21 第第第 1 23 第 1	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項	157 157 158 159 160 160 162 162 163
第19 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の捜索及び収容	157 157 158 159 160 160 162 163 163
第19第第第第第第19第第第第第19第第第第第20第第第第第19第第第第19第第第19第第第21第第第第19第第21第第第第19第第21第第第	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の捜索及び収容 遺体の火葬・埋葬	157 157 158 159 160 162 162 163 163 163 164
第19第第第第第第20第第第第21第第第第1234第123第123第19第第第第第219第第201120122011 <td>被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 に急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の捜索及び収容 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策</td> <td>157 157 158 159 160 162 162 163 163 164 166</td>	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 に急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の捜索及び収容 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策	157 157 158 159 160 162 162 163 163 164 166
第19第第第第第20第第第第123第123第1234第123第123第123第123第123第123	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の捜索及び収容 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策	157 157 158 159 160 162 163 163 163 164 166
第19第第第第第20第第第第21第第第第1234第123第123第123第123第123第123第123第123第123	被災地の応急対策 被災地の応急対策 に災害に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策	157 157 158 159 160 162 163 163 164 166 166 166
第19第第第第第20第第第第123第123第1234第123第123第123第123第123第123	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策	157 157 158 159 160 162 163 163 164 166 166 167
第19第第第第第20第第第第21第第第第1234第123第123第123第123第123第123第123第123第123	被災地の応急対策 被災地の応急対策 に災害に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策	157 157 158 159 160 162 163 163 164 166 166 167
第 第 第 第 第 第 第 1234 節 123 第 第 123 節 123 節 123	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策	157 157 158 159 160 162 163 163 164 166 166 167 167
第第第第第第第第第第第123第123第123第123第233333333433333343433333543333336543333374333333854333339554333396553333396673333339673333333973333333339666666333 <td>被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策</td> <td>157 157 158 159 160 162 162 163 163 164 166 167 167 168</td>	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策	157 157 158 159 160 162 162 163 163 164 166 167 167 168
第第第第第第第123第123第1第123第123第13341231231231434454354354566666666666656666666666666766767677	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策 文教対策 児童生徒等保護対策	157 157 158 159 160 162 162 163 163 164 166 167 167 168 168
第 第 第 第 第 第 第 第 第 19 第第第第 20 第第第 21 第第第 22 第第第 33 第第第 33 第 1 2 3 53 1 2 3 53 1 2 3	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急を融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策 その他生活関連施設の応急対策 又教対策 児童生徒等保護対策 応急教育対策 、文化財の応急対策	157 157 158 159 160 162 162 163 163 164 166 167 167 168 168 168 171
第第第第第第19 第第第第 20 第第第 21 第第第 22 第第第 23 第第第 23 第 1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 第	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の機供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策 その他生活関連施設の応急対策 大教対策 児童生徒等保護対策 応急教育対策 次化財の応急対策 変配慮者対策	157 157 158 159 160 162 162 163 163 163 164 166 167 167 168 168 171 172
第 第 第 第 第 第 第 第 第 19 第第第第 20 第第第 21 第第第 22 第第第 33 第第第 33 第 1 2 3 53 1 2 3 53 1 2 3	被災地の応急対策 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 障害物の除去 災害相談対策 応急金融対策 応急を融対策 応急仮設住宅の供与 応急仮設住宅の建設 借上げ住宅等の提供 住宅の応急修理 死者の捜索、遺体の処理等 全般的な事項 遺体の火葬・埋葬 生活関連施設の応急対策 上水道施設等応急対策 下水道施設等応急対策 その他生活関連施設の応急対策 その他生活関連施設の応急対策 又教対策 児童生徒等保護対策 応急教育対策 、文化財の応急対策	157 157 157 158 159 160 162 163 163 164 166 167 167 168 168 171 172

第 3 第 4	障がい者及び高齢者に係る対策 児童に係る対策	
第 5	外国人に係る対策 外国人に係る対策	
第25節	ボランティア団体等との連携	177
第 1	ボランティア団体等の受入れ	177
第 2	労務の供給	178
第26節	危険物等災害応急対策	179
第 1	災害時における緊急措置	
第 2	危険物等の大量流出に対する応急対策	180
第27節	土砂災害応急対策	181
第 1	土砂災害応急対策	
第28節		
第1	避難及び避難所運営関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2	り災証明書の交付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		100
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	施設の復旧対策	189
第 1	災害復旧事業計画の作成	189
第 2	激甚災害の指定	191
第 3	災害復旧事業の実施	191
第2節	被災地の生活安定	192
第 1	義援金の配分	192
第 2	被災者の生活確保	
第 3	被災者生活再建支援法に基づく支援	
第 4	災害弔慰金の支給	
第 5 第 6	被災者への融資 り災証明書の交付	
第 7	被災証明書の交付及び被災者台帳の作成	
>1 v		
第5章	震災対策計画	
第1節	総則	201
第1	基本方針等	
第 2	既往の地震災害と福島県における地震発生特性	
第 3	地震被害の想定	205
第 4	想定調査成果及び過去の経験の活用	211
第2節	災害予防対策	212
第 1	防災組織の整備・充実	212
第 2	防災情報通信網の整備	212
第 3	地震に強いまちづくり	
第 4	上水道、下水道施設災害予防対策	
第 5	道路及び橋りょう等災害予防対策	
第 6 第 7	河川等災害予防対策 地盤災害等予防対策	
男 (第 8	地盤灰青等了的对策	
第 9	緊急輸送対策	
第10	避難対策	
第11	医療(助産)救護・防疫体制の整備	
第12	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	223

第13	航空消防防災へリコプターの活用	223
第14	防災教育	
第15	防災訓練	
第16	自主防災組織の整備	225
第17	要配慮者対策	
第18	ボランティアとの連携	
第19	危険物施設等災害予防対策	
第20	災害時相互応援協定の締結	
第3節	災害応急対策	
第 1	地震災害応急活動体制	
第 2	地震災害情報の収集伝達	
第 3	通信の確保	
第 4	相互応援協力	
第 5	災害広報	
第 6	災害救助法の適用等	
第 7	消火活動	
第 8	救助・救急	
第 9	自衛隊災害派遣	
第10	避難	
第11	避難所の設置・運営	
第12	医療(助産)救護	
第13	緊急輸送対策	
第14	災害警備活動及び交通規制措置	
第15	防疫及び保健衛生	
第16	廃棄物処理対策	
第17	救援対策	
第18	被災地の応急対策	
第19	応急仮設住宅の供与	
第20	死者の捜索、遺体の処理等	240
第20 第21	死者の捜索、遺体の処理等生活関連施設の応急対策	240 240
第20 第21 第22	死者の捜索、遺体の処理等	240 240 240
第20 第21 第22 第23	死者の捜索、遺体の処理等	240 240 240 242
第20 第21 第22 第23 第24	死者の捜索、遺体の処理等	240240240242243
第20 第21 第22 第23 第24 第25	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携	240 240 240 242 243 243
第20 第21 第22 第23 第24	死者の捜索、遺体の処理等	240 240 240 242 243 243
第20 第21 第22 第23 第24 第25	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携	240 240 240 242 243 243
第20 第21 第22 第23 第24 第25	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携	240 240 240 242 243 243
第20 第21 第23 第24 第25 第4節	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画	240 240 242 243 243 244
第20 第21 第22 第23 第24 第25 第4節	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧	240 240 242 243 243 244
第20 第21 第23 第24 第25 第4節	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画	240 240 242 243 243 244 245
第20 第22 第23 第24 第25 第4 第6章 第 6章	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策	240 240 242 243 243 244 245 247
第20 第21 第第23 第第25 第 4 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方	240 240 242 243 243 244 245 247 247
第20 第第22 第第第23 第 4 章 第 第 6 1 2 第 第 1	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実	240 240 242 243 243 244 245 247 247 248
第 第 22 第 第 第 23 第 第 4 第 6 第 7 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 8 8 8 8 8 8	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備	240 240 242 243 243 244 245 247 247 248 249
第第第第 第第第第 第 6 1 2 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実	240 240 242 243 243 244 245 247 247 248 249 250
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備 避難等への対応	240 240 242 243 243 244 245 247 248 249 250 250
第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備 避難等への対応 飲食物の出荷制限、摂取制限等	240 240 242 243 243 244 245 247 247 248 249 250 250 250
第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備 避難等への対応 飲食物の出荷制限、摂取制限等 原子力災害医療体制の整備 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	240 240 242 243 243 244 245 247 247 248 249 250 250 250 251
第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備 避難等への対応 飲食物の出荷制限、摂取制限等 原子力災害医療体制の整備	240 240 242 243 243 244 245 247 248 249 250 250 250 251 251
第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備 避難等への対応 飲食物の出荷制限、摂取制限等 原子力災害廃体制の整備 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 原子力防災に関する知識の普及と啓発 原子力防災に関する訓練	240 240 242 243 243 244 245 247 247 248 249 250 250 250 251 251 252
第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 	死者の捜索、遺体の処理等 生活関連施設の応急対策 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 文教対策 要配慮者対策 ボランティア団体等との連携 災害復旧 原子力対策計画 総則 原子力対策計画 総則 原子力災害事前対策 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 防災組織の整備・充実 住民等への的確な情報伝達体制の整備 避難等への対応 飲食物の出荷制限、摂取制限等 原子力災害医療体制の整備 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 原子力防災に関する知識の普及と啓発	240 240 242 243 243 244 245 247 248 249 250 250 251 251 252 253

第 2	活動体制の確立	253
第 3	住民等に対する指示の伝達と広報	257
第 4	避難等への対応	258
第 5	飲食物の摂取制限等	259
第 6	医療活動等	260
第 7	防災業務関係者の安全確保	261
第4節	原子力災害中長期対策	262
第 1	緊急事態解除宣言後の対応	262
第 2	被災地の生活安定	262

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

第1 計画の目的

棚倉町地域防災計画(以下「本計画」という。)は、本町の風水害、雪害、地震災害等に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関(※1)、指定公共機関(※2)、指定地方公共機関(※3)等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

※1 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織。

※2 指定公共機関

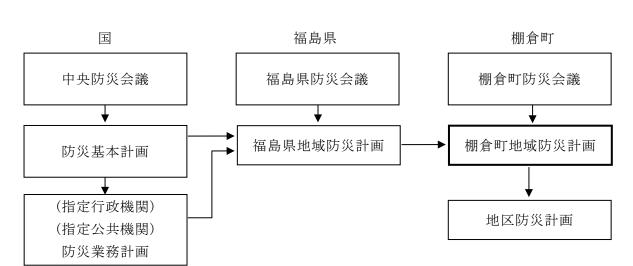
公益的事業を営む法人等のうち、内閣総理大臣が指定するもの。医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者等で、災害予防、応急・復旧において重要な役割を担う。

※3 指定地方公共機関

地方独立行政法人等の公益的事業を営む法人で、指定行政機関以外のものをいう。電気、 ガス、輸送、通信等の事業を営む法人のうち、当該都道府県の知事が指定する。

第2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、棚倉町防災会議が作成する地域防災に関する計画であり、国の防災基本計画及び指定行政機関等の防災業務計画並びに県の地域防災計画と連携した計画であるとともに、町が実施する防災対策の指針となるものである。



国、県、町における防災会議と防災計画の位置づけ

第3 計画の構成

本計画は、本町における災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めようとしたものであり、以下の各章で構成する。

1 総則

計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるための諸施設の整備や、災害が発生 した場合の応急対策を迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、風水害、雪害をはじめ各 種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について 定めたものである。

3 災害応急対策計画

風水害、雪害等における応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策について定めたものである。

4 災害復旧計画

住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等について定めたものである。

5 震災対策計画

地震が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し被害を最小限に食い止めることを目的とし定めたものである。

6 原子力災害対策計画

原子力災害の発生に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入れなど必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の安全を図ることを目的とし定めたものである。

7 資料編

上記各計画に関連する資料を資料編としてまとめたものである。

第4 計画の推進及び修正

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、災害対策は防災関係機関と相互に有機的、一体的でなければならないことから、 本計画の修正に当たっては、福島県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)を 参考として修正する。

第5 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。 従って、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画 を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、 その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する ものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

この計画は、本町の防災に関し、国、県、近隣市町村及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。

また、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、以下に掲げる様々な対策を組み合わせて災害に備えていくものとする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図るうえで重要なポイントであることから、災害に強いまちづくりを進める上で、町の地域特性を活かし、 生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るもの とする。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災や東日本大震災などを契機に、地区住民による自主防災組織の育成 と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識されている。 大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応にはある程度の限界があ

り、また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定 を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応するには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備、地区防災計画の策定等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、町域を超えた生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしくみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定されるが、 発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよ う準備しておくこと(被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力の養成等)が 重要となる。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけることで、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を持たせる。

また、応急対策活動を行う場合、被災地では様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るため、応急対策活動のマニュアルづくりの推進に努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災 担当部局の活動では限界がある。

また、事前の防災まちづくり及び予防対策において、防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。

このため、防災担当のみならず、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な 災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるた め、「災害発生時の職員初動マニュアル」の習熟に努め、全庁的に防災事務を担当する意 義を認識し、職員全体の対応能力の強化に努めるものとする。

5 平常時のネットワークを通した災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、本計画に代表される災害対応は「被害発生」を前提に、いかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくものとする。

なお、防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものであり、各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えつつ行うものとする。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める住民運動を展開するとともに、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」に基づき、町、県、住民、事業者、地域活動団体等が共に信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

第2 災害発生直前及び発災後の活動目標

災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要であるため、 発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を定め、対応に当たるものとする。

なお、風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動を重視する。

また、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

一般災害時における活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保(非常参集) ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	■地域・生活の回復・被災者のケア・ガレキ等の撤去・生活環境の回復・生活の再建
復興対応	■地域・生活の再建・強化・教訓の整理・復興計画の推進・生活機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものである ことから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに 留意する。

第3節 町の概況と災害要因の変化

第1 町の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本町は、福島県の南部に位置し、栃木県、茨城県とも接する県境の町である。 町の東部は鮫川村、浅川町、西部は栃木県那須町、大田原市、南部は塙町、矢祭町、 茨城県大子町、北側は白河市とそれぞれ接しており、総面積は159.93 km である。

(2) 地勢

本町は、阿武隈山系に属する丘陵地から構成され、なだらかな形状となっているが、全体に標高が高い。北部には阿武隈川の支流である社川が流れ、その流域に標高 300~350mの平坦地が形成されている一方、西南部は標高 1,022mの八溝山をはじめとする八溝山系の山岳地帯となっており、八溝山を源とする久慈川が流れ、その流域に比較的平坦な農地が広がる。

なお、本町を流れる河川は、久慈川水系と阿武隈川水系に属し、1級河川6(社川、 久慈川、近津川、大草川、檜木川、根子屋川)のほか、普通河川57、準用河川1がある。

(3) 地質

本町の地質は、阿武隈山系の花崗岩、片麻岩、結晶片岩及び古生層等と、平坦地の堆積層から形成され、棚倉破砕断層帯をはじめ全体に崩壊しやすい砂質土壌が多い。

(4) 気象

気象は、北関東圏に属し、年間を通じて比較的温暖で積雪の日数も極めて少なく、平均気温も 12℃を若干上回る。

	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	
1月	3.5	0.8	10.3	-6. 1	4. 4	
2月	10. 5	2.6	15. 1	-7. 2	4. 4	
3月	77. 5	5.8	19. 9	-3.9	4. 4	
4月	81. 5	9. 5	23. 6	-1.7	4. 2	
5月	137. 5	16.8	32. 9	2.2	3. 7	
6月	360.5	18. 6	28. 3	11. 9	3.0	
7月	341.5	21. 5	33. 9	14. 0	2.5	
8月	155. 0	25. 3	35. 0	22.0	2.4	
9月	166. 0	21. 2	26. 0	16. 6	2.9	
10月	591.5	15. 4	28. 0	5. 7	3. 3	
11月	51. 5	8. 6	21.7	-1.8	3. 9	
12月	19.0	4.0	14. 3	-5.0	3, 6	

気温及び降水量の月別推移(平成31年、令和元年)

※ 気温観測地点:東白川観測所

(出典:福島地方気象台)

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、かつて2万人近い人口規模から減少傾向で推移してきたが、現在では一応の落ち着きを取り戻しているものの、国勢調査における平成27年10月1日現在の人口は14,295人と、年々減少傾向で推移している。

また、平成27年10月1日現在の世帯数は、4,753世帯で多少増加しているものの、1世帯当たりの人員については3.01人/世帯と年々減少傾向で推移している。

(人、世帯) (人) 18,000 5.00 16, 606 16, 574 16, 376 15, 795 16,000 15, 062 14, 295 4.00 14,000 3. 74 12,000 3. 57 3. 38 3.00 3. 28 3. 20 10,000 3. 01 8,000 2.00 6,000 4, 847 4, 817 4, 708 4, 753 4, 640 4, 435 4,000 1.00 2,000 0 0.00 平成2年 平成7年 平成17年 平成22年 平成27年 平成12年 二人口 世帯数 -▲-一世帯当たり人員

人口、世帯数の推移

(出典:国勢調査)

(2) 土地利用

本町の土地利用については、森林面積が 11,917 ヘクタールと総土地面積 15,993 ヘクタールの 74.5%を占めている。その他田、畑、樹園地が 1,218 ヘクタールで 7.6%を占め、宅地面積はわずか 2%台にとどまっている。

(3)交通

本町の道路網は、南北を縦走する国道 118 号と国道 289 号を主軸として、これに主要地方道黒磯棚倉線、同棚倉鮫川線、同棚倉矢吹線、同塙泉崎線の4路線が基本的なネットワークを形成する。

公共交通機関としては、JR水郡線が国道 118 号沿いに南北に走り、町内には磐城棚 倉駅、中豊駅、近津駅の3駅が設置されている。

また、路線バスとして白河市など近隣市町村や各集落を結ぶ路線が運行されている。

第2 社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。これらの 点は、本町における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被 害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、 決して満足できる状態にあるとはいえない。従って、こうした条件変化に最大限の努力を 払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていく。

1 高齢化の進行等

県全体をみると、都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴う周辺市町村の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率(65歳以上人口が全人口に占める割合)が20~25%程度であるのに対して、農村部では30~50%となっている。

本町の平成 27 年度の人口構成比は、年少人口 $(0 \sim 14 \text{ 歳})$ が 13.6%、生産年齢人口 $(15\sim 64 \text{ 歳})$ が 58.0%、老年人口 (65 歳以上) が 28.4%で、県全体の高齢化率の平均と ほぼ同様に推移しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

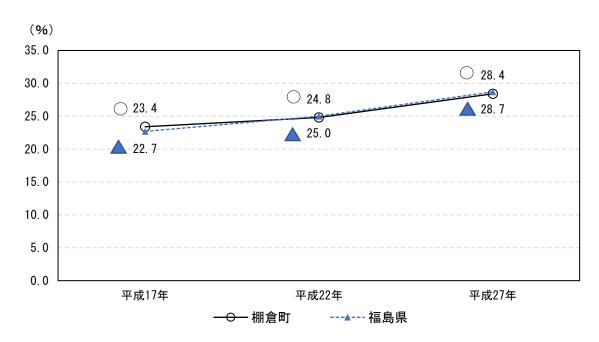
高齢化率の上昇に伴い、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっているほか、国際化に伴う外国人の増大等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮する必要がある。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 平成2年 21.4 :63 4 15. 2 平成7年 18.9 62. 2 18.9 21. 3 平成12年 17.3 61.4 平成17年 16.1 60.5 23. 4 24. 8 平成22年 15. 2 60.0: 28. 4 平成27年 13.6 58.0: □0~14歳 □15~64歳 ■65歳以上

年齢3区分別人口構成比の推移

(出典:国勢調査)

老年人口の推移(町と県の比較)



(出典:国勢調査)

2 夜間人口と昼間人口の差

県内全体を見ると、昼間時には通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大により、都市部に人口が集中し、農山村部では夜間に比べて極めて人口が少なくなるという傾向がある。 町は、本町へ通勤・通学している方が帰宅困難者にならないよう配慮するとともに、事業所や学校等を通じた災害時における協力体制の構築など、これらの方々への防災意識の普及活動に取り組む必要がある。

昼間人口と夜間人口の差

夜間人口 (総人口)	昼間人口	昼間人口と 夜間人口の差	昼間人口比率
14,295人	14,215人	▲80人	99.4%

(出典:国勢調査)

3 生活様式の変化

生活様式の変化により、電力、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっており、これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

町においてもこれらの施設への依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

4 コミュニティ意識の低下

都市化の進展とともに、徐々にではあるがコミュニティ意識の低下の傾向が見られる。 災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という 住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等地域における防災体制 の整備充実が欠かせないものである。

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 調査研究体制の整備

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

町は、風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に 把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てると ともに、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第2 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近 隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

本町の平成 31 年度時点における自主防災組織数は 11 組織(組織結成率 19.4%)で、 県全体の組織率が 75.9%であるのに対し、著しく低い割合となっている。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、 自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりする等、災害対応を自ら の問題として捉え、地域における防災力の向上に努める。

自主防災組織状況(平成31年4月1日時点)

	管内世帯数 (A)	自主防災 組 織 数	隊員数	組織されている 地域の世帯数(B)	組織率 (B/A)
棚倉町	5, 041	11	976	976	19.4%
福島県	779, 497	2, 542	518, 375	591, 378	75.9%

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を 災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公 共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処 理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行 政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び 市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給並びに提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力する。

7 住民及び自主防災組織等

防災においては、「自助・共助・公助」の考え方が基本であり、住民及び自主防災組織等は、食品、飲料水及び生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、防災訓練や自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

第2 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 町

棚倉町(白河地方広域市町村圏消防本部(棚倉消防署)及び棚倉町消防団を含む。)

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備及び育成指導
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 災害による被害の調査及び報告並びに情報の収集、伝達及び広報
- (7) 災害の防御及び拡大防止
- (8) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (9) 災害復旧資材の確保及び物価の安定
- (10) 被災産業に対する融資
- (11) 被災町営施設の応急対策
- (12) 被災時における保健衛生
- (13) 被災時における文教対策
- (14) 災害対策要員の動員及び確保
- (15) 災害時における交通及び輸送の確保
- (16) 被災施設の整備復旧
- (17) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整
- (18) 避難対策
- (19) 物資、資機材の整備、備蓄
- (20) 消防活動、その他の応急措置
- (21) その他の対策

2 県

福島県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 自衛隊の災害派遣要請等町が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

県南地方振興局

- (1) 県地域防災計画書による所定の業務
- (2) 町が処理する事務及び事業の指導

県南建設事務所 (棚倉土木事務所)

- (1) 県地域防災計画書による所定の業務
- (2) 緊急道路及び緊急輸送路の確保

県南保健福祉事務所

- (1) 県地域防災計画書による所定の業務
- (2) 応急手当及び看護に関する指導
- (3) 食品衛生管理に関する指導
- (4) その他防疫保健衛生対策

県警察本部 (棚倉警察署)

- (1) 災害に関する情報収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告、指示及び誘導
- (3)被災者の救出、救護
- (4)避難路、緊急輸送路確保等の交通規制
- (5)避難地域及び避難場所並びに重要施設等の公安警備

県南農林事務所

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導及び助成
- (2)農業関係被害情報の収集報告
- (3)農作物、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- (4)被害農林業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- (5) 保安林、保安施設、地滑り防止施設等の整理と管理
- (6) 林産物等の災害応急対策についての指導
- (7) 住宅地周辺の森林についての管理指導

県南教育事務所

災害時における文教施策

3 指定地方行政機関

東北総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
- (2) 電気通信設備の被害状況等の把握及び災害時における電気通信の確保のために必要な措置を講じること
- (3) 各種非常通信訓練に関すること
- (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること

_____ 東北財務局(福島財務事務所)

- (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること
- (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
- (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること

福島労働局(白河労働基準監督署)

工場、事業所等における労働災害の防止

東北農政局福島県拠点

災害時における主要食料の供給

東北農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導及び助成
- (2)農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- (4)被害農林業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- (5)排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

関東森林管理局 (棚倉森林管理署)

- (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成
- (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給

東北経済産業局

- (1) 工業用水道の応急復旧対策
- (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
- (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

関東東北産業保安監督部東北支部

火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全

東北地方整備局 (郡山国道事務所)

- (1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (3) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (4) 水防活動の支援
- (5) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (6) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

仙台管区気象台(福島地方気象台)

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表
- (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る。)及び水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知
- (3) 気象業務に必要な観測体制の充実、予報及び通信等の施設整備
- (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報) について、緊急地震速報の利用の心得な どの周知・広報
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時の県や市町村に対する気象状況の推 移やその予想の解説等の実施
- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知 識の普及啓発活動

東北運輸局(福島運輸支局)

- (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達
- (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

4 自衛隊

陸上自衛隊第44普通科連隊

町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5 指定公共機関

日本郵便(株)(棚倉郵便局、社川郵便局、近津郵便局、東白川高野簡易郵便局)

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保
- (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本赤十字社(福島県支部)

- (1) 医療、助産等救護の実施
- (2) 義援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

日本放送協会(福島放送局)

- (1) 気象、災害情報等の放送
- (2) 住民に対する防災知識の普及

東日本旅客鉄道(株)(水戸支社)

- (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
- (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における応急輸送対策
- (4)被災鉄道施設の復旧

通信事業者(東日本電信電話(株)(福島支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株) N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株))

- (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3)被災電気通信施設の復旧

運輸業者 (日本通運(株)(福島支店)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

東北電カネットワーク(株)(白河電カセンター)

- (1) 電気供給施設の整備及び防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3)被災電力施設の復旧

東京電力ホールディングス(株)

- (1)原子力施設の防災管理
- (2) 放射能災害対策の実施

6 指定地方公共機関

バス機関((公社)福島県バス協会、福島交通(株))

- (1) 被災地の人員輸送の確保
- (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

放送機関(福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、 (株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)

- (1) 気象(津波)予報、警報等の放送
- (2) 災害状況及び災害対策に関する放送
- (3) 放送施設の保安
- (4) 住民に対する防災知識の普及

新聞社 ((株)福島民報社、福島民友新聞社(株))

災害状況及び災害対策に関する報道

運輸業者 ((公社)福島県トラック協会)

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

(一社)福島県医師会、(一社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、

(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会

- (1) 医療助産等救護活動の実施
- (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) 防疫その他保健衛生活動の協力

(一社)福島県LPガス協会

災害時におけるLPガスの安全対策の実施

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受入れ
- (2) 生活福祉資金の貸付

(一社)福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

東西しらかわ農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3)農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (4) 被災組合員に対する融資のあっせん

東白川郡森林組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2)被災組合員に対する融資のあっせん

棚倉町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

福島県建設業協会東白川支部

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 道路・河川等の公共土木施設の応急対策の協力
- (3) 倒壊住宅等の撤去の協力
- (4) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力
- (5) その他災害時における復旧活動の協力

社団法人東白川郡医師会

- (1) 医療助産等救護活動の実施
- (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) 防疫その他保健衛生活動の協力

病院等医療機関

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4)災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (5) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材並び医療関係従事者の提供

社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動に係る連絡調整
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (3)被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

社会福祉施設等の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

棚倉町赤十字奉仕団

- (1) 医療、助産等、救護の実施
- (2) 救援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

白河地方広域市町村圏整備組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- (2) 災害時における廃棄物し尿処理の協力
- (3) 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備

東白衛生組合

- (1) 災害時におけるごみ処理の確保
- (2) 災害時におけるし尿処理の確保
- (3) 災害時における火葬場の復旧対策の確立

一般廃棄物収集運搬許可業者

災害時における廃棄物し尿処理及び収集についての協力

宅地建物取引業者

応急借上げ住宅となりうる建物等の情報提供

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備
- (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立

LPガス・石油関係(LPガス販売業者、福島県石油業協同組合東白川支部)

- (1) 液化石油ガス消費施設の安全指導の徹底
- (2) 応急燃料の確保
- (3)被災地に対する燃料の供給
- (4) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

棚倉町水道工事事業者組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 水道施設の早期復旧及び被害拡大防止対策への協力
- (3) その他災害時における復旧活動の協力

日本水道協会福島県支部

- (1) 応急給水・応急復旧活動
- (2) 資機材の提供
- (3) 工事事業者等のあっせん

報道機関(夕刊たなぐら、株式会社白報社)

災害状況及び災害対策に関する報道

金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

不特定多数の者が出入りする事業所

- (1) 避難誘導、消火施設等の点検整備の実施
- (2)従事者等に対する防火知識の普及及び避難訓練等の実施

8 住民等

住民、自主防災組織及び町内各種団体

- (1) 災害に対する知識の向上と非常時における対応策の確立
- (2) 災害時の避難場所の確認
- (3) 必要に応じた生活必需品の備蓄
- (4) 自主防災組織の結成と防災思想の高揚
- (5) 地域における住民の避難誘導・被災者の救護、伝染病予防物資の配給、防犯等に 対する協力
- (6) 町が実施する応急対策についての協力

第6節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄と管理その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動 に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、複合災害防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期する。

第1 町の防災組織の整備・充実

担当:住民課、各課

1 棚倉町防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条の規定に基づき棚倉町防災会議条例により設置する。

(2) 所掌事務

- ア 棚倉町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 町長の諮問に応じて棚倉町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ イに規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- エ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する 事務に関すること。

(3)組織

ア 会長は町長とする。

イ 町防災会議の組織は、教育長、消防団長のほか、条例に定める防災関係機関等 から町長が任命する。

資料編資料 1 - 1棚倉町防災会議資料 1 - 2防災関係機関名簿

2 棚倉町災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第 23 条の2の規定に基づき棚倉町災害対策本部条例により設置する。 なお、災害対策本部の運営に関し、必要な事項を棚倉町災害対策本部運営要領に定め る。

(2) 所掌事務

町は、棚倉町災害対策本部(以下「町災害対策本部」という。)を設置し、本計画の 定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施する。この場合において、必要 に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地 方公共機関との連携の確保に努める。

- ア 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 被害状況の調査及び報告に関すること
- ウ 消防、その他緊急措置に関すること
- エ 災害救助、その他民生安定に関すること
- オ 災害時の衛生対策に関すること
- カ 災害時の応急の教育に関すること
- キ 災害時の応急復旧に関すること
- ク その他災害応急対策に関すること

(3)組織

- ア 町災害対策本部の長は、町災害対策本部長とし、町長をもって充てる。
- イ 町災害対策副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- ウ 災害対策本部員は、棚倉町課設置条例に定める課の長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

資料編 資料1-3

棚倉町災害対策本部

3 棚倉町水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第3条の規定に基づき設置する。

(2) 所掌事務

水防法第 33 条に基づき定められた水防計画により、町における河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御する。

- (3)組織
 - ア 本部長は町長とする。
 - イ 副本部長は副町長、消防団長とする。

4 棚倉町消防団

(1) 設置の根拠

「棚倉町消防団設置等に関する条例(昭和 40 年 7 月 15 日条例第 17 号)」に基づき設置する。

(2) 所掌事務

棚倉町の消防事務を処理する。

(3)組織

本部と分団から構成し、分団に班を置く。

資料編 資料4-1

棚倉町消防団

第2 応援協力体制の整備等

担当:住民課、各課

1 応援協力体制の整備

(1) 防災関係機関相互の応援体制の整備

大規模災害発生時は、本町限りで災害対策を実施することは不可能であり、県、他市 町村、民間企業等と連携して災害対策を実施する必要がある。

町は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、 県をはじめとする防災関係機関と情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織 の整備・運営がなし得るように努める。

(2) 消防の相互応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等との消防相互応援協定等に基づき、 円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相 互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

また、大規模災害時における消防活動に対応するため、全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊や広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(3)公共団体、防災組織との協力体制の構築

町は、町域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう、次のような協力業務及び協力 方法について明確にしておく。

ア 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他の関係機関に連絡すること。

- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ り災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

(4) 訓練の実施及び連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の 電話番号や担当者についての確認を行う。

また、災害発生時において、支援の要請やその受入れに速やかに対応できるよう、平常時から体制を整備するとともに、必要に応じて協定締結機関との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

(5) 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

2 災害時応援協定の締結の推進

(1) 自治体間の相互応援協力

町は、町域に係る災害について、適切な災害応急対策(広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。)を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定して、文化交流等様々な枠組みも活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結を積極的に進める。

また、上記以外の市町村との災害対策基本法第 67 条の規定による相互応援について も、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部的事項について、 十分な検討を行っていく。

(2) 民間事業者・団体との災害時応援協定

町は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要になる場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

また、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との応援協定を締結し、災害に備える。

(3) 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

資料編 資料1-5

災害応援協定等

第3 消防防災ヘリコプター活用体制の整備

担当:住民課、各課

1 消防防災ヘリコプターの活用

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模 林野火災や台風・地震等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効となる。

このため、町は、県及び消防本部と連携して、消防防災へリコプター「ふくしま」の活用を図る。

(1)活用の目的と範囲

ア 救急・救助活動

- (ア) 山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- (イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- (ウ) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- (エ) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (オ) 山岳漕難事故における捜索・救助
- (カ) 大規模地震、山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及 び救急搬送

イ 災害応急対策活動

- (ア) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (イ) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (ウ) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

ウ 火災防御活動

- (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
- (イ) 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (ウ) 交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

工 災害予防対策活動

- (ア) 災害危険箇所等の調査
- (イ) 各種防災訓練等への参加
- (ウ) 住民への災害予防の広報
- 才 広域航空消防防災応援活動

(2) 運航体制

消防防災へリコプターの運航については、その機動的な運航を確保し、消防防災活動を円滑に行うため、専任消防職員による消防防災航空隊が編成されている。

2 広域航空消防防災応援要請体制の整備

町は、新たにヘリコプター応援に係る協定が加えられた「福島県消防相互応援協定」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援要綱」に基づき、迅速かつ効果的に、消防防災ヘリコプターを活用できる体制を整備する。

資料編 資料 9 - 2

ヘリコプター臨時離着陸場

第4 公的機関等の業務継続性の確保

担当:総務課、住民課、各課

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。このため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画の策定に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

さらに、業務継続体制の整備を通じて、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第2節 防災情報通信網の整備

町は、他の防災関係機関と連携のもと、災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、併せて、設備の安全対策を講じる。

第1 通信手段の整備等

担当:住民課、総務課

1 防災情報通信網の活用

町は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に活用する とともに、インターネット等を利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する など、情報の周知に努める。

(1) 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワーク(以下「県総合情報通信ネットワーク」という。)は、緊急事態が発生した場合に備える県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信によるネットワークであり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができる。

また、災害時にあっては、これらの一般通信の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行のシステムでは、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うため、衛星可搬局の導入や地上系の画像伝送システムの整備など、防災通信機能が一段と拡充・強化されている。

(2) 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信するとともに、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

2 防災行政無線の整備

町は、住民に対する災害情報の提供及び被害状況の収集伝達手段として、防災行政無線の整備充実に努める。

(1) 同報系無線設備の耐震化等

同報系については、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に 努める。

また、平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、 住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や 効率化の観点から、戸別受信機を導入しており、全戸への設置を促進する。

(2) I-ALERTとの連携

消防庁が運用する J-ALERT (全国瞬時警報システム) の情報から自動的に防災 行政無線や各種端末に防災 (災害) 情報を住民に提供するシステムの構築を促進する。

ア 災害時優先電話等の配備

町は、各機関と協力して、東日本電信電話(株)の災害時優先電話等の取扱い、運用方法 等の習熟に努める。

イ 職員参集システムの整備

町は、県総合情報通信ネットワークによる気象情報を利用した職員参集システムの活用 を検討する。

ウ 災害時の機能確保

町は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

なお、通信連絡網の整備・活用に当たっては、管理するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

第2 非常通信体制の充実・強化

担当:住民課、総務課、地域創生課

1 非常通信体制の整備

町は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、SNS等を活用するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

また、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

2 非常通信訓練の実施等

町は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

3 通信手段の周知

(1) 町と防災関係機関間の連絡体制の周知

町は、通信連絡網を整備し、県及び防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための防災担当部局等の連絡先を周知しておく。

(2) 住民への連絡体制の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等を利用した避難情報等を伝達するための手段について、周知に努める。

第3 気象等観測体制の整備

担当:住民課、産業振興課、整備課

1 気象等観測システム網の活用

町は、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、県総合情報通信ネットワークによる気象情報及び(一財)河川情報センターを通じての水位観測情報等の取得に努めるとともに、気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

- (1) 県総合情報通信ネットワークによる気象情報
 - ア 気象特別警報
 - イ 気象警報及び注意報
 - ウ 土砂災害警戒情報
 - 工 指定河川洪水予報
 - 才 気象情報
 - 力 台風情報
 - キ 天気予報
 - ク ナウキャスト (降水、雷、竜巻)
 - ケアメダス
 - コ 地震に関する情報
 - サ 噴火警報等
- (2) (一財)河川情報センターによる情報
 - ア 雨量情報
 - イ 雪情報
 - ウ 水位情報
 - 工 警報
 - オ その他 (洪水予測等)

第3節 災害別予防対策

町は、風水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、各種対策を実施 し、災害の拡大防止を図る。

第1 水害予防対策

担当:住民課、産業振興課、整備課、上下水道課

町は、水害を予防するために、他の河川管理者等と連携を図り、次の事業及び施設の整備を行う。

1 河川対策

(1) 河川の整備

本町の河川は、これまでの水害や令和元年東日本台風での社川決壊等を教訓に河川整備が進められてきたが、一部の中小河川には災害発生の危険度が高い箇所が存在することから、県と連携を図りながらこれら中小河川の整備を図る。

(2) 洪水ハザードマップ整備

町は、水防法第 14 条及び第 15 条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知を図る。

なお、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする 要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設に対しては、電 話、FAXで洪水予報等の伝達を行う。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、 定期的に確認するよう努める。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 排水路対策

排水路は、周辺の宅地化及び道路網の整備などにより、排水量が増大し水路の排除能力不足を来し、宅地や道路及び農地(水田)に浸水被害をもたらしていることから、住民の生命と財産の保護のため、各種事業による当水路の整備を図る。

3 下水道対策

(1) 下水道の整備

自然環境の保全と衛生的で快適な生活環境の改善を目的に、公共下水道事業及び農業 集落排水事業、合併処理浄化槽による下水道整備が進められており、この下水道事業の 円滑な整備と早期供用開始に努める。 (2) 雨水出水(内水)ハザードマップ整備

町は、水防法第 14 条及び第 15 条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、情報伝達体制を本計画に定める。

(3) 下水道管理者の協力

各下水道管理者は、水防計画に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められ、当該事項に同意したときは、水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

4 災害危険箇所

本計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは資料編に定める「重要水防区域」一覧表のとおりである。

資料編 資料19−1

重要水防区域一覧表

5 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定

「水防法」の規定に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに「避難訓練」を実施する。

第2 土砂災害予防対策

担当:住民課、健康福祉課、産業振興課、整備課、上下水道課

町は、土砂災害を予防するために、他の関係機関と連携を図り、次の事業及び施設の整備を行う。

1 地すべり等防止対策

町は、県と連携を図り、土石流、地すべり、がけ崩れによる災害を防止するため、各種対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における対策
- (1) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。 なお、警戒避難体制の整備に当たっては、特に、要配慮者の利用する施設が警戒区域 にある場合、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達を行う。

(2) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

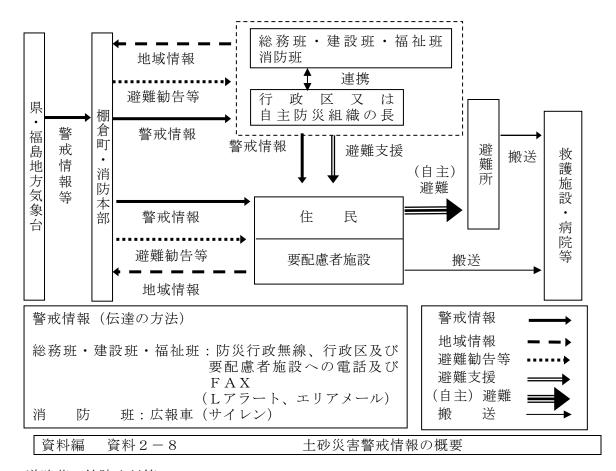
町は、土砂災害警戒区域等ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、 土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住 民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布する。

(3) 十砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、気象業務法、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、県と福島地方気象台が共同で作成・発表するものである。

町は、土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合、必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ速やかに伝達するため、警戒体制、関係機関及び地域住民への 周知体制、避難誘導体制等について整備を図る。

土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統



3 道路落石等防止対策

町は、県と連携を図り、交通の安全確保と地域住民の生活安定を図るため、定期的に落石等の恐れのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

4 治山対策

町は、県に対し、治山、地すべり防止事業を柱とした計画的な事業実施を要請し、山地 の崩壊防止等に努める。

5 森林整備対策

森林は、水源のかん養、災害防止等の公益的機能により林地の崩壊、洪水等が防止されており、町は、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

6 宅地防災対策

がけ地の崩壊等(土石流及び地すべりを含む。)の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域(建築基準法により建築を制限している区域)に存在する既存の不適格住宅の移転を促進する。

7 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定

「土砂災害防止法」の規定に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者 及び管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに「避難訓練」を実施する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

8 土砂災害危険箇所等

本町の土砂災害に関する危険箇所等は、次のとおりである。

資料編	資料 2 - 1	土石流危険渓流箇所
	資料 2 - 2	地すべり危険箇所
	資料 2 - 3	急傾斜地崩壊危険箇所
	資料 2 - 4	砂防指定地
	資料2-5	山地災害危険箇所
	資料2-6	土砂災害警戒区域等

第3 雪害予防対策

担当:住民課、健康福祉課、整備課、上下水道課、子ども教育課、生涯学習課

1 雪害予防体制の整備

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るとともに、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

2 生活基盤の耐雪化

(1) 建築物の安全確保

ア 公共建築物

- (ア)施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するととも に、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行うものとする。
- (イ) 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行うものとする。
- (ウ) 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行うものとする。
- (エ)庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに、災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るものとする。
- (オ) 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すととも に、融雪後は十分に点検し、使用する。

(カ) 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下する おそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行うものとする。

イ 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

(2) 道路交通対策

ア 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

町は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するため、除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路の整備を進める。

また、災害発生時には、町、県及び防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。特に、山間地道路においては、雪崩防止柵等施設の整備を進めるものとする。

イ 防災体制の充実並びに資機材の整備

町は、各道路管理者と連携のもと、一般国道、県道及び町道の整合性のとれた 除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

また、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、各路線の自然条件(地形、 精雪状況等)や地域の実情に適合した機械・資機材の整備を図るものとする。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち、地況、林況、地質特性、保 全対象等から判断し、緊急を要するものから山腹工事を推進する。

(ア) 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、 除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておくものとする。

(イ) 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するため、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保 と整備を図るものとする。

(ウ) 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の 砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

ウ除排雪計画

町は、管理する道路において、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策 定する。

- (ア) 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とと もに十分連携し策定すること。
- (イ)除排雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業 にも対処できるよう計画すること。
- (ウ) 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図ること。

3 融雪期における土砂災害対策等の推進

(1) 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

町は、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

4 救助体制の整備

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため、調査を行うとともに、万一に備え、必要な資機材の整備、役場等との通信を確保するための連絡体制の整備並びに救助計画の策定を行う。

救助計画の策定に当たっては、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、事前に消防、 警察等と救助部隊の編成、輸送手段等について連携を図っておくものとする。

また、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

5 寒冷時の避難対策

(1)避難所対策

避難所を開設する際は、避難施設には、ストーブ等の電源を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等)の備蓄に努めるものとする。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の 整備に努めるものとする。

6 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者の情報把握と共有

町は、降雪期前に高齢者世帯、在宅要介護者、障がい者又は外国人のいる世帯等(以下「要配慮者世帯等」という。)に対し、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、個別に訪問を行い、支援を必要とする要配慮者世帯等の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 要配慮者世帯等の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の要配慮者世帯等の安全確保や避難行動を手助けできるのは、 近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、 避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取 組が実施されるよう啓発する。

なお、降積雪期に、町は、定められた要配慮者世帯等へ定期的に個別に訪問し、積雪 状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、安全確保や避難支援を行う者との情報共 有に努めるとともに、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を 行うものとする。

第4節 火災予防対策

町は、強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

第1 消防体制の整備

担当:住民課、上下水道課

直轄関係機関:消防団

1 消防力の強化

(1)消防施設、消防水利等の整備

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」をふまえ、各種補助制度等を積極的に活用 しながら必要な消防施設等の計画的な整備充実を図る。

消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の老朽施設及び未整備箇所については、 計画的に更新、改修、新設等の整備を図るとともに、消防ポンプ等の機械器具は常に点 検整備に努め、更新計画に従って整備を行う。

また、「消防水利の基準」に基づき、河川、池、沼等の自然水利の確保により、消防水利の適正な配置を行うものとし、市街地拡大に伴う水利の確保についても積極的に、整備を図る。

(2) 救助体制の整備

町及び消防本部は、消防団員の技術の向上と組織の活性化及び適正な配置に努めるとともに、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材の整備を促し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、消防団についても組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう指導を行う。

(3)消防教養訓練の充実

町及び消防本部は、消防団員の消防学校入校を促進し、消防学校における初任教養、 普通教養、幹部教養、専科教養を通じ、消防教養訓練の実施に努める。

2 初期消火体制の整備

(1) 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な 配置を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とした消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

3 広域応援体制の整備

(1) 広域応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第 44 条第1項の規定に基づく、緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、県が作成したマニュアルを習熟するともに、応援を受ける場合を想定した受援計画等の策定を検討する。

第2 火災予防の徹底

担当:住民課

直轄関係機関:消防団

1 火災予防思想の普及啓発

火災防止を図るために、広報紙及び広報車等による広報をするとともに、新聞、テレビ、 ラジオ等の協力を得て、防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図るものと する。

2 住宅防火対策の推進

町は、消防本部との連携により、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

町は、消防本部と連携のもと、学校、病院、工場、事業所等の消防法第8条に規定する 防火対象物の管理者等に対し、防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画 を作成させ、この計画に基づく消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気の適正 使用の徹底等、防火管理を徹底するよう指導する。

第3 火災拡大要因の除去計画

担当:住民課、整備課、子ども教育課

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物を原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設等における薬品類は、延焼又は落下等による発火や爆発で、被害を拡大する危険性を有しているため、町は、薬品類の管理及び転落防止について県及び消防本部の指導を受けるよう取り計らうものとする。

第4 林野火災予防対策

担当:住民課、産業振興課

1 林野火災消防計画の策定

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

このため、町は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討の上、次の事項について林野火災消防計画を定め、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

- (1)特別警戒の実施区域、時期、実施要領等
- (2) 消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等
- (3) 林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充
- (4) 山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の推進
- (5) 町単独又は県及び関係機関と連携した訓練の実施

2 林野所有(管理)者が行う予防対策

- (1)消防職員による立入検査及び防火査察の励行
- (2) 防火線としての役割を加味した林道網の整備
- (3) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (4) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (5) 事業地の防火措置の明確化
- (6) 森林法及び火入れに関する条例整備
- (7) 消防機関等との連絡方法の確立
- (8) 火災多発期(12月~3月)における見回りの強化

3 林野火災防止のための情報の充実

町は、林野火災防止のため、県総合情報通信ネットワーク等を利用し、県や福島地方気象台等と連携の上、気象特別警報、気象警報、注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じる。

4 林野火災対策用資機材の整備

町は、林野の所有(管理)者と連携を図り、林野火災対策用資材(トラック、ジープ、工作車、チェンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー等)の整備に努める。

5 空中消火体制の整備

町は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災へリコプターによる空中消火作業が 円滑に実施できるよう体制を確立する。

第5節 建造物及び文化財災害予防対策

町は、風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、災害に強いまちづくりを 行うとともに、災害から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、県教育委員会・ 文化財所有者・管理者及び消防機関等と連携し、文化財の保護に努める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

担当:総務課、整備課

1 民間の建築物

町は、都市の不燃性及び建築物の安全性の確保の必要性から、地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、住民に対し、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度のあっせんを行う。

2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第 12 条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

担当:住民課、生涯学習課

1 建物及び搬出不可能な文化財等の対策

町は、建物及び搬出不可能な文化財等について、常に防災診断等を行い、応急復旧計画を立て文化財等の保全に努める。

2 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町は、県教育委員会と連携のもと、文化財保護強調週間(11月1日~7日)及び文化財防火デー(1月26日)等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

3 防災設備等の整備強化

町は、文化財所有者・管理者等に対し、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、 消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施す るよう指導する。

4 火災予防体制の強化

町は、文化財所有者・管理者等と連携し、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるとともに、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置の徹底を図る。

5 訓練の実施

町は、県教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者と相互に協力し、火災発生時 等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

資料編 資料14-1

国・県・町指定文化財一覧表

第6節 緊急輸送対策

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものである。

このため、町は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送手段、輸送体制等について定め、効率的な緊急輸送の確保を図る。

第1 緊急輸送路等の指定

担当:住民課、整備課

1 緊急輸送路

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、福島県が指定する緊急輸送道路に加え、 町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するとともに、その 確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員及び資機材の確保について、関係機関 と協議の上、協定等を締結する。

なお、確保すべき路線の順位は、次のとおりである。

(1) 第1次確保路線

広域的な輸送に不可欠な、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

(2) 第2次確保路線

県地方災害対策本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に 確保すべき道路

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

資料編 資料 9-1

緊急輸送道路指定路線

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場の整備を図るものとする。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場については、避難場所及び避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

資料編 資料 9 - 2

ヘリコプター臨時離着陸場

3 物資受入れ拠点

町は、災害時における大量の物資の受入れ及び仕分け並びに避難所への輸送等のための 集積拠点施設を指定するとともに、関係機関からの「プッシュ型」支援を想定し、県との 情報共有を図る。

第2 緊急輸送体制の整備

担当:住民課

1 緊急輸送車両等の確保

町は、緊急輸送に必要な輸送車両などについて、町内運送業者と災害支援協定を締結し、 緊急輸送に必要な輸送車両の確保を図る。

2 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害応急対策を実施するために使用するものについては、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受けておくものとする。

また、民間協定締結事業者等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

第7節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難誘導体制の整備

担当:住民課、総務課、健康福祉課、地域創生課

1 避難計画等の策定

町は、災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導体制の整備を図るとともに、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図る。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や県外避難の場合も含め市町村間を越えた広域避難の際には、コミュニティを維持しながら避難できるよう避難先の指定についても考慮する。

また、町は、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難指示(緊急)・避難勧告の発令について、関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに必要に応じた見直しを行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

避難計画の記載事項

- (1) 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準
- (2)避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及 び責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水・給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 負傷者に対する応急救護
 - オ ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- (6) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難所の管理者(原則として町職員を指定)及び運営方法
 - イ 避難受入中の秩序保持
 - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
 - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - オ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 指定避難所の整備に関する事項
 - ア 受入れ施設
 - イ 給水・給食施設
 - ウ 情報伝達施設
 - エ トイレ施設(仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等)
 - オ ペットの保管施設

- (8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - ア 情報の伝達方法
 - イ 避難及び避難誘導
 - ウ 避難所における配慮等
 - エ 老人デイサービスセンターの活用等
- (9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ 標識、誘導標識等の設置
 - ウ 住民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練の実施等
- (10) 感染症に関する事項
 - ア 手洗いによる感染症予防の周知徹底 (アルコール手指消毒液等)
 - イ 咳エチケット、マスク着用、ソーシャルディスタンス確保による感染 症予防の周知徹底
 - ウ 避難所内のトイレ等の衛生管理

2 避難情報 (警戒レベル) の周知

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、特に避難行動に時間を要すると思われる者に対しては、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。さらに、警戒レベル4避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行う。

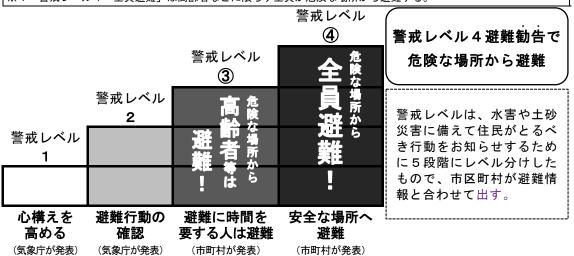
町は、これらの避難情報(警戒レベル)と避難行動の相対関係について、日頃から住民への周知徹底に努める。

市区町村から出される避難情報(警戒レベル) 避難とは難を避けること、つまり安全を確保すること。

(安全な場所にいる人は、避難する必要はない。)

危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、 警戒レベル4で〈全員避難^{※1}〉

※1 警戒レベル4「全員避難」は高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難する。



第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

担当:住民課、総務課、健康福祉課、産業振興課、整備課、子ども教育課、生涯学習課

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害対策基本法第 49 条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所として、あらかじめ指定しておくものとする。

- (1) 災害が発し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により 当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障 のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努めるものとする。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定 を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定 箇所等と重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、 どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図 記号を用いた標識の見方について周知する。
 - エ 都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該 農地の内における防災訓練の実施等に努める。

2 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設)の確保を図るため、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所としてあらかじめ指定しておくものとする。また、要配慮者等のうち一般の避難所では生活することが困難な避難者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運 営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 福祉避難所としての指定を想定する施設にあっては、バリアフリー化されていること や、相談員、支援員が配置されていることなど、特別な配慮がされていること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努めるものとする。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル 以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないとこ るとする。
 - エ 原則として耐震構造 (昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全 が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生 活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設と する。
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、次の点に留意する。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。
- (1) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定しようするときは、当該管理者の同意を得るものとする。

(2) 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事(危機管理総室)に通知するとともに、公示する。

(3) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所又は指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所又は指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(4) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所若しくは指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事(危機管理総室)に通知するとともに、公示する。

(5) 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議の上進めるものとする。

(6) 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法(教職員の役割を含む。)等について事前の協議を行っておく。

(7) 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

(8) その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合には、県を通じて 内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する ことも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

(9) 避難所の設備及び資機材の配備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ち に配備できるよう準備する。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備(非常用発電機を含む。)
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 才 給水用機材
- カ 救護所及び医療資機材
- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 防疫用資機材
- コ 工具類
- サ トイレ施設

資料編 資料7-1

指定緊急避難場所·指定避難所·一時避難 所·福祉避難所

4 避難路の選定

町は、避難所の指定に併せ、周辺地域の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。

- (1)避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

5 居住者等に対する周知

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第3 防災上重要な施設における避難計画

担当:住民課、総務課、健康福祉課、産業振興課、子ども教育課、生涯学習課

1 各施設における避難計画

町は、学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者に対し、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るよう指導する。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した避難計画を策定する。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- カ 避難場所の選定、受入れ施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(2) 社会教育施設等における避難計画

社会教育施設等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、各施設の利用者を 混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの利用者の 特性を考慮した上で、次の事項に留意して各施設の実態に即した避難計画を定めておく ものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- カ 避難所及び避難経路の設定並びに受入れ方法
- キ 避難者の確認方法
- ク 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

(3) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の 活動能力等についても十分配慮した避難計画を定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
- オ 避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
- カ 避難所及び避難経路の設定並びに受入れ方法
- キ 避難先は他の施設等への措置替えについても検討すること。
- ク 避難者の確認方法
- ケ 家族等への連絡方法
- コ 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

(4) 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入れ場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法等に配慮した避難計画を定めておくものとする。

また、通院患者に対する、病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法 等についてもあらかじめ定めておくものとする。

(5) その他の防災上重要な施設の避難計画

駅、旅館、スーパーマーケット等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、 それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時 期並びに誘導及び指示伝達の方法等について避難計画を定めておくものとする。

2 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含め、市町村間を越えた広域避難を想定し、 搬送方法も含めた避難計画の策定に努めるものとする。

3 避難確保計画

防災上重要な施設のうち、要配慮者が利用する施設で、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の施設の所有者及び管理者は、以下の事項を定めた避難確保計画を策定し、町長へ報告するものとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設については資料編に定める。

- (1) 防災体制
- (2) 避難誘導
- (3) 施設の整備
- (4) 防災教育訓練の実施
- (5) 自衛水防組織の業務(※水防法に基づく自営水防組織を置く場合)
- (6) そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

資料編 資料2-7

土砂災害危険箇所等に係る要配慮者利用施設

第8節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。

このため、町は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療(助産)救護体制の整備

担当:住民課、健康福祉課

1 医療(助産)救護活動体制の確立

町は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、関係機関と調整の上、 自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備並びに住民への周知
- (2) 医療救護班の編成体制の整備

資料編資料8-1棚倉町内医療機関等一覧資料8-2東白川郡医師会一覧

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

- 4 後方医療との連携体制の整備
- (1)後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定している。

また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院を一箇所指定 している。

町は、平時より地域災害拠点病院との連携を図る。

(2)後方医療機関の受入れ状況等の連絡体制の整備

町は、救護所、医療機関及び消防本部等の間における十分な情報連絡機能を確立する ため、災害救急医療システムの構築を図る。

(3) 傷病者等搬送体制の整備

ア 搬送手段の確保

町及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送 や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

イ 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機 関への複数の搬送経路を確保する。

ウ ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立する。

資料編 資料8-3

後方医療機関

5 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

担当:住民課、健康福祉課

災害時における被災地域の防疫は、県の指導、指示に基づいて行うものとし、町は、あらか じめ次のとおり体制の整備を図る。

なお、本町限りで実施困難なときは、近隣市町村及び県(県南保健福祉事務所)の応援を得て実施する。

- (1) 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるようにするための防疫体制の確立
- (2) 防疫用薬剤及び資機材の備蓄並びに調達計画の作成
- (3) 感染症患者を隔離しておくための体制の整備及び県の指定する感染症指定医療機関への患者等の移送体制の確立

第9節 食料等の調達·確保、防災資機材等の整備 及び廃棄物処理計画の策定

町は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

第1 食料及び生活物資の調達・確保

担当:住民課、健康福祉課、産業振興課

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

1 食料及び生活物資の備蓄並びに流通備蓄の確保

町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料及び生活物資の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達及び物資調達に関する協定の締結を推進するなど、食料及び生活物資の調達体制の整備に努める。

(1) 備蓄及び調達する品目

ア食料

乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ 調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じるものとする。

イ 生活物資

寝具(毛布等)、衣料品(下着、作業着、タオル)、炊事器具(卓上コンロ、カセットボンベ)、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品等の備蓄を図るとともに、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討する。

(2) 備蓄数量

備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図るものとする。

(3) 備蓄拠点等の設置

町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(4) 災害応急対策従事者への物資の確保

災害応急対策に従事する職員用の食料及び生活物資の備蓄に努める。

2 緊急物資確保対策の啓発・指導

町は、防災週間や防災関連行事等を通じて自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄を行うともに、1週間分程度の生活物資、非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図る。

第2 飲料水の確保

担当:住民課、上下水道課

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材(給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等)の整備(備蓄)に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるととも に、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について 検討する。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して最低3日分の 飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水 (ペットボトル等) についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資器材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資器材の整備に努めるとともに、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

第3 防災資機材等の整備及び管理体制の整備

担当:住民課、整備課、子ども教育課、生涯学習課

1 防災資機材の整備

- (1) 町は、警察本部、消防本部及び県と連携のもと、災害時に必要とされる応急活動用資機材(エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等)の整備充実を図る。
- (2) 町は、長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行う。

3 防災資機材の調達体制の整備

町は、災害発生時に防災資機材を確保するため、建設業組合等と協定等を結び調達体制の整備に努める。

4 備蓄品等の管理体制の整備

町は、食料等期限のある備蓄品に対して、管理者があらかじめ記録しておき、取り替え の措置等必要な管理体制を図るよう努める。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

担当:住民課

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ゴミや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町の災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すこととする。

町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。十分な大きさの 仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能 力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害 時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第10節 航空消防防災ヘリコプターの活用

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模 林野火災や台風・地震等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、県及 び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプターの活用体制の整備に努めるものとする。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

担当:住民課、各課

- 1 活用の目的と範囲
- (1) 救急·救助活動
 - ・山間、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
 - ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
 - ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
 - ・河川での水難事故等における捜索・救助
 - ・山岳遭難事故における捜索・救助
 - ・高層建築物火災における救助
 - ・大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送
- (2) 災害応急対策活動
 - ・地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
 - ・孤立した被災地等への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - ・石油コンビナート、高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
 - ・各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- (3) 火災防御活動
 - ・林野火災等における空中からの消火活動
 - ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
 - ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送
- (4) 災害予防対策活動
 - ・災害危険箇所等の調査
 - ・各種防災訓練等への参加
 - 住民への災害予防の広報
- (5) 広域航空消防防災応援活動

第2 場外離着陸場(臨時ヘリポート等)の確保

担当:住民課、各課

災害時に円滑に消防防災へリコプターを活用できるよう、町は、ヘリポート設置基準に基づき、適地を事前に臨時ヘリポートの予定地として指定し、県へ報告する。

資料編 資料 9 - 2

ヘリコプター臨時離着陸場

第11節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。

第1 住民に対する防災教育

担当:住民課、各課

1 防災知識の普及啓発

町は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を中心に、住民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進 に努める。

(1) 実施の時期

普及啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項		5月~9月
	水防月間	5月1日~5月31日
	土砂災害防止月間	6月1日~6月30日
土砂災害予防に関する事項	がけ崩れ防災週間	6月1日~6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月~6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日~3月7日
次次了例に関する事項	秋季全国火災予防運動	11月9日~11月15日
雪害予防に関する事項		12月~3月
当古丁別に関りる事項	雪崩防災週間	12月1日~12月7日
	防災とボランティア週間	1月15日~1月21日
地震災害に関する事項	防災とボランティアの日	1月17日
地辰火音に関りる事項	防災週間	8月30日~9月5日
	防災の日	9月1日

(2) 普及の内容

防災知識の普及啓発に当たっては、以下に掲げる災害発生時の心得等災害に関する一般的な知識と、住民一人ひとりが日頃から心がけておく実践的な対応について配慮する。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- ウ 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の 発令時にとるべき行動

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、様々な広告媒体の積極的な利用を図る。

2 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設等に設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

3 要配慮者等への配慮

町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

4 大災害の教訓や災害文化の伝承

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、住民においては、自ら災害教訓の伝承に努める。

第2 防災上重要な施設における防災教育

担当:住民課、各課

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害 発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、町は管理者等に対し、各種講習会等 を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

第3 防災対策関係者に対する教育・研修・訓練

担当:住民課、各課

1 町職員に対する教育・研修・訓練

町は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての町職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努める。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

2 消防学校における防災教育

県は、21 世紀の消防防災を担うにふさわしい人材を育成するため、消防学校において、教育 訓練機能の拡充強化による消防団員等の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等 に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることとしている。

町は、消防団員、自主防災組織の指導者等に対し、消防学校において実施される防災教育への参加を促し、消防団員、自主防災組織の指導者等の教育の充実強化を図る。

第4 学校における防災教育

担当:子ども教育課

1 児童生徒に対する防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うもので、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行う。

(1) 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充 実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図るものとする。

(2) 教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を 通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の 危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として 認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるように する。

2 教職員に対する防災研修

教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施し、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図るものとする。

第12節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする 各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立 及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮する。

第1 防災訓練の実施

担当:住民課、各課

1 総合防災訓練

大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加のもとに、総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、町においても、市町村単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努める。

なお、訓練の実施に当たっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

(1)訓練種目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、防災環境の変化に対応した実践的な訓練も適宜取り入れて行うものとする。

- ア 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広 域応援要請
- イ 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導(要配慮者誘導を含む)、救助、救急
- ウ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- エ 避難所設置、給水、給食(炊き出し)、ボランティア受入れ、ボランティアセ ンターの設置
- オ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- カ 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、 都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム 等受入れ

2 個別訓練

町は、総合防災訓練のほか、必要に応じ個別訓練を実施する。

(1) 個別訓練の種別

個別訓練の種別は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練の内容	参加機関
震災訓練	随時	大規模震災を想定した訓練	関係防災機関、住民
消防訓練	秋季・ 春季	大規模な火災を想定しての応 援、消火訓練	消防署、消防団、町、 その他関係消防機関
通信連絡訓練	随時	気象予警報の伝達、各種災害報 告感度交換、伝達、送達	町、消防団 (関係消防機関、警察)
非常参集訓練	11	職員の非常招集訓練	消防団、町
水防訓練	夏季	各種水防工法の実施訓練	水防団、町、地区住民
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	町、防災関係機関
消防団教養訓練	"	一般教養、水防法、消防法、災 害対策基本法の習熟訓練	消防団初任者、現任者、 実技幹部
消防団訓練	11	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物防災訓練	II.	危険物、高圧ガス等、災害防止 訓練	消防関係機関、関係事業 所
災害対策本部 運営訓練	"	町災害対策本部の設置及び運営、職員の動員配備、本部会議の 招集等	町、その他関係防災機関
避難所設置運用訓練	JJ	避難所の開設、職員派遣、災害 対策本部等との情報伝達訓練	町、避難所となる施設の 管理者及び自治会、自主 防災組織
土砂災害防災訓練	II	災害情報の受伝達及び住民避難 訓練	町、その他関係防災機関
その他の訓練	II	救出救助、避難誘導、給食給水 等の訓練	町、その他関係防災機関

(2)訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(3)訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前 記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、最も効果のある方法で訓練を行う。

第2 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

担当:住民課、各課

1 事業所等における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及びその他消防法第8条で定められた防火管理者は、 その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施する。

また、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための訓練を実施する。

さらに、地域の一員として、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難 訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行うものとする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 住民の訓練

住民一人ひとり災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は、防災 訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防 災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、 防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努める。

第3 訓練の評価と地域防災計画への反映

担当:住民課、各課

町は、訓練の実施後においては本計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、訓練を実施したことによって、判明した防災活動上の問題点・課題を整理し、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

なお、訓練時にチェックすべき項目の設定や専門家の意見を取り入れるなど、点検、評価し、次回の訓練に活かす方法についても検討する。

第13節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町、県及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が"自らの命と地域は自分達で守る"という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

第1 自主防災組織の育成・強化

担当:住民課、各課

1 自主防災組織

(1) 設置の目的

自主防災組織は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが、義務付けられている。

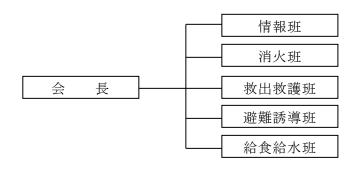
さらに、町は、事業所に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせる。

(2)組織編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、次の点に留意しつつ行政区等の単位で編成する。

- ア 大規模な組織については、原則として各行政区単位を基本としつつ、地域の実情を踏まえ適正規模となるよう努めること。
- イ 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とすること。
- ウ 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を 地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図ること。
- エ 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にすること。

自主防災組織の編成例



(3) 自主防災組織の活動

ア 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災 計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (ア) 各自の任務分担
- (イ) 地域内での危険箇所
- (ウ)訓練計画
- (エ) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (オ) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (カ)避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (キ) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

イ 日常の自主防災活動

(ア) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用し、日常からの備えとして非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努める。

また、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成するなど、地域の防災環境の共有化を図る。

さらに、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、 障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(イ) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

a 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

b 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を 使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

c 救出及び応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

d 給食給水訓練

食料の確保や、学校、各家庭の限られた資機材を利用した配給方法などについて習熟を図る。

e 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある 避難ができるよう訓練を行うものとする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

f 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行うものとする。

(ウ) 防災用資機材等の整備、点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うため、活動に必要な防災 資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時にお いても確実に対応できるよう備えるものとする。

2 自主防災組織の結成促進、育成指導等

町は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自 主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、自主防災組織の 資機材の整備や活動への支援を行う。

また、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行うほか、女性の参画の促進に努める。

(1) リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、中核となるリーダーの役割が重要であることから、各種の防災関係講習会等に積極的に参加するよう促進する。

(2) 施設

活動の拠点となるべき施設及び防災資材は、国の補助事業等により計画的に整備する。

(3)活動要領の作成と指導

町は、活動マニュアル等を作成し、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的に 指導するなど、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、要配慮者の避難誘導等、 各種の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

3 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域貢献・地域との共生)を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リ スクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネ ジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するため の事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、 事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど 防災活動の推進に努める。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県(関係各部局)及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、町は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令第 26 条等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における 防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体 制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、 これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行 うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第14節 要配慮者対策

町、社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、 住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導等の防災体制の整備に努め るものとする。

第1 避難行動要支援者名簿の作成、利用、提供等

担当:住民課、健康福祉課

1 支援体制の整備

町は、町内に居住する高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特別な配慮を必要とするもの(以下「要配慮者」という。)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関(以下「避難支援等関係者」という。)に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成 25 年の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(以下この節において「指針」という。)」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を「避難行動要支援者避難支援プラン」の「全体計画」として整理し、避難行動要支援者名簿等の個別具体的な事項は「個別プラン」として整備を図る。

2 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関(避難支援等関係者)に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を 位置付けるものとする。

- (1)消防機関(白河地方広域市町村圏消防本部·消防団)
- (2) 県警察 (棚倉警察署)
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 行政区長
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

3 避難行動要支援者の把握

町は、発災時に迅速な対応がとれるよう次の事項に留意し避難行動要支援者の把握等を 行う。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名 簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報 提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供である ことを、書面をもって明確にする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、 次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (ア) 要介護認定3~5を受けている者
- (イ) 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者 (心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。)
- (ウ)療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 町の生活支援を受けている難病患者
- (カ) 75歳以上高齢者のみ世帯
- (キ)上記(ア)~(カ)以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載 し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ)避難支援等を必要とする事由
- (キ)上記(ア)~(カ)に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでの データ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制 を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

エ 町における情報の適正管理

町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、棚倉町個人情報保護条例の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において次の措置を講じるよう努めるものとする。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等 関係者に限り提供すること。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供 しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよ う努めること。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられている ことを十分に説明すること。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体 内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催 すること。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の 把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、 名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の 名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

4 避難行動要支援者避難支援プラン (個別計画) の策定

住民及び町は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成するとともに、あらかじめ 避難支援等関係者の役割分担を定めておくなど、具体的な避難支援計画の策定を進める。

第2 社会福祉施設等における対策

担当:住民課、健康福祉課

1 施設等の整備充実

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者(児)等である場合、災害時においては移動等の諸問題が発生することから、施設そのものの安全性を高めるものとする。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点に十分配慮した組織体制を確保する。

また、町の協力のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

さらに、入所者を施設相互間で受入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応 についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態(パニック)、感情の麻痺、無力感等の症状(心的外傷後ストレス障害(PTSD))の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

第3 在宅者に対する対策

担当:住民課、健康福祉課

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者(特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者)等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用火災警報器等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

3 避難用器具等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者が 避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第4 病院入院患者等対策

担当:住民課、健康福祉課

町は、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の要介護高齢者及び新生児、乳幼児、重症 患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な構造・設備を有する 病室に受け入れるなど、特別な配慮をするよう努める。

第5 外国人に対する防災対策

担当:住民課

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、 災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、 外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第6 避難所への移送

担当:住民課、健康福祉課

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第7 避難所における要配慮者支援

担当:住民課、健康福祉課

1 避難所における物理的障壁の除去(ユニバーサルデザイン化)

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入れ体制を構築する。

第15節 ボランティアとの連携

町は、大規模な災害発生時におけるボランティアの申し入れに対して、県及び関係機関・団体と相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義等

担当:住民課、総務課、健康福祉課

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

1 ボランティアの果たす役割

ボランティア活動には、自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とする一般 ボランティアと、専門知識、技能を有する専門職ボランティアの2つに区分される。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の 資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボラ ンティア、消防業務の知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免 許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成方法等について検討するとともに、次の活動を行うボランティアの確保を図る。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児等)の介護及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6)消火·救助·救護活動
- (7) 保健医療活動
- (8) 通訳等の外国人支援活動
- (9) 被災ペット救助ボランティア
- (10) 栄養・食生活支援ボランティア
- (11) 子ども、一人親家庭支援ボランティア

なお、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、県は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と福島県災害ボランティア連絡協議会を設置し、災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、関係団体との連絡調整体制の確立を図ることとしている。

2 災害ボランティアの意義や参加についての啓発

町は、「防災とボランティアの日」(毎年1月17日)及び「防災とボランティア週間」 (毎年1月15日~21日)を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

第2 ボランティアの連携体制の整備

担当:住民課、総務課、健康福祉課

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

1 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

2 ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 関係機関との情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想されるため、町は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

(2) コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備する。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、県と連携のもと、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア活動保険

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第16節 危険物施設等災害予防対策

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展する場合が多く、消火困難に陥りやすい。

また、毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。

このため、町は、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

第1 予防査察等の実施

担当:住民課

町は、県及び消防本部等の監督機関と連携し、火薬類、高圧ガス、石油、毒物劇物類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律、毒物劇物取締法及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、危険物施設等における災害予防に努める。

第2 自主保安体制の充実

担当:住民課、総務課、生涯学習課

1 自主保安体制の確立

町は、県と連携し次の措置を通じて、関係事業所の自主保安体制の向上を促進し、災害時の事故発生の抑止に努める。

- 2 危険物保安監督者制度の効果的運用
- (1) 危険物取扱者の選任、解任の届出を励行させる。
- (2) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知により受講率の向上を図るものとする。
- 3 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全管理
- (1) 危険物施設保安員の選任を指導する。
- (2) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 危険物取扱いの安全確保のため予防規定の作成遵守を指導する。
- 4 安全対策の強化

災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、町は県と協力のもと、危険物施設等における保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い規準の遵守を図るとともに、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関による予防査察指導の強化、効率化を図るものとする。

第17節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR(企業の社会的責任)の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

担当:住民課、各課

1 県内市町村間の相互応援協定

町の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が 少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

2 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効であるため、 県外市町村との災害時の相互応援協定の締結を促進する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定の締結の推進

担当:住民課、各課

1 食料、生活必需品等の供給

町は、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等、店舗や流通に在庫を有する 企業等と食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進する。

なお、災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズ に応じた物資の調達に配慮する。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、物資の管理、受払い等、運送業務等について、民間事業者との災害時応援協定の 締結を推進し、災害時における応急対策活動体制の強化を検討する。

3 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や食料等物資搬送のための車両の燃料、防災拠点施設の自家発電用燃料等を確保するため、町内における燃料取扱事業者等との災害時応援協定の締結を推進することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は、その状況を勘案し、他の防災関係機関と連携を図りつつ、災害応急対策を実施するため、又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行うものとする。

第1 町の活動体制

担当:総務班、各部各班

1 災害対策本部組織

(1) 町災害対策本部の設置及び解散

町長は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により、警報及び災害の状況を見極めた 上、次に掲げる設置基準に該当する場合は、町災害対策本部を設置する。

また、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、町災害対策本部を解散する。

ア 設置基準

- (ア) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (ウ) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (エ) 町内で震度5弱または5強の地震が観測され、町内で局地的災害が発生し拡大のおそれがあるとき。

なお、町で震度 6 弱以上の地震を観測した場合は、町災害対策本部を自動的 に設置する。

イ 解散基準

- (ア) 災害の応急対策が終了した場合及び本部長がその必要がないと判断したとき。
- (イ)発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったとき。
- (ウ)上記(ア)及び(イ)のほか、災害救助法の規定に基づく救助が完了したとき。

ウ 水防非常配備体制の吸収

町災害対策本部設置時において、既に水防非常配備体制をとっている場合には、 組織の一元化を図るため、町災害対策本部に吸収する。

(2) 設置及び解散時の通報先

町災害対策本部を設置及び解散したときは、速やかに次の機関に通報するとともに、 住民等への周知を図る。

ア知事

- イ 白河地方広域市町村圏消防本部棚倉消防署
- ウ 棚倉警察署
- エ その他必要に応じて関係する公共機関の長

(3) 設置場所

町災害対策本部は、原則として棚倉町役場庁舎内に設置する。ただし、役場庁舎及び 周辺地域の被災状況によりその機能が維持できないと判断される場合は、次の施設に町 災害対策本部の設置場所を変更する。

- ア 棚倉町文化センター
- イ 棚倉町総合体育館
- ウ 棚倉町立図書館
- エ 棚倉町保健福祉センター

(4) 町災害対策本部の構成と運営

町災害対策本部の構成と運営は、棚倉町災害対策本部条例及び棚倉町災害対策本部運営要領に定めるとおりとする。

(5) 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

資料編 資料1-3

棚倉町災害対策本部

2 災害対策本部会議

本部会議は災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図る。

- (1) 本部長は、本部長、副本部長、本部員及び事務局(消防環境係)をもって構成する本 部会議を招集する。
- (2) 会議は、庁舎内で開催するものとし、部長・副部長が不在の場合、班長がこれに当たるものとする。
- (3) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出する。
- 3 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指示を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施 し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合、町の救助体制についても、県の指導によ り、あらかじめ定めておくものとする。

4 町長不在時の対応

大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による町災害対策本部 設置の決定が困難な場合等は、次の順位により対応する。

また、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断についても、同様とする。

- (1) 第1順位 … 副町長
- (2) 第2順位 … 教育長
- (3) 第3順位 … 住民課長

5 時系列行動計画の作成

町が時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、他市町村、防災関係機関、並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画(BCP)にも関連するものである。

町は、住民の生命を守るため、次に掲げる初動対応において重要な対策等について定めた、時系列行動計画の作成に努める。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応する必要があることに留意する。

第2 職員の動員配備

担当:総務班、各部各班

1 配備基準

町は、風水害、雪害、その他の事故等による災害が発生した場合、又は災害が発生する おそれがある場合、災害の状況に応じて、次の区分による配備体制をとるものとする。

なお、町災害対策本部設置に至らない災害については、平常時の町の組織をもって対処する。

種別	事 前 配 備 体 制	
配備基準	【風水害等】 ○ 大雨、台風、降雪期等において、棚倉町に気象注意報(大雨、洪水、大雪注意報等)の1以上が発令され、なお警報の発令が予想され、住民課長又は町長が配備を決定したとき。 ○ その他特に住民課長又は町長が必要と認めたとき。	
配備体制	○ 情報連絡のため、少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配 備体制に円滑に移行できる体制。	
指揮者	住民課長	
活動内容	 ○ 住民課長は、県(県南地方振興局)その他関係機関と連絡をとり、気象情報、対策通報等を防災行政無線、広報車、有線電話、その他の方法により住民に伝達するとともに、現地の情報を収集する。 ○ 整備課長は、雨量、水位、流量等に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集する。 ○ 住民課長は、必要に応じ町長に報告すると共に関係課長に連絡する。 	

種別	警 戒 配 備 体 制	
配備基準	 【風水害等】 ○ 棚倉町に気象警報(大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報等)が発令されたとき。 ○ 大規模事故等により、災害が発生又は発生が予想される場合で、住民課長又は町長が配備を決定したとき。 【地震災害】 ○ 棚倉町において震度4の地震が観測されたとき。 【その他】 ○ その他特に住民課長又は町長が必要と認めたとき。 	
配備体制	○ 関係各課係の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、 そのまま直ちに非常活動が開始できる体制。○ 事態の推移に伴い、非常配備体制に移行する。	
指揮者	住民課長	
活動内容	 ○ 関係各課長は、必要に応じ住民課長席に参集して相互に情報を交換する。 ○ 住民課長は、客観情勢を判断し当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ町長へ報告のうえ指示を仰ぐものとする。 ○ 警戒配備につく職員は、自己の所属する課の所定の場所に待機する。 ○ 各課の責任者は、住民課長からの情報又は連絡に即応し、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。 ○ 警戒配備につく職員の数は、状況により各課長において増減することができる。 	

種 別	継続警戒配備体制
配備基準	○ 大雨洪水警報が発令された後、更に降雨量が見込まれる状況であって、 早期に災害対策本部を設置し関係職員を待機させておく場合。
配備体制	○ 住民課、整備課の関係職員を配備し、各課室局長は勤務時間内は職場待機とし、夜間休日は自宅待機とする。

種 別	第 1 非 常 配 備 体 制	
配備基準	 【風水害等】 ○ 棚倉町内で局地的災害が発生し拡大するおそれがあるとき。 ○ 複数の地域で災害の発生が予測されるとき。 ○ 特別警報が発令されたとき。 【地震災害】 ○ 棚倉町内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。 【その他】 ○ その他特に町長が必要と認めたとき。 	
配備体制	○ 各課係の所要の人員をもって当たり、突発的災害に対し、応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制。○ 状況に応じて災害対策本部を設置できる体制。	
指揮者	本部長(町長) (災害対策本部設置前は住民課長)	
活動内容		

種別	第 2 非 常 配 備 体 制	
配備基準	【風水害等】 ○ 町内の複数地域又は全域にわたって、災害が発生したとき。 【地震災害】 ○ 棚倉町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ○ 棚倉町内の複数地で災害が発生したとき。 【その他】 ○ その他特に町長が必要と認めたとき。	
配備体制	○ 災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動 を行い、また、その他町内全域に被害が拡大するのを防止する体制	
指揮者	本部長 (町長)	
活動内容	○ 各部班は、災害応急対策に全力を傾注する。○ 各部班長は、活動状況を随時本部長(町長)に報告するものとする。	

2 配備人員

配備人員は、あらかじめ定める配備編成計画において、一日三交代を基本として、配備 体制別に定めるものとする。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとし、その際は、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を 考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくも のとする。

資料編 資料1-4

棚倉町職員配備編成計画

3 記録の励行

本部長の発する指令若しくは各部長及び各班が発する指示連絡等の伝達又は住民、県南地方振興局長からの町への報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達および受領の確実を期するものとする。

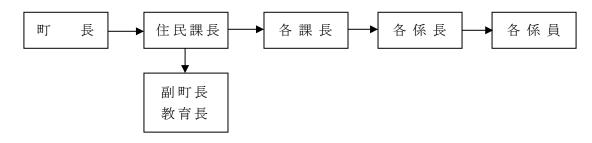
4 動員伝達方法

(1) 勤務時間内における伝達

勤務時間内における動員の伝達は、住民課長から、各課長を通じて庁内電話、口頭等により行うものとする。

- ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、 住民課長は、町長の指示により非常配備を決定し、副町長、教育長及び各課長に これを伝達する。
- イ 各課長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又 は業務に従事させるものとする。

勤務時間内における伝達系統



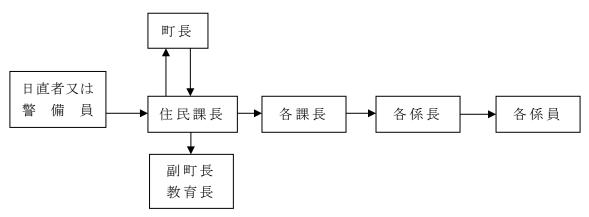
(2) 勤務時間外、休日等における伝達及び配備

勤務時間外、休日等における動員の伝達は、次の方法により行う。

- ア 日直者又は警備員は、非常配備に該当する注意報や警報等を受けた場合、直ち に住民課長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- イ 通報を受けた住民課長は、町長、副町長、教育長に直ちに連絡し、町長が配備 を決定した場合には、電話等により各課長に伝達するものとする。

なお、勤務時間外、休日等においての各所属における伝達方法は、あらかじめ 定める緊急連絡網により電話等で連絡する。

勤務時間外における伝達系統



5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあること を覚知したときは、配備基準に基づき、直ちに役場庁舎又はあらかじめ指定された場所に 参集し配備につくものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものと し、直ちにその状況を所属長に報告する。

ただし、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、 最も近い町の機関、施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指 示に従い、その業務を応援する。

6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

所属長は、所属職員の配備状況及び参集職員以外の参集状況並びに職員や家族の安否確認を行うこととし、その状況を本部長に報告する。

本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、各班長に応援の指示を行うものとする。

7 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とするが、災害の実態、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長は消防団長に命令することがある。

なお、水防活動時における、消防団の出動の基準、招集の方法等は、以下のとおりである。

(1)動員命令

動員命令は、町長が消防団長に対して行うものとし、消防団長が各分団に対して下記により命令する。

- ア 動員を要する分団名
- イ 動員の規模
- ウ 作業内容及び作業場所
- 工 装備等
- オ 集合時間及び集合場所
- カ その他必要と認める事項

(2)動員の基準等

動員の基準については、水防計画との整合を図り動員するものとし、おおむね次の配備基準によるものとする。

種 別	配備体制	配備につく時期	町の活動体制
第 1 次 配 備 体 制	終に当たり 黒腿(/) 揺移に	注意し、警戒する必要がある が、具体的な水防活動を実施す	事前配備基準
	所属団員の約半数を動員 し、水防活動をする事態が 発生したときには対応可能 な体制	水防活動を必要とする事態の 発生が予想され、数時間後には 水防活動の開始が考えられると き	警戒配備基準
第 3 次配備体制		甚大な被害の発生のおそれが あり、第2次配備体制では処理 しがたいと考えられるとき	

第2節 災害情報等の収集伝達

町は、気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため、気象業務法及び消防法に基づく、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報(以下「気象通報等」という。)を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把捉する体制を整えるものとする。

第1 気象通報等の伝達

担当:総務班、建設班、農林班

1 定義及び種類

(1) 定義

予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表。	
特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報。	
警 報	重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。	
注 意 報	災害が起こるおそれがある旨を注意して行う予報。	
情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表。	

(2) 種類

ア 特別警報



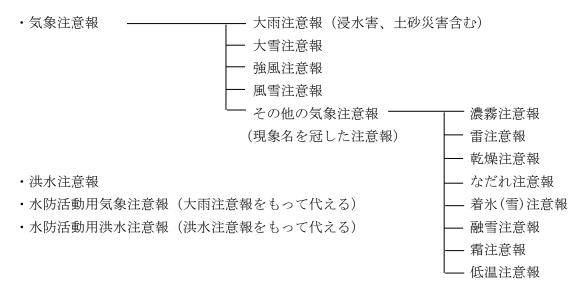
(注)なお、地震動、噴火については、噴火警報と緊急地震速報(震度6弱以上) を特別警報と位置付けている。

イ警報



- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報(大雨警報又は大雨特別警報をもって代える)
- ・水防活動用洪水警報 (洪水警報をもって代える)

ウ注意報



- (注1) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及 び気象注意報に含めて行われる。
- (注2) 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」 として発表される。

工 情報

(ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

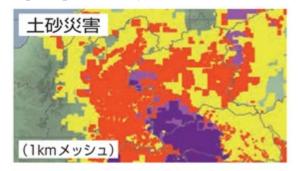
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(イ) 十砂災害警戒情報

福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう原則として町ごとに発表する。

なお、これを補足する土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。町は、土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

【参考】土砂災害警戒判定メッシュ情報



紫:崖・渓流の近くは危険

【参考】警戒レベル相当情報

	名 称:警戒レベル 発信者:市区町村等 内 容:避難情報	
警戒 レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から 全員避難	避難勧告 (避難指示(緊急))
3	危険な場所から 高齢者などは避難	避難準備 • 高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で 避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

	発信者:気象庁や都道府県等 内 容:河川水位や雨の情報	
	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
	浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2 相当	氾濫 注意情報	
1 相当		1

名 称·警戒レベル相当情報

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、福島県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(工) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(才) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、気象台の基準により、おおむね次のとおりである。

乾燥注意報:実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速8m/sを超える見込みの場合。

強風注意報:平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合。 ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

(カ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に 達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※ 「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。 注意報基準:オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条 件から見て継続すると認められるときに発令される。

(キ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象通報

【参考】警報の危険度分布等の概要

種類	概 要
土砂災害 警戒判定 メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新している。大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」)に「警戒」(赤色)が出現した場合は、当該領域に警戒レベル3「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」(薄い紫色)が出現した場合は、当該領域に警戒レベル4「避難勧告」を発令することが基本となる。
大雨警報 (浸水害)の 危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量 指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等 が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の 危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」(赤色)が出現した時点で警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」(薄い紫色)が出現した時点で警戒レベル4「避難勧告」を発令することが基本となる。
流域雨量指数 の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。水位周知河川やその他の河川(洪水予報河川を除く)においては、水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は警戒レベル4「避難勧告」を発令することが基本となる。
警報級の 可能性	5日先までの警報級の現象の可能性が[高], [中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って, 天気予報の対象地域と同じ発表単位で, 2日先から5日先にかけては日単位で, 週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

- 2 気象通報等の伝達の発表基準と構成
- (1) 注意報、警報の細分区域

府県予報区	福島県
一次細分区域	中通り
市町村等をまとめた地域	中通り南部

(2) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると 予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想 される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注)発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて 過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(※)を設け、これらの実況及 び予想に基づいて判断される。

なお、町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとらなければならない。

※ 気象等の特別警報の指標

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

- ① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km メッシュが、共に 50 メッシュ以上まとまって出現した場合。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5kmメッシュが、共に10メッシュ以上まとまって出現した場合。ただし、3時間降水量が150mm以上(1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。)となったメッシュのみをカウント対象とする。

なお、「50 年に一度の値」とは、気象庁が、平成3年以降の観測データを用いて、50 年に1回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値「50 年に一度の値」を求め、これを大雨特別警報に用いており、過去50 年の間に実際に観測された値の最大値というわけではない。この「50 年に一度の値」は、日本全国を5km四方に区切ったメッシュごとに算出してあり、予想される大雨により「50 年に一度の値」以上となるメッシュが一定数出現する場合を大雨特別警報の指標のひとつとしている。

このため、「50年に一度の値」以上となったメッシュがひとつ出現したことのみで、特別警報の発表判断に大きく影響するものではないことに留意する必要がある。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hpa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風等の警報を、特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)等の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

県域程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

イ 警報

暴風		平均風速	18m/s (白河特別地域気象観測所 20m/s) 以上	
暴風雪		平均風速	18m/s (白河特別地域気象観測所 20m/s) 以上 雪を伴う	
+ =	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
大雨	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	113	
		主工工具批批甘油	_	
		表面雨量指数基準	_	
	洪水	流域雨量指数基準	久慈川流域=21、社川流域=24	
	供水	複合基準	_	
		指定河川洪水予報に	_	
		よる基準		
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm
		件当り休ひ	山沿い	12時間降雪の深さ35cm

ウ 注意報

強風	平均風速	12m/s (白河特別地域気象観測所 14m/s) 以上		
風雪	平均風速	12m/s (白河特別地域気象観測所 14m/s) 以上 雪を伴う		
上云	表面雨量指数基準	10		
大雨	土壤雨量指数基準	71		
	表面雨量指数基準	10		
	流域雨量指数基準	久慈川流域=16.8、社川流域=19.2		
洪水	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)	社川流域= (7, 15, 8) 久慈川流域= (5, 16, 8)		
	指定河川洪水予報に	_		
	よる基準			
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
八当	件自り休さ	山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
濃霧	視程	100 m		
雷	落雷等により被害が予	・予想される場合		
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%			
	①24時間降雪の深さが40cm以上			
雪崩	②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
電	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下			
霜	(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。)			
	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低			
低温	い日が数日以上続くとき			
	冬期:中通り南部の平地:最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下			
	の日が数日続く			
融雪	融雪により被害が予想される場合			

工 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、 気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5kmメッシュごとに設定した監 視基準の土砂災害発生危険基準線に到達した場合。

才 記録的短時間大雨情報

1時間雨量が100mm以上を観測した場合。

(3) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用警報・注意報	代用する警報・注意報		
水防活動用気象警報	大 雨 警 報		
水防活動用気象注意報	大 雨 注 意 報		
水防活動用洪水警報	洪 水 警 報		
水防活動用洪水注意報	洪 水 注 意 報		

(4) 地震後等の警報等暫定基準

ア 暫定基準を設定する事象

- (ア) 大雨警報・注意報 (土砂災害を対象)
 - a 震度5強以上の地震を観測した場合
 - b 土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等が発生し、土砂 災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

- a 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- b 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- c その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合 (ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域におい て災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せ ず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行うこととなっている。) なお、上記(ア)、(イ)以外の浸水害、風、融雪などに関する警報・注意報に ついても、家屋倒壊や防風林の倒木、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定 基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

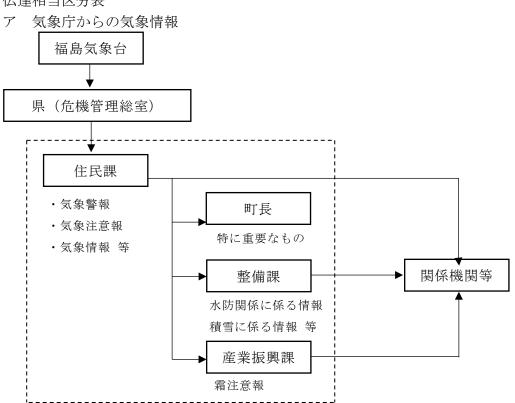
- (ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村(※) (ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。)
- (イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村
- ※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

- 3 町における気象通報等の取扱要領
- (1) 気象通報等の受領及び伝達
 - ア 福島県地方気象台から県(危機管理総室)を経て、町に通知される気象通報等は、住民課長が受領し、水防関係に係る情報又は積雪に関する情報を整備課長へ、 気象業務法に基づく霜注意報については産業振興課長へ伝達する。
 - イ 住民課長、整備課長及び産業振興課長は上記アにより、気象通報等を受領した場合、速やかに所属職員、関係機関へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては町長に報告する。
 - ウ 住民課長は、関係機関及び発見者等から異常気象が刻々と推移し、災害発生の おそれがあるような現地の情報を受領した時は、その内容により速やかに町長に 報告するとともに、関係課長に所要の連絡を行うものとする。

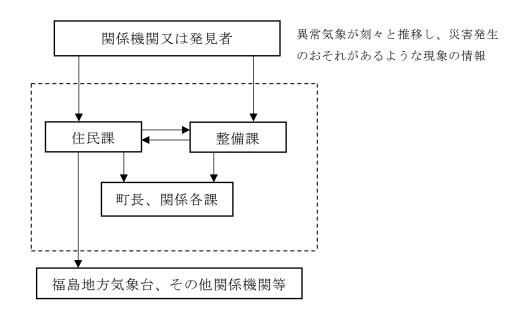
また、住民課長は前項により、次のような事項を受領した場合、災害対策基本法第54条第4項に基づき、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。 なお、通報の宛て先は、福島地方気象台を原則とする。

- (ア) 気象に関する事項 (著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪)
- (イ) 地象に関する事項(地震関係、頻発地震)
- エ 整備課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、 水位又は流量の状況その他の水防に関する情報を受領したときは、その内容によ り、速やかに町長に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。
- (2) 受領伝達に関する業務担当者と記録の整備
 - ア 気象通報等の受領、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじ め各課において業務担当者を定めて、住民課長に届けておくものとする。
 - イ 受領、伝達に関する記録については、「気象通報等受理伝達簿」に記録する。

(3) 伝達相当区分表



イ 発見者等の通報 (災害対策基本法第54条第1項)



(4)情報の分析

ア 実施体制

町長は、直ちに関係課長を集め、各課より収集した情報について、分析検討する。

イ 情報の分析方法

収集した情報を、次のような危険性の判断基準により分析する。

(ア) 雨量に関する情報

市町村ごとに定められた雨量指数基準を、洪水や土砂災害発生の危険性の判断の目安とする。

(イ) 河川水位に関する情報

河川ごとの主要な水位観測点における警戒水位とそれに至る時間を把握し、 堤防の決壊、浸水(冠水)区域の拡大状況等の状況も含め、警戒の目安とする。

(ウ) 災害危険箇所等に関する情報

町は、災害危険箇所等に関する危険性の判断基準を、次のような前兆現象等 を警戒の目安とする。

- a 斜面上の亀裂の発生
- b 斜面上の湧水の濁り、枯渇
- c 樹木の根が裂ける音や地鳴り
- d ため池、水田等の急激な減水
- e 斜面の局部的小崩壊

(5) 気象通報等の通知及び周知

異常現象を発見し又は通報を受けた場合、町は、その現象によって災害が予想される 地域の住民及び関係者にその状況の周知徹底を図る。

なお、住民への周知に当たっては、防災行政無線により行うものとし、必要に応じ広 報車により行う。

また、防災関係機関への周知は、電話により行うものとする。

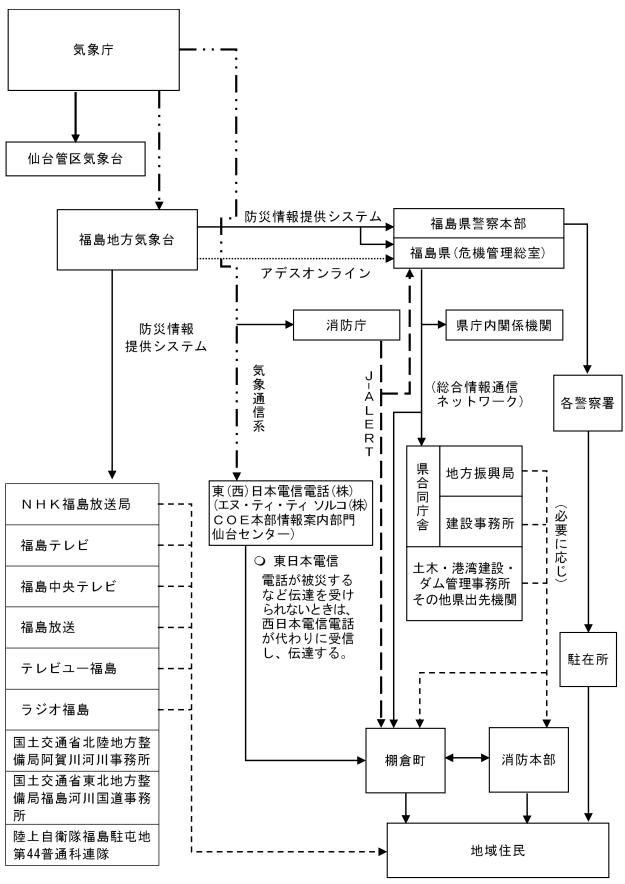
(6) 夜間休日等の気象通報等の取扱い

夜間休日等の町に通知される気象通報等は、日直者が受領し、記録した上で担当課長に対し必要な連絡を行うものとする。

資料編 資料3-1

気象通報受理伝達簿

防災気象情報の伝達系統図



第2 被害状況等の収集及び報告

担当:総務班、各部各班

1 被害状況調査

町は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

この場合、県と連携のもと、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ 等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

また、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1)被害状況の掌握

被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行うものとし、災害による被害が発生した場合における各部門別の被害の状況は、町災害対策本部の事務分掌により、それぞれの所管事項に関し、関係各班において掌握する。

- ア 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持 に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害 の状況を優先して収集する。
- イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の 被害状況を速やかに調査・収集する。

また、各班において掌握した被害の状況は、各部長がとりまとめ、総務部総務班 を経て本部長(町長)に報告する。

(2) 把握すべき事項

- ア 関係部長は、災害が発生した場合、直ちに次の事項についての情報収集活動を 開始し、状況により警察署その他防災関係機関と密接に連絡をとり、被害状況及 び災害応急対策に必要な情報の収集に当たるものとする。
- イ 総務部長は、各部の情報をとりまとめた事項について速やかに本部長に報告する。
- (ア) 災害の発生日時及び場所
- (イ) 災害の種類、原因及び概況
- (ウ) 既に取った措置及び今後とろうとする措置
- (エ) その他災害応急対策上必要な事項

(3)被害状況調査方法

ア 被害項目と調査担当部署

調査事項	災害対策本部設置後	災害対策本部設置前
人的被害及び住家等被害	総務班	住民課
公共土木関係被害(農林業施設含む)	建設班	整備課
農業関係被害及び林業関係被害	農林班	産業振興課
商工業関係被害	商工班	産業振興課
観光業関係被害	情報調整班	地域創生課
下水道施設関係被害	下水道班	上下水道課
水道施設関係被害	給水班	上下水道課
社会福祉・児童福祉施設関係被害	福祉班	健康福祉課
医療衛生関係施設被害	保健医療班・総務班	健康福祉課・住民課
文教関係施設被害	教育総務班・社会教育班	子ども教育課・生涯学習課
その他の被害 (電気・鉄道・町財産等被害)	総務班・財務班	総務課

イ 調査項目の整理

各部各班は、必要とする項目等を事前に整理しておくものとする。

ウ 災害程度の判定

災害の程度を判定する基準は、「被害認定基準」(運用指針 平成25年6月 内閣府)によるものとする。

エ 被害情報の集約

総務班への災害報告は、県等への報告の種類・様式「被害状況報告書」に準じて行うものとする。

(4) 夜間、休日等における被害報告の収集及び通報の要領

被害が予想される状況下にある場合、関係各班は庁舎等で待機し、被害状況の掌握に 努めるものとするが、予想されない突発的な被害等について関係機関、住民等の通報に より被害を覚知した場合、日直者又は警備員は直ちに必要な連絡を行うものとする。

2 被害状況等の県等への報告

被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県 (災害対策本部情報班)→国(総務省消防庁)へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実 な手段により行うこととなっている。

町は、発生後に調査収集した被害状況等について、以下により、速やかに報告を行うものとする。

(1) 報告の種類

町は、県が指定する様式及び日時により、応急対策の活動状況、町災害対策本部設置 状況、応援の必要性等とともに、集約した被害状況の調査内容を即報と確定等を区分し て具体的に報告する。

ア 概況報告(被害即報)

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度報告。前回の報告と重複しないよう必ず日時を明記する。

ウ 確定報告

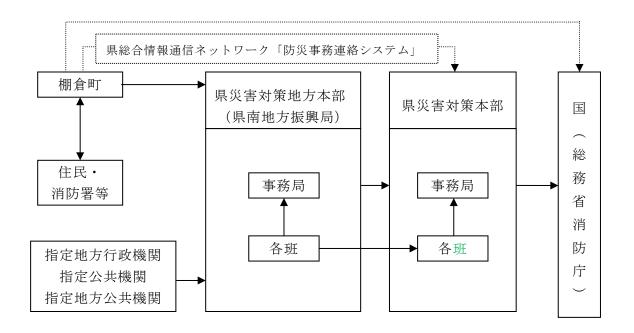
被害が確定した場合に行う報告。

(2) 報告方法

- ア 県への報告に当たっては、原則として、県総合情報通信ネットワークの「防災 事務連絡システム」により行うものとする。
- イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部(県南地方振興局)へ被害情報を報告する。
- ウ いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、 国(総務省消防庁)へ被害状況等の報告を行うものとする。
- エ 大規模な災害等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機 関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに電話により国(総務省消防 庁)及び県(災害対策本部情報班)に報告する。

資料編	資料3-2	被害状況報告基準	
	資料3-3	世帯構成員別被害状況調	
	資料 3 - 4	地区別被害調査表	
	資料3-5	被害状況報告書	

被害状況の報告系統



被害状況の報告先

(ア) 県災害対策本部

NTT回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
県総合情報通信	衛星系	TN-8-10-201-2632、2636	(FAX) TN-8-10-201-5524
ネットワーク	地上系	TN-8-11-201-2632、2636	(FAX) TN-8-11-201-5524

(イ) 県災害対策地方本部(県南地方振興局)

NTT回線		0248-23-1548	(FAX) 0248-23-1507
県総合情報通信	衛星系	TN-8-10-400-721	(FAX) TN-8-10-400-720
ネットワーク	地上系	TN-8-11-400-721	(FAX) TN-8-11-400-720

(ウ) 国(消防庁等)

	区分	平日 (9:30~18:15)	左記以外
回線別		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは内線から無線への乗入れ番号

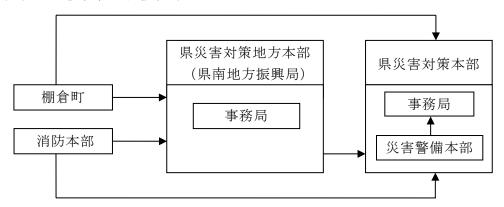
県において、災害対策本部を設置しない場合、県地方災害対策本部は県南地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる(以下、この節において同様とする。)。

3 被害区分別報告系統

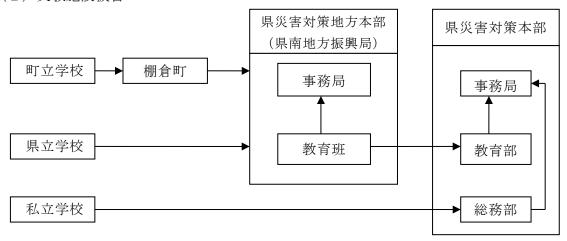
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を 整備する。

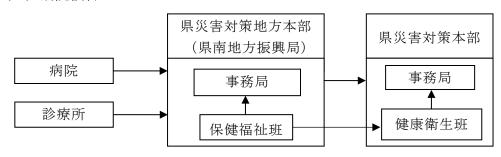
(1) 人的被害、建物被害等



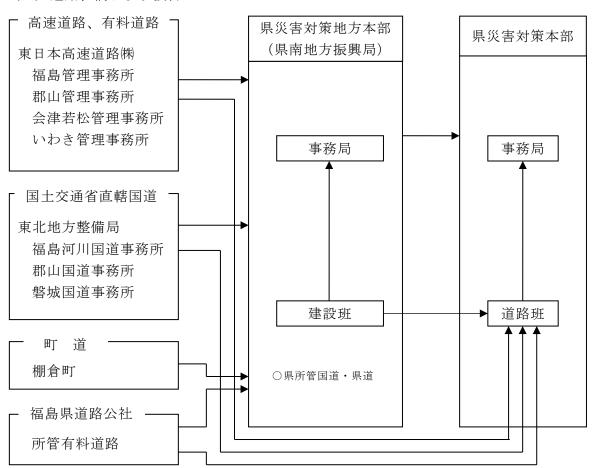
(2) 文教施設被害



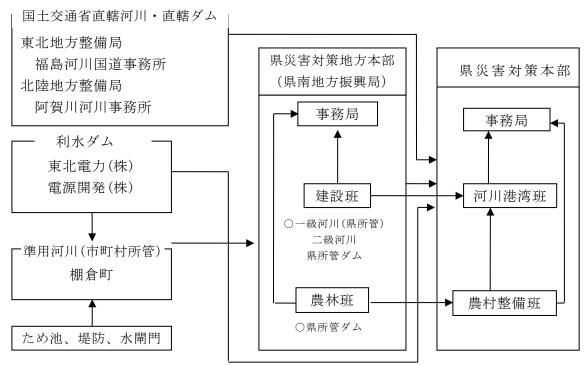
(3)病院被害



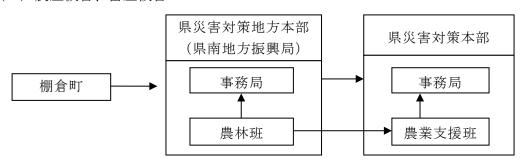
(4) 道路、橋りょう被害



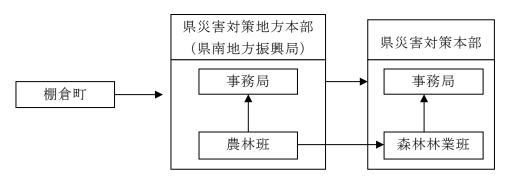
(5) 河川災害、その他水害被害



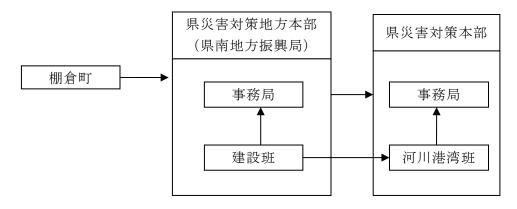
(6) 農産被害、畜産被害



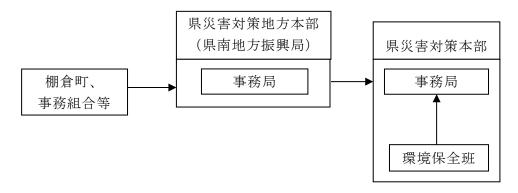
(7)森林被害



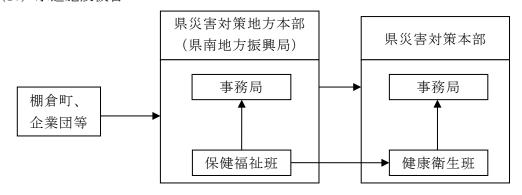
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害



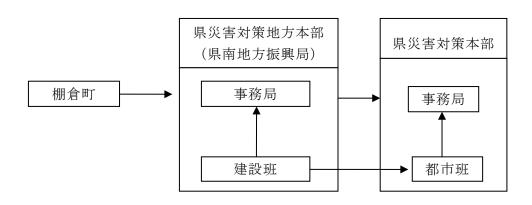
(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



(10) 水道施設被害



(11) 下水道施設被害



第3節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

担当:総務班

1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたとき の復旧要員の確保に努める。
- (2) 町、県及び防災関係機関等が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達は、原則として有線通信(加入電話)、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び防災行政無線により速やかに行うものとする。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。 その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は 速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行うものとする。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努めるものとする。 なお、情報通信手段が制約される場合、県は、使用可能な手段が確認され次第、町及び防災関係機関に対し、当該手段で連絡するよう速やかに周知することとしている。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を 密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

(3) 警察通信設備の優先的利用

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、警察通信設備を利用し、通信の確保に努める。

(4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時 の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 放送機関への放送要請

町は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

第2 通信の運用

担当:総務班

1 防災行政無線の運用

町は、町内に住居、活動するものに対し、防災行政無線の屋外子局及び個別受信機により警報の伝達、避難の勧告及び指示等を行う。

防災行政無線の運用については、棚倉町防災行政用無線局管理運用規程(同報系)及び棚倉町防災行政用無線局管理運用細則(同報系)の定めるところによるものとする。

2 県総合情報通信ネットワーク

町は、県総合情報通信ネットワークを活用し、県が行う気象予警報及び災害時における 災害情報、若しくは被害状況、その他応急対策に必要な指示、命令、応援等を受け取り、 要請、報告等を発信する。

第4節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は防災関係機関と相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 県及び他市町村との相互協力等

担当:総務班

1 相互協力

(1) 県への応援要請

町は、災害応急対策(広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。)を実施するため、必要があると認めるときは、知事(市町村班)に応援(職員の派遣を含む。以下同じ。)若しくは応援のあっせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

また、必要に応じ他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

(2) 応援要請手続き

町長が、知事に対し、応援若しくは応援のあっせん又は災害応急対策の実施を要請する場合及び他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項
- 2 情報連絡員(リエゾン)の派遣受入れ体制
- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員(リエゾン)を災害対策地方本部ごとに指定しておき、 町域において町災害対策本部を設置する程度の災害が発生した場合、又は通信手段途絶 等により派遣が必要と認められる場合は、管轄地方本部(県南地方振興局)から町へ情 報連絡員を派遣することとしている。

なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員(リエゾン) が派遣される。

- (2) 県から派遣された情報連絡員(リエゾン)は、町において被害状況や要望事項を積極的に収集し、派遣元の地方本部へ速やかに報告することとしている。
 - さらに、地方本部に報告した情報は、町と共有を図るとともに、県(県災害対策本部) からの情報を町に提供する役割も担う。
- (3) 町は、情報連絡員(リエゾン)の派遣を要請した場合、迅速かつ効果的に配備されるよう、調整窓口となる受援担当者の選定や、応援職員が担う受援対象業務の選定等を受援計画として策定しておく。

3 他市町村への応援(職員の派遣)

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、町は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

第2 国に対する応援要請

担当:総務班

1 応援の要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し応援を求めることができる。(災害対策基本法第29条) また、必要に応じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを要請する。(災害対策基本法第30条)

2 応援要請手続き

町長は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請するときは、 次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

また、町長が、知事に対して、指定地方行政機関、指定公共機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

- (1)派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3)派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項 なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第 17 条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

担当:総務班

1 市町村長等の応援要請

町長又は消防長は、大規模な災害等に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事(災害対策本部総括班)に連絡し、応援を要請するものとする。

2 知事の応援要請

- (1) 知事(災害対策本部広域応援・避難班)は、市町村長等から応援要請を受けた場合は、 消防組織法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊 の応援が必要と判断した場合は、速やかに消防庁長官に対し応援要請を行うものとする。
- (2) 知事は、災害発生市町村長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、隣接市町村長等からの情報等により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対し、応援要請を行うものとする。この場合、知事は、災害発生市町村長等に対し、速やかに応援要請を行った旨の連絡をするものとする。

- (3) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知があった場合には、速やかに災害発生市町村長等に連絡するものとする。
- (4) 知事は、緊急消防援助隊が出動した場合は、緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を 確保するため、「福島県消防応援活動調整本部設置規程」に基づき、消防応援活動調整 本部を設置するものとする。

第4 民間事業者等との協力

担当:総務班、各部各班

1 公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を 得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7)被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) り災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。
- 2 民間事業者との災害時応援協定

町は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

公共的民間団体及び民間協力事業者等

第5 消防の相互応援

担当:総務班

1 県内隣接協定及び統一応援協定による応援要請

町長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村長又は消防長に対して応援を要請し、それでも対応できない場合は県内全消防本部による福島県広域消防相互応援協定に基づき派遣要請を行う。

2 広域航空消防応援

災害が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、福島県消防防災航空センター 所長に広域航空消防応援を要請する。

なお、知事(危機管理部)は、町長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

3 緊急消防援助隊への応援要請

町長は、大規模な災害時に際し、自らの市町村の消防力では対応できず、緊急消防援助 隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、速やかに知事へ応援要請を行うものとす る。

- (1) 応援要請の手続き(要請は責任者の電話でも可、後日FAXを提出すること。) 町長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、緊急消防援助隊への応援要請 に関する要綱「応援要請のための連絡事項」(平成27年消庁広第74号)等の様式で消 防庁又は県知事宛にFAXで行う。
 - ア 災害発生場所
 - イ 災害の状況
 - ウ 出動を希望する区域、活動内容
 - エ 応援要請を行う消防隊の規模
 - オ その他参考となるべき事項
- (2) 緊急消防援助隊の受入れ態勢

町は、緊急消防援助隊の受入れに当たり、連絡班を設け、緊急消防援助隊の円滑な受入れを図る。

- ア 緊急消防援助隊の消防応援活動調査本部の設置場所の提供
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第5節 災害広報

災害時において、住民等に対し正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するため、町は、災害発生後、速やかに広報部門を設置し、他の防災関係機関と連携して広報活動を展開する。

第1 住民等に対する広報

担当:情報調整班、総務班

1 広報体制の確立

町は、収集、整理した各種情報を速やかに広報するため、広報する内容、広報する方法、 報道機関等への依頼、広報に必要な人員等を検討し、広報体制の確立を図る。

本町における災害時の広報活動は、原則として情報調整班で行うものとするが、災害の 状況に応じて町災害対策本部各班及びその他の防災関係機関において実施する。

なお、勤務時間外に突発的大災害が発生し、緊急を要する災害情報は、関係班において 迅速に関係機関への通報を行い、その後情報調整班に報告する。

2 広報事項

町は、住民の混乱を防止するため、次の内容の広報活動を実施する。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活 段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過 に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するこ とが必要であり、これらの情報を災害対応に当たる職員にも周知するよう努める。

- (1) 地域の被害状況に関する情報(危険区域、立入制限区域を含む。)
- (2) 当該市町村における避難に関する情報
 - ア 避難の勧告に関すること。
 - イ 受入れ施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報(二次災害防止に関する情報を含む。)
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ被災者への支援策に関すること。

3 広報の方法

町は、収集・選別した情報について、以下の方法により広報を行うものとする。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) ヘリコプターによる広報(県又は県警察本部との連携)
- (4) 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- (5) インターネットを利用した広報(災害情報用ホームページ開設、SNSを活用した情報発信など)
- (6) 携帯電話への緊急速報メールによる広報
- 4 インターネットを利用した広報の留意点 町は、インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。
- (1) 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、アクセス集中による閲覧障害を回避するため、簡易版ホームページを開設することやミラーサーバ等を立ち上げることなど、インターネット通信の確保に努める。
- (2)受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努める。
- (3) 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。
- (4) 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。
- 5 報道機関への発表

町は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、 必要と認める情報について、以下により速やかに報道機関へ発表する。

- (1) 発表は、原則として町災害対策本部で実施する。
- (2) 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ町災害対策本部において、発表事項及び発表場所等について協議する。
- (3) 町以外の防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として町災害対策本部と協議の上、実施する。
- (4)情報調整班長は、報道機関に発表した情報を町災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に送付する。
- 6 Lアラート(災害情報共有システム)の活用

町は、県の「防災事務連絡システム」のLアラートを活用し、被害情報や避難勧告等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達する。

7 要配慮者に配慮した広報の実施

町は、次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛けるものとする。

- (1) 外国人に対する多言語による広報
- (2) 聴覚障がい者に対する文字広報、手話通訳等の実施

第2 市町村間の協力による広報

担当:総務班、情報調整班

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互 応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の 掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第6節 災害救助法の適用等

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と 全体的な社会秩序の保全を図るものとする。

第1 災害救助法の適用基準等

担当:総務班

1 災害救助法の概要

本法による救助は、一時的な応急救助であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が目的であり、国の責任において行われるものであるが、その実施に当たっては知事が当たることとされている。この場合、救助の実施主体は町から県へ移り、町長は、知事に権限の一部を委任され、また、知事を補助して行うものである。

2 災害救助法における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に 基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅 速かつ的確に行わなければならない。
- (2)被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の 実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるの で、適正に行わなければならない。
- (3)被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、町において は、災害発生時において建築関係技術者等を確保することが必要となる。

資料編 資料 3 - 2

被害状況報告基準

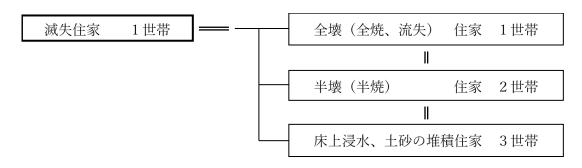
3 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した町の人口に応じ、住家が減失した世帯の数が一定の基準に達するとともに被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。 災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

第1項第1号	住家が滅失した世帯の数が、町域内で40世帯以上に達した場合
第1項第2号	福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本町にお
	ける被害世帯数が20世帯以上に達した場合
	福島県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、本町にお
第1項第3号前段	ける被害世帯数が多数である場合
	なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況
	に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護
	活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
第1項第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者
	の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の
	世帯の住家が滅失した場合
第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた
	場合

4 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失(全 焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯 については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不 可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。



第2 災害救助法の適用手続き等

担当:総務班

1 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、本町における被害が前記第1の3に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 特別基準の申請

町長は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが 困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。

なお、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

3 救助の種類

災害救助法の適用による救助の種類は次に掲げるとおり、内閣府の災害救助事務取扱要領により行うこととされている。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5)被服、寝具その他生活必需品の給 与又は貸与
- (6) 医療
- (7)助産
- (8) 被災者の救出
- (9)被災住宅の応急修理

- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運 ばれた土石、竹木等で、日常生活に著 しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

4 救助費の繰替支弁

災害救助法第 29 条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付 については、福島県の「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

5 救助の実施状況の記録及び情報提供

知事の委任を受け、町長が救助を実施する場合、町は、災害救助法に基づく救助の実施 状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告する。 この場合、取りまとめた状況は中間報告として電話等により提供し、法による救済が完了 したときに、文書により行う。

6 災害対策基本法に基づく従事命令等

(1)従事命令等の発動

町長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

(2) 公用令書の交付

町長は、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定による従事命令等を発する場合、同法 第 81 条に定める公用令書を交付しなければならない。

(3) 損害補償等

ア 町長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令により応急措置の 業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障 害の状態となったときは、同法84条に基づき損害を補償しなければならない。

イ 災害対策基本法第71条第2項の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

資料編 資料 5 - 2資料 5 - 3従事命令等の種類と執行者公用負担命令関連様式

第7節 水害応急対策

町は、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門又は閘門の操作、水防のための消防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等を行う。

第1 水防組織の概要

担当:建設班、総務班、消防班

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体(町)は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果た すべき責任を有する。

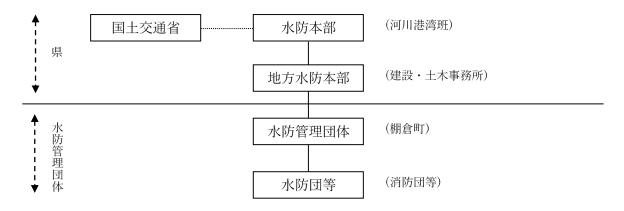
(2) 県の水防責任

県(河川港湾班)は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が 行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

ア 県と水防管理団体(町)は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、 的確な水防活動の実施に資する。



イ 各水防組織の役割

(ア) 水防本部

県内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、 連絡、広報等の業務)

(イ) 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・ 水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業 の円滑な推進に資する業務)

(ウ) 水防管理団体(町)

町の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、消防団への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

(2) 水防組織間の連絡

- ア 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体(町)に 連絡する。
- イ 水防管理団体(町)からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に 連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
- ウ 水防管理団体(町)は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

第2 水防活動等

担当:建設班、総務班、消防班

本町における水防活動等については、別に定める「棚倉町水防計画」に基づき、実施する。

第8節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町は、県及び防災関係機関と連携の 上、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。 このため、町は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、町災害対策本 部等を速やかに設置し、総合的な雪害応急対策を実施する。

第1 防災活動体制

担当:建設班、総務班、消防班、各部各班

- 1 応急対策
- (1) 道路交通確保対策
 - ア 道路除排雪対策

町は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路 除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除 し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道 路交通を確保するよう、対策措置を行うものとする。

ウ 交通情報の収集及び提供

町は、棚倉警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行うものとする。

工 交通規制等

本章第15節第2「交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行うものとする。

オ 道路除排雪の実施

町は、必要に応じて道路除排雪を実施する。

カ バス運行の安全対策

バス事業者は以下に留意し、運行確保に努める。

- (ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行うほか、状況によっては運行を休止すること。
- (イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、 関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努めること。
- (2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

- ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努めること。
- イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度、運転すること。
- ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の 通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の事前回避に努めること。
- エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努めること。 また、各道路管理者及び県警察本部(棚倉警察署)と協議して選定した踏切道 は、冬期間自動車の通行を禁止すること。
- オ駅前広場及びホームの除排雪に努めること。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

電気通信事業者は以下に留意し、通信の確保に努める。

- (ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害 復旧体制の早期確立等を図ること。
- (イ)報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供 を行うこと。
- (ウ) 孤立集落等への情報提供を行うこと。

イ 郵便の確保

日本郵便(株)は、以下に留意し、郵便の確保に努める。

- (ア) 積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配 要員を増強すること。
- (イ) 積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備すること。

(4) 電力供給確保対策

電力供給事業者は以下に留意し、電力供給の確保に努める。

- ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧 体制の確立等を図ること。
- イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感 電事故防止などについて広報活動を行うこと。

2 被害状況等の収集、報告

町は、本章第2節「災害情報等の収集伝達」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 応急活動体制

担当:総務班、建設班、消防班、各部各班

1 活動体制

(1) 町災害対策本部の設置

町は、大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町災害対策 本部を設置する。

また、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、町災害対策本部を解散する。

なお、雪害時における町の活動体制及び職員の動員配備については、本章第1節「応 急活動体制」に定めるところによる。

(2) 住民等への周知

町は、町災害対策本部を設置した場合は、住民、協力団体及び関係機関に対して速や かにその旨を通知し、連絡を密にして雪害対策に当たるものとする。

2 県への支援要請

町は、以下に掲げる事項により、本町限りで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策の支援を要請する。

また、必要に応じ、県に対し職員の派遣を要請する。

- (1) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大 した場合
- (2) 平年孤立したことのない集落が交通途絶し、孤立化した場合
- (3) 雪崩発生により、人的被害及び住家被害が発生した場合
- (4) 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- (5) 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

第3 地域ぐるみの除排雪

担当:建設班、総務班、消防班

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画し、調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に 努めるものとし、この場合、自主防災組織と緊密な連携をとるものとする。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、 地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2)除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、 場所、機械等の提供について積極的な協力を求めるものとする。
- 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、町、県、自主防災組織、ボランティア等の連携作業により、相互に 情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図るもの とする。

第4 雪害時における避難対策

担当:総務班、福祉班、情報調整班

1 避難及び避難所の設置・運営

避難及び避難所の設置・運営については、本章第 11 節「避難」及び第 12 節「避難所の 設置・運営」に定めるところによる。

- 2 要配慮者の援助
- (1) 在宅者の安全確保
 - ア 町は、要配慮者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。
 - イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある要配慮者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ 避難所への誘導を行う。
 - ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、要配慮者の安否確認や 避難誘導、救助活動等に努める。
- (2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者 に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(3) 外国人の安全確保

町は県との協力のもと、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での 避難等の情報伝達に努める。

第9節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、 人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行う。

また、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織に対し、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力し、自発的に救助・救急活動を行うよう協力を求めるものとする。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

担当:総務班

1 災害時における活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めるものとする。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努めるものとする。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図るものとする。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 平時における活動

風水害及び土砂災害並びに地震災害による建物等の倒壊等から被災者等を迅速かつ的確 に救助できるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 救助・救急活動

担当:総務班、消防班

- 1 町による救助活動
- (1) 救助班の編成

町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。

また、警察及び地域住民等と密接に連携し、救助作業を実施する。

なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。

(2) 救出活動の要請

町は、本町限りで被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し、救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を希望する期間
- オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 平常時の措置

町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に 対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

ア 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに 関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくものとする。

- イ 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助 方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助に当たる関係機関等との相互 情報連絡体制等の確立
- ウ 自主防災組織、事業所及び住民等に対する、救助活動についての指導及び意識啓発
- エ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- オ 救助技術の教育、救助活動の指導

資料編 資料 5 - 4

救助·救急関連様式

2 消防本部による救助・救急活動

(1) 救助·救急活動

- ア 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に 対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、 自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を 実施する。
- イ 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高 い事象を優先に救助・救急活動を行うものとする。

(2) 救助・救急における出動

- ア 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊 と救急隊が連携して出動する。
- イ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷 者を優先に出動する。

(3) 救助・救急体制の整備

消防署、消防団詰所、警察署、派出所及び行政区事務所等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図るものとする。

(4) 広域応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

第10節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、 迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請

担当:総務班

1 災害派遣要請の要求

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応 急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の災害派遣の要 請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策 基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行うこととしている。

- (1)被害状況の把握
- (2) 避難者の援助
- (3) 遭難者等の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5)消防活動(空中消火を含む。)
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 開応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付及び譲与(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省 令第13、14条)
- (11) 危険物の保安及び除去 (火薬類、爆発物の保安措置及び除去) 不発弾の処理は、県警察本部 (生活環境課) が窓口となる。
- (12) 予防派遣(災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。)

【具体的な要請例】

- ア 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、なだれによる住家倒壊のおそれなど大 規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない 場合。
- イ 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動の恐れが高く切迫した状態で、噴火 警報(レベル5「避難」又はレベル4「避難準備」)が発令された場合で、他の 機関の応援だけでは対処ができない場合。

- ウ 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (13) その他(知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定した場合)
- 3 災害派遣要請の要求要領
- (1) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県南地方振興局長を経由して、知事(災害対策本部総括班)へ要求するものとし、要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事(災害対策本部総括班)に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県南地方振興局長へ連絡する。
 - ア 提出(連絡) 先: 県危機管理部危機管理総室災害対策本部総括班
 - イ 提出部数:2部
 - ウ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
 - (イ)派遣を希望する期間
 - (ウ)派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
- (2) 町長は、前項の要求ができない場合は、本町を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

なお、本町における、災害派遣の担当部隊は陸上自衛隊郡山駐屯部隊である。

資料編	資料6-1	自衛隊要請連絡先
	資料 6-2	自衛隊災害派遣関連様式

4 部隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、災害派遣隊区担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとしている。この場合においても、できる限り早急に知事(県民安全総室)に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるとともに、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

なお、災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第2 災害派遣部隊の受入れ体制

担当:総務班

1 防災関係機関との協力

町長は、知事、他市町村長、警察、消防機関等と派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率 的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料(災害地の地図等)を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- 4 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確 にし、役場敷地内又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

5 派遣部隊の受入れ

知事が自衛隊派遣を決定した場合、町長は、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備する。

(1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場 (野外の適当な広さ)
- (4) 駐車場(車一台の基準は3m×8m)
- (5) 臨時ヘリポート (1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで 30m×30m、多用途ヘリで 50m×50m、輸送ヘリで 100m×100m)

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等又は警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官が その場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

7 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成された時は、県南地方振興局長を経由して知事に撤収を 要請する。この際、次の事項について十分協議を行うものとする。

- (1) 町、自衛隊及び他の関係機関(警察、消防)との調整
- (2) 行方不明者の捜査の場合、家族との調整

資料編 資料 6-2 自衛隊災害派遣関連様式

8 費用負担

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

(1) 町及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、 電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等 の経費

第11節 避難

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速かつ的確な避難活動を行う必要がある。町は、関連機関と連携を図り避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者についても十分考慮する。

第1 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示

担当:総務班

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報の 提供、避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行ったとき、あるいは自主避難 が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の 切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

避難勧告が発令された場合は、指定避難所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあることから、「屋内安全確保」を指示する必要がある。このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて住民がとるべき行動の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難勧告等について、警戒レベル相当等の判断基準(第2章第7節第1を参照)をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等をより早い段階から出すことを検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難 開始に係る情報の発令等と併せて指定避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	町長	一般住民に対する 避難準備、 要配慮者等に対する 避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難勧告	町長 (災害対策 基本法第 60 条)	立退きの勧告及び 立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策 基本法第 60 条)	立退きの勧告 及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部 又は大部分の事務を行うことがで きなくなったとき。
避難指示(緊急)	町長 (災害対策 基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策 基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部 又は大部分の事務を行うことがで きなくなったとき。
	知事及びその命 を受けた職員 (地すべり等 防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫 していると認められるとき。
	知事及びその命 を受けた職員又 は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水のはん濫により著しい危険が 切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策 基本法第 61 条)	立退き及び立退き先の指示「屋内安全確保」の指示	町長が避難のための立退き若しくは 「屋内安全確保」を指示すること ができないと認めるとき。町長から 要求があった場合。
	警察官 (警察官職務 執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 第 94 条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

(風水害等の避難勧告基準は、第3章第2節を参照)

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)、警戒レベル5災害発生情報等の要否を検討すべき 情報としては、一般的に、大雨注意報・警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水 害)、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府 県気象情報、記録的短時間大雨情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警 報の危険度分布、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)、警戒レベル5災害発生情報等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報(土砂災害)があり、このほかに土砂災害警戒判定メッシュ情報がある。

ウその他

その他、町で定める基準に達したとき。

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難の勧告、指示又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととしている。

2 避難勧告等の内容

(1) 警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)

警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)等を発令する際は、次の内容を明示して行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ避難経路
- エ 避難情報発令の理由
- オ その他必要な事項

(2) 伝達方法

- ア 広報車(町、消防機関、警察)
- イ 信号(サイレン、警鐘)
- ウ電話
- エ インターネットを利用した周知(ホームページ、SNS等)
- 才 防災行政無線
- カ 緊急エリアメール
- キテレビ

- 3 避難勧告又は指示の報告
- (1) 知事への報告等

町長は、警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)等を発令又は「屋内安全確保」を 指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)、「屋内安全確保」の指示の有無イ 警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)、「屋内安全確保」の指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- 才 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難及び「屋内安全確保」の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとと もに、速やかにその旨を知事(災害対策本部情報班)に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

町は、自ら避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行った場合、あるいは他 機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第5節「災害広報」に基づき、速やかに住 民へ周知する。

また、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第2 警戒区域の設定

担当:総務班

- 1 警戒区域の設定権者
- (1) 町長(災害対策基本法第63条)
- (2) 警察官(災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条)
- (3)消防吏員又は消防団員(消防法第36条において準用する同法第28条)
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官(災害対策基本法第 63 条、(1) ~ (3) の者が現場にいない場合に限る。)
- (5) 知事(災害対策基本法第73条、町が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。)
- 2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととしている。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置をとるものとする。

第3 避難の誘導

担当:総務班、消防班、教育総務班、福祉班

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の責任者である町長又は避難勧告等を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難勧告等の伝達

町は、防災行政無線(戸別受信機を含む)と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導の実施に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1)避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の単独での避難が難しい要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入れ先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。

4 避難順位及び携行品の制限

(1)避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者(特に配慮を要するもの)
- ウ 歩行困難な者
- 工 幼児
- 才 学童(小学生)
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品(その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品)等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努めることとしている。

6 避難輸送の応援要請

町は、災害救助法適用後、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達について県に要請し、車両等を確保する。

なお、災害救助法による避難輸送の範囲は次のとおりである。

(1) 被災者自身を避難させるための輸送

ア 災害によって被害を受けた者

イ 災害によって被害を受けるおそれのある者(町長等の指示による避難に限る。)

(2) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第4 要配慮者及び避難行動要支援者対策

担当:福祉班、保健医療班、情報調整班

- 1 情報伝達体制
- (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、 避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、 自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝 達を行う。

なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者については、エリアメールやLアラート等を 活用し音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3)病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町及び県は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達 に努める。

- 2 避難及び避難誘導
- (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行うものとする。また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとし、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。 避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとする。 (3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、避難計画に基づき職員が患者を避難誘導する。

また、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

なお、避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難 所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 広域的な避難対策

担当:総務班、住民班、福祉班、保健医療班、教育総務班、社会教育班

1 町の役割

町は、広域避難の際、町単位及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 受入れ元市町村の役割

広域避難を受入れる場合、町は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

第6 安否情報の提供等

担当:総務班、住民班

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することとないよう配慮する。

- (1) 安否情報照会に必要な要件
 - ア 照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他照会者を特定するために必要な事項
 - イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - ウ 照会をする理由
 - エ 上記アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出
- (2) 提供する安否情報
 - ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は 連絡先
 - イ 被災者の親族(ア以外)又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者 の負傷又は疾病の状況
 - ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者で ある場合、被災者について保有している安否情報の有無
- 2 被災者の同意又は公益上必要が必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同 意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否用法を提供することができる。

第12節 避難所の設置・運営

町は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

第1 避難所の設置

担当:総務班、住民班、福祉班、保健医療班、教育総務班、社会教育班

1 実施機関

- (1)避難所の設置は、町長が実施する。
- (2) 本町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて 実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合、町は相互応援協定等により受入れ先となる市町村に避難所の開設を要請する。

2 避難所の開設

町長は、あらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受入れるべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1)避難所の開設

町長は、災害の態様に配慮し、あらかじめ指定した避難所の中から、収容人員等を勘案の上、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉 避難所を開設する。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための 責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。 さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、次の開設報告事項及びその受入 れ状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

【開設報告事項】

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ 消防機関、警察等関係機関に避難所の設置及び受入れ状況を連絡する。 (3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供(必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入 手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器の設置を図ること。)
- カ その他被災状況に応じた救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境の整備を図るとともに、必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) その他の施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県有施設の利用を要請するほか、県を経由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により 避難所を開設する。

なお、施設管理者は、受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、 受入れした被災者の管理は、町長が実施する。

資料編 資料7-1

指定緊急避難場所·指定避難所·一時避難 所·福祉避難所

第2 避難所の運営

担当:総務班、住民班、福祉班、保健医療班、教育総務班、社会教育班

- 1 避難所の運営主体
- (1) 避難所には、町災害対策本部等との連絡調整を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 町長は、行政区、自主防災組織、防災士、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行うものとする。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行うものとする。

- (3) 行政区、自主防災組織、防災士、ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。
- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所の生活環境を向上するための活動を行えるよう、生活のルール作り等の支援を行うものとし、自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映するよう努めるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、 ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となるこ とも考慮して、町は避難所の運営を行うものとする。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

町は、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、順次生活環境の改善対策を講ずる。

ア 畳、マット、カーペット

イ 間仕切り用パーティション キ テレビ・ラジオ

ウー冷暖房機器

ク 簡易台所、調理用品

カ 仮設トイレ

エ 洗濯機・乾燥機

ケ その他必要な設備・備品

オ 仮設風呂・シャワー

(2)環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努めるものとする。

4 避難所における配慮等

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの 配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速や かに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努めるものとする。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護 を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

(3)健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア(相談)を行う。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設(町庁舎等)に避難した者については、各種の 支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めるものとする。

資料編 資料7-2

避難関連様式

第13節 医療(助産)救護

大規模な災害発生時には、広域的あるいは局地的に、医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療(助産)救護活動を施すものとする。

第1 医療機関の被害状況等の収集及び把握

担当:保健医療班、総務班

町は、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、東白川郡医師会等と連携し、 町内の医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

医療機関の被害状況及び活動状況は、県南保健福祉事務所が一元的に収集し、県へ報告することとされている。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システムやFAX等により報告を行うものとするが、有線回線が不通となり県南保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、町の防災行政無線等により報告を行うものとする。

 資料編
 資料 8 - 1
 棚倉町内医療機関等一覧

 資料 8 - 2
 東白川郡医師会一覧

第2 医療(助産)救護活動

担当:保健医療班、総務班

1 実施体制

町は、必要に応じて、町内の病院及び東白川郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行うものとする。

また、被害が甚大化し、災害救助法が適用された後に医療(助産)救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し医療(助産)救護の要請を行うものとする。

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じて、速やかに被災地内で医療(助産)救護活動を行うとともに、福島県心のケアマニュアルに基づき、心のケア活動を実施する。

ア 医師1名イ 看護師2名ウ 事務・連絡員2名

(2) 医療(助産) 救護班の業務内容

- ア 診療(死体検案・身元確認を含む。)
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否(主に重症患者)の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

(3) 医療(助産)救護実施状況の報告

医療救護班の編成出動及び医療(助産)救護実施状況等については、報告事項発生の 都度県に報告する。

2 救護所の設置

町は、災害の規模、災害者等の状況により、医療(助産)救護の必要を認めたときは、 次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。

なお、医療(助産) 救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとするが、医療(助産) 救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、町は、病院又は診療所において実施できるものとする。

- (1)避難所(福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。)
- (2) 災害現場
- (3) 医療機関及び助産機関

資料編 資料8-4

医療(助産)救護関連様式

第3 傷病者等の搬送

担当:保健医療班、総務班

- 1 傷病者等の搬送
- (1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療救護及び助産救護の処理を行った者のうち、後方医療機関へ 搬送する必要があるか否か判断する。

- (2) 傷病者搬送の要請
 - ア 医療救護班の班長は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を 要請する。
 - イ 重症者などの場合は必要に応じて県(消防防災へリコプター、県ドクターへリ) 及び自衛隊に対しヘリコプターの手配を要請する。
- (3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行うものとする。

- ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び医療機関等で確保 した車両により搬送する。
- イ 傷病者搬送の要請を受けた県、町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報 や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入れ先医療機関を確認の上、搬送する。
- ウ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災へリコ プター、県ドクターへリにより実施する。

また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

資料編 資料8-3

後方医療機関

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送 手段の優先的な確保など特別な配慮を行うものとする。

第4 医薬品等の確保

担当:保健医療班

1 医薬品の調達

町は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行うものとする。

2 血液製剤の確保

町は、住民の献血による血液の確保に努めるとともに、必要に応じて県に支援を要請する。

第5 人工透析の供給確保

担当:保健医療班

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は、県(健康衛生班)の協力のもと、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第14節 緊急輸送対策

緊急輸送の実施に当たっては、輸送路等を確保するとともに、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な人員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うものとする。

第1 緊急輸送の範囲

担当:総務班

- 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲
- (1)被災者の避難(被災者の避難の副次的輸送を含む。)
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3)被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理(埋葬を除く)のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送
- 2 緊急輸送活動の対象
- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道 施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階
 - 第1段階に加え、
 - ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - 第2段階に加え、
 - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
 - イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2)被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路の確保等

担当:建設班、総務班

1 緊急輸送路の確保

町は、各道路管理者と協力し、応急対策を円滑に実施するため、第2章第6節「緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線 以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路の開通を図り、緊急輸送路を確保する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

資料編 資料 9-1

緊急輸送道路指定路線

2 陸上輸送拠点の確保

町は、県倉庫協会との災害時応援協定による民間倉庫や、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

資料編 資料 9 - 2

ヘリコプター臨時離着陸場

第3 輸送手段の確保

担当:住民班、総務班

1 車両等の確保及び調達

災害が発生した場合、輸送に必要な車両は、町において保有する車両を利用するが、町 所有車両によっては輸送が十分でないと認めるときは、必要に応じ町内運送業者へ連絡し、 必要な車両台数の確保を図る。

なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して緊急・救援輸送の要請及び車両の調達・あっせんを依頼する。

2 緊急通行車両の確認等

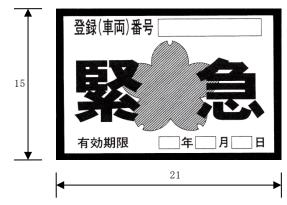
(1) 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両。(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)

(2) 確認手続き

- ア 車両の使用者は、棚倉警察署、交通検問所等で当該車両が緊急通行車両である ことの確認を求める。
- イ 車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認が行われ、緊急通行車両と確認されたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書が交付される。
- ウ 交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するもの とし、証明書については、当該車両に備え付ける。
- エ 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行われ、この場合においては、確認のため必要な審査は省略されることとなっている。

標章及び証明書の様式



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を 赤色、「登録(車両) 番号」、「有効期限」、 「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分 を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講じるものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知事 印 公安委員会印						印
番号標に	表示さ	れて				
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名)						
使用者	住			()局	番
通 行	氏:					
通行	- 経	路	出発地		目的	力地
備		考				

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

資料編 資料 9 - 3 緊急輸送関連様式

第15節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が 予測される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の 維持等について定める。

第1 災害警備活動

担当:総務班、消防班

町は、棚倉警察署と緊密な連絡をとるとともに、消防機関の協力を得て、災害発生時に おける避難措置、保安、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会公共の秩序の 維持に関する事項等が円滑に行われるよう努める。

また、災害発生時の被災地周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め、 極力治安の維持に努める。

第2 交通規制措置

担当:総務班、建設班、農林班

1 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

町域において災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、棚倉警察署を中心とし、混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

町は、棚倉警察署に協力して必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 実施機関

棚倉警察署(県警察本部、県公安委員会)

(2)被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、混乱防止と緊急交通 路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

(3) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策 基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急 交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

警察本部は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、 迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

工 広報活動

警察本部は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、 ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

「標示」の様式



(備考)

- 1 色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法 の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

2 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1)通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 上記(1) にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

- 3 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等 緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。
- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 上記(1) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手 方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、 自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるため やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記(1) 及び(2) を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた 部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、 自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置 をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (4)公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第16節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに、災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図るものとする。

第1 防疫活動

担当:総務班、保健医療班

1 防疫組織

町は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の 防疫対策の企画、推進に当たるものとする。

2 予防教育及び広報活動

町は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 清潔方法

- (1) 町は、感染症の患者がいる場所又はいた場所等、汚染された疑いがある場所について、 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」とい う。)第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、町の管内に おける公共の場所を中心に消毒を実施する。
- (2) 収集したごみ、汚泥、その他の汚物は焼却埋没等衛生的に適切な処分をするものとし、この場合の取扱いは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準による。
- (3) し尿の処理は、下水道終末処理場又は、東白衛生組合東白クリーンセンターの処理施設を利用する。

4 消毒の実施

- (1)消毒の実施は、知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、厚生労働 省令の規定に従い行うものとする。
- (2) 町は、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

5 生活の用に供される水の供給

- (1) 町は、知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停 止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行うものとする。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

6 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) ねずみ族昆虫等の駆除は、知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、 厚生労働省令の規定に従い行うものとする。
- (2)薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

資料編 資料10-1

ねずみ族昆虫駆除薬剤所要量の算出方法

7 臨時の予防接種

臨時の予防接種は、知事の命令に基づき実施するものとし、実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

8 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受入れるため、衛生 状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多い。このため、県防疫担当職員 の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組 織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

9 患者等に対する措置

町は、伝染病患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離の措置をとり、県の指定する感染症指定医療機関へ移送する。

交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、なるべく近い被 災地域内の安全な場所に臨時の隔離施設を設けて受入れする。ただし、やむを得ない事由 によって隔離施設への受入れ措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔 離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。

10 報告

(1)被害状況の報告

町は、警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、下記について速やかに県南保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

- ア 被害状況の概要
- イ 患者発生の有無
- ウ そ族昆虫類駆除の地域指定の要否
- エ 災害救助法適用の有無
- オ その他参考となる事項

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告(昭和 45 年 5 月 10 日衛発第 302 号公衆衛生局長通知様式 5)に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 保健活動

担当:保健医療班、福祉班

1 栄養指導

(1) 栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、災害被災地に管理栄養士等を派遣したり、県の保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(2) 栄養指導活動内容

ア 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行うものとする。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有 状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の 手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

2 保健指導

町の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、県が実施する食品衛生監視活動及び栄養指導と併せ、被災者の健康管理面からの保健指導を行うものとする。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めるものとする。

3 精神保健活動

(1)被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、県と連携のもと、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム(DPAT)を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

(2) 精神科入院病床及び搬送体制の確保

町は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

第3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

担当:保健医療班、福祉班、総務班

町は、災害発生後、備蓄している防疫及び保健衛生用資機材の被害状況を把握し、不足する場合は、町内の取り扱い業者等から必要量を確保する。

町内において必要数量を調達することができない場合、又は困難な場合、県に調達を依頼する。

なお、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達については、あらかじめ計画を樹立しておく。

第4 動物 (ペット) 救護対策

担当:総務班

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、獣 医師会、警察、消防等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、飼育動物の保 護収容や衛生管理に努める。

第17節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るものとする。

第1 ごみ処理

担当:総務班

1 ごみ排出量の推定

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類などの破損物等が考えられる。ゴミ排出量の推定には、全壊家屋一戸当たり5 t、半壊家屋一戸当たり2 t、落下物等一件当たり1 t 目安とし、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における環境保全の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。

さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては 近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

なお、ゴミ収集車両については、基本的には委託業者運搬車両にて行うが、必要に応じて建設業者保有車両の応援を要請する。

このため、町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資器材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への 大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境 保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、町及び県又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行う。

第2 し尿処理

担当:総務班、下水道班

1 し尿排出量の推定

浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくものとする。

し尿排出量の推定に当たっては、1人1月分 42 リットルあるものとし、この被災世帯 の処理量の他に、焼失家屋便槽のし尿分が加わることについても考慮する。

また、災害による上下水道等のライフラインの機能停止も考えられることから、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておくものとする。

2 収集体制の確保

- (1)被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とする。また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。
- (2) 防疫上、不要になった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集 が行われるよう人員及び器材の確保を図るものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

3 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図るものとする。 この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努 めるものとする。

なお、避難所でのし尿処理に当たっては、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

4 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得たりして、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 廃棄物処理体制の整備

担当:総務班

1 廃棄物処理施設の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、平常時から施設の維持管理を十分に行うものとする。

(2) 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るものとする。

また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、東白クリーンセンターと連携のもと、期間等を定めて他の市町村の処理施設及び民間廃棄物処理施設に依頼するなど協力が得られるよう体制を整えておく。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県災害対策地方本部(県南地方 振興局又は県環境保全班)に対して報告する。

2 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県(環境保全班)に支援を要請する。

また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県災害対策地方本部(県南地方振興局)に支援を要請する。

第18節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第1 給水救援対策

担当:給水班

1 飲料水供給の概要

町は、県(健康衛生班)及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初は最低 1 人 1 日 3 リットルの飲料水を供給し、発災後 4 日から 7 日までは 10 リットル、 2 週目は 50~100 リットル、 3~4 週目は 150~200 リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

また、発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。 なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 応急給水活動

(1) 応急給水体制

町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

(2) 応急給水方法

町は、確保した飲料水のほか、井戸水等を活用して次の方法により応急給水を実施する。

なお、確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適 するか検査を行うものとする。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努めるものとする。

- ア 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」
- イ 指定避難所等における「拠点給水」
- ウ 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(3) 県及び他の水道事業者への支援要請

町は、必要に応じ、期間、水量及び方法を定めて、県に対し、他の水道事業者及び国の救援措置の連絡調整を要請する。

3 給水資機材の調達等

町有資機材を活用するほか地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。 ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は他 の市町村長に対し調達のあっせんを依頼する。

4 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

なお、生活用水の供給方法は容器による搬送とし、住民に平素からバケツその他応急 給水の受水器具を常備するよう指導し、ドラム缶、ホース等の整備について徹底を図り、 給水に際しては、特に配水、受水器具の衛生的処理に留意する。

資料編 資料11-1 応急給水関連様式

第2 食料救援対策

担当:農林班、福祉班、住民班、保健医療班、総務班

1 対応の概要

町は、災害時の食料をはじめとした緊急物資は、家庭の備蓄及び住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによりまかなえない場合、町長が緊急時用備蓄食料品を給付して応急的な食料供給を行うものとする。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

2 必要数量の把握及び調査

食料の必要食数は、避難所配置職員等からの報告により町災害対策本部がとりまとめる。

3 食料の調達

町は、備蓄食料のほか、地元小売業者を第1次調達とし、小売業者等に不足が生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な食料の数量を報告し、食料の供給を要請する。

また、調達した食料については、台帳等に記入し整理する。

供給品目の目安

• 米穀

・保存食(乾パン、アルファ米、缶詰)

・パン等麦製品

インスタント食品、カップめん

・おにぎり、弁当等

・ 粉ミルク

(1) 県への要請による調達

県においては、市町村が行う食料応急対策を補完する立場から、町、東北農政局福島 地域センター等と連携のもと、次のとおり広域的な調達能力を有する販売業者等から食 料の調達確保を図るとともに、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図ること としている。

ア 「災害時における米穀の確保及び供給に関する協定」を締結しており、町の要請に基づき、広域的な調達能力を有する米穀の販売業者に対し、保有精米の供給 を要請する。

イ 災害の状況その他必要に応じ、農林水産省総合食料局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米の供給を要請する。

- ウ 「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき全国農業協同組合連合 会福島県本部に食料の調達を要請する。
- エ 福島県生活協同組合連合会及び広域的な調達能力を有する販売業者等に食料の調達を要請する。
- オ 災害の状況その他に応じ、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互 応援に関する協定」等に基づき関係都道府県に対し、食料等供給及びそれに必要 な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

4 食料の輸送

町は、原則として、調達食料及び救援食料を災害の状況によって町長が定めた指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させるなどの措置を行うものとする。

5 食料の配布

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の配布を行うものとし、食料給 与場所ごとの実施責任者は、記録簿により食料給与状況を記録する。

配布に当たっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮するものとし、必要な品目、要望等については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

6 炊き出し及び給食の実施

(1) 炊き出し

炊き出しは、既存の施設、備蓄炊飯用具等を活用し、避難所又は供給地付近の安全な場所で実施する。

実施の具体的な作業は、給与対象者、自主組織、日赤奉仕団、婦人団体、各種ボランティアの協力を得て行うものとする。

(2) 給食

給食は、学校給食、弁当・仕出し業者等に委託して実施する。

資料編 資料11-2 食料救援関連様式

第3 生活必需物資等救援対策

担当:福祉班、住民班、総務班

1 生活必需物資供給の概要

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。

なお、県が広域的に調達確保を行う場合は、町、東北経済産業局、日本赤十字社福島県 支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図るとともに、供 給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁(厚生労働省、農林 水産省、経済産業省)又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請することとしている。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1)被服や寝具及び身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資需要の把握

町は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需物資の需要を把握する。生活必需物資の供給対象者は、住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

4 生活必需物資の調達

生活必需物資は、備蓄物資で対応するが、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した 生活物資等の販売業者から物資を調達するものとし、調達を行った物資については、台帳 等に記入し整理する。ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行 うものとする。

5 物資の集積場所

町長は、災害の状況によってその都度物資の集積場所を定め、調達した生活必需品及び 県から給付を受けた生活必需品を集積する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接搬入させる等の措置を行うものとする。

6 生活必需物資の配布

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需物資を配布するものとし、配付を行った物資については、台帳等に記入し整理する。配布に当たっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

資料編 資料11-3

生活必需物資等救援関連様式

第4 義援物資及び義援金の受入れ

担当:福祉班、財務班

1 義援物資の受入れ

町及び県は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を町及び県の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退する。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、上記の受入れを辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、 速やかに公表する。

3 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておく。

第19節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

担当:建設班

町は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去

担当:建設班、農林班

- 1 住宅関係障害物の除去
- (1) がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、障害物除去該当者調に記入するとともに、その障害物の除去を行うものとする。
 - ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - イ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - ウ その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- (2) 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県(県南建設事務所(棚倉土木事務所))に派遣(応援)要請を行うものとする。
- (3) 労力又は機械力が相当不足する場合は、(一社)福島県建設業協会(以下この節において「県建設業協会」という。)からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。
- 2 道路における障害物の除去
- (1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

なお、国管理道路は郡山国道事務所、県管理道路は県南建設事務所(棚倉土木事務所) へ障害物の除去を要請する。

- (2) 町が管理する道路の障害物の除去については、建設班が中心となって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、実施するものとする。
- 3 河川における障害物の除去
- (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防 法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- (3) 町(水防管理者)、水防団長及び消防機関の長は、水防法第 29 条の規定による緊急 措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には東白クリーンセンターの設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所を次の点を考慮して確保する。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、あらかじめ候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定する。
- (2)公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償(使用)契約を締結する。
- 5 関係機関との連携
- (1) 町は、県(関係各部局)等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。
- (2) 町は、調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所について、県南建設事務 所長の指示に従うものとする。

資料編 資料12-1 障害物の除去関連様式

第3 災害相談対策

担当:住民班、各部各班

1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、 必要がある場合には、県南地方振興局(災害対策地方本部)等と相互に連携して臨時災害 相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機 関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。 この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局の職員並びに国の出先機 関及び県を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること(被災者の安否の確認に関すること)。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融対策

担当:総務班

町内の金融機関は、日本銀行福島支店の指導、金融機関相互の申し合わせ等のもと、次のような非常措置により被災者の便宜を図ることとしている。

町は、金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

金融機関による非常金融措置

- (1) 預金通帳を滅紛失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3)被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。また、不渡処分について適宜配慮すること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化等の措置を取ること。

第20節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の建設

担当:建設班

1 実施機関等

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、 場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行うものとする。 なお、災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を市町村長に委任する ことができることとなっている。
- (3) 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。
- (4) 町は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県(災害対策本部救護班、建築班)を通じ、(一社)プレハブ建築協会に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請する。
- 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりである。
- (1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住で きない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額によ る厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に 理解して運用することとする。
- (2) 入居者の選定

応急仮設住宅入居者の決定のため、住家が全壊、全焼及び流失したもののうちから、県が 町長の協力を求めて行うものとするが、県は状況に応じて町長に事務委託することができる。 なお、選定に当たっては、高齢者及び身体障がい者等を優先する。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7m²(9坪)とする。

- イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努めるものとする。
- ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。 なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得や すく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。 また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に 十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の 問題も考慮に入れるものとする。

- ア 都市計画公園予定地
- イ 公営住宅敷地内空地
- ウ 公園、緑地及び広場
- 工 町有施設敷地内空地
- オ 国・県が選定供与する用地
- カ その他の適地

なお、県(建築班)においては、「災害時における応急仮設住宅供給に係る報告要領」 に基づき、毎年1回調査を実施し、応急仮設住宅の建設可能地の把握を行っている。

(5)集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するこ とができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て 必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内(最高2年以内)とする。

(8) 応急仮設住宅の運営管理

町は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心 のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推 進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

資料編 資料12-2

応急仮設住宅関連様式

第2 借上げ住宅等の提供

担当:建設班

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる 等のやむを得ない事情がある場合には、町は、町営住宅の一時使用、民間アパート等の借 上げにより住宅の供与を行うものとする。

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第3 住宅の応急修理

担当:建設班

1 実施機関等

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象と する住家の選定について、町と共同して行うものとする。

なお、災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は応急修理を市町村長に委任することができることとなっている。

- 2 災害救助法による実施方法等
- (1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。
- エ 自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。 なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了する。

資料編 資料12-3

住宅応急修理関連様式

第21節 死者の捜索、遺体の処理等

町は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が 判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

担当:総務班、住民班、保健医療班

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。 そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関 との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段 階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 警察、医師会及び歯科医師会との連携体制の整備

町は、警察、医師会、歯科医師会等とあらかじめ連携を図り、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認を円滑に実施する体制を整備しておく。

3 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めるものとする。また、必要に応じて、県(災害対策本部救援班、健康衛生班)に対し広域的な支援体制の調整を要請する。

第2 遺体の捜索及び収容

担当:総務班、住民班、消防班

1 遺体の捜索

町は、県(健康衛生班、災害対策本部広域応援・避難班)、県警察本部、消防機関及び自主 防災組織等の協力を得て捜索を実施する。この場合において、町は、行方不明者の届け出等の 受付窓口を明確にするとともに、窓口において、安否確認についての情報の一元化を図る。

(1) 捜索対象

- ア 行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合
- イ 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ウ 災害の規模が非常に広範囲にわたり特定の避難場所等の地域以外は潰滅してしまったような場合
- エ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- オ 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

(2) 捜索実施期間

捜索実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

(3) 他市町村への応援要請等

町が被災し、本町限りで捜索の実施が困難な場合又は死体が流失等により他市町村に 漂着していると考えられる場合、関係市町村等に対し、捜索依頼を要請する。

2 遺体の収容

(1)遺体の搬送

警察官による検視及び医師(医療救護班)による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

(2) 遺体収容所の設営及び遺体の収容

ア 遺体収容所(安置所)の開設

町は被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ) に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所(安置所)に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕 張り等を設備し、必要器具(納棺用品等)を確保する。

イ 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておく。

(3) 台帳整備

遺体を収容所に収容した時は、遺体処理台帳を整備しておく。

(4) 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者について、遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うもの とする。

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理(原則として医療救護班が行うものとする。)

イ 遺体の一時保存

ウ 検案・身元確認(原則として医療救護班が行うものとする。)

資料編	資料13-1	遺体の一時収容所一覧
	資料13-3	死者の捜索、遺体の処理等関連様式

第3 遺体の火葬・埋葬

担当:住民班

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬・埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、町は、火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1)遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し だい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、 近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量 を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可を出すに当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場 の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

- 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準
- (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。
- (2)遺体が他の市町村(法適用地外)から本町に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施(費用は県負担)する。
- (3)遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録して上記(2)に準じて火葬・埋葬を実施する。
- (4)以下の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施するものに支給する。
 - ア 棺(付属品を含む)
 - イ 埋葬又は火葬
 - ウ 骨つぼ又は骨箱

資料編	資料13-2	墓地及び火葬場所在地一覧
	資料13-3	死者の捜索、遺体の処理等関連様式

第22節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、関係機関と連携のもと、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

第1 上水道施設等応急対策

担当:給水班

1 上水道施設の応急対策

給水班及び水道用水供給事業者は災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うと ともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

(1)被害状況調査及び復旧計画の策定

災害発生後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、 応急復旧に必要な人員体制及び資機材(調達方法)、施設復旧の手順、方法及び完了目 標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア 町内及び隣接市町村水道工事事業者の手持ち資材を掌握し、その活用を図る。
 - (ア) 町内及び隣接市町村水道工事事業者により確保された資材を迅速に輸送する ため、車輌の確保等輸送体系の確立を図るものとする。
 - (イ)被災地以外の水道事業者及び関係機関団体の協力を求め、復旧労務者の確保 を図るものとする。特に、配管工事特殊技術労務者の確保を重点とする。
 - (ウ) 各施設の被害状況を速やかに掌握し、とりあえず一部通水可能な限度の復旧作業を行うものとし、取水、浄水施設等については、応急復旧作業程度の工事を行い、配管は露出配管により通水する。

イ 応急復旧順位

- (ア) 施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。
 - a 取水、導水、浄水施設
 - b 送配水施設
 - c 給水装置
- (イ) 配水管路の応急復旧順位は、次のとおりとする。
 - a 配水場及び給水拠点までの配水管
- b 病院等緊急度の高い施設への配水管
- c その他の配水管
- ウ 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への応援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

(4) 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設の復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

担当:下水道班

1 復旧計画の策定

町は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等に配慮 した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- 2 下水道施設の応急復旧

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に 支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

(1) 要員の確保

あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

(2) 応急対策用資機材の確保 施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

3 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 その他生活関連施設の応急対策

担当:総務班

- 1 生活関連施設の応急対策への協力等
- (1) 事業者の確保

町は、町内の事業者に対して支援を要請し、その活動の調整を図るとともに、事業者が実施する応急復旧措置に協力する。

(2) 広報

社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。

2 生活関連施設事業者による応急対策

各生活関連施設の事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期 把握と迅速な応急復旧措置を講じるものとし、町は積極的に協力する。

- (1)電力施設(東北電力(株))
- (2) ガス施設 [LPガス] ((一社)福島県LPガス協会等)
- (3) 鉄道施設(東日本旅客鉄道(株))
- (4) 電気通信施設等 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)、(株) NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
- (5) 放送施設等(日本放送協会福島放送局、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株) 福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)

第23節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、 その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

第 1 児童生徒等保護対策

担当:教育総務班

1 学校の対応

- (1) 学校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たるものとする。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。 ただし、児童生徒等のうち、障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。 また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、 状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 学校等においては、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行うものとする。
- 2 教職員の対応及び指導基準
- (1) 災害が発生した場合、教職員等は、児童生徒等を教室等に集めるものとする。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、あらかじめ定めた場所へ誘導・退避させるものとする。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行うものとする。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、 氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

第2 応急教育対策

担当:教育総務班、福祉班、総務班

1 応急教育の実施

町は、県教育委員会と連携のもと、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図るものとする。

2 被害状況の把握及び報告

町は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し県教育委員会等に報告する。

- 3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応
- (1) 町は、各校の児童生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 町は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講じる。
- (3) 町は、県教育委員会と連携のもと、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設するとともに、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応 についても検討しておく。

- (1)被害箇所及び危険箇所の応急修理 被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。
- (2)公立学校の相互利用 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再 開を図るものとする。
- (4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

この場合、県教育委員会は、関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ることとしている。

5 教員の確保

町は、県教育委員会と連携のもと、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集する。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校(小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の別)に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等についての県教育委員会への報告は、県教育 庁(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)を通じて教育総務課に報告する。

ウ 県教育委員会の指示

町は、県教育委員会の指示に基づき、教員の配置等を行う。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てるものとする。

応急教育対策の実施基準等

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部 が使用不能の 場合	(1)特別教室、屋内体育館等を 使用すること (2)二部授業を行うこと	ア 欠員者の少ない場合は、学校 内で調整すること イ 管内隣接校からの応援要員の 確保を考えること
2 校舎が全部 被害を受けた 場合	(1)公民館、公会堂等の公共施設を利用すること(2)隣接校の校舎を利用すること(3)神社、仏閣等の利用を行うこと(4)黒板、机、腰掛等の確保計	使保を考えること ウ 管内隣接校の協力を求めること エ 短期、臨時的にはPTAの適 当な者の協力を求めること(退 職教員等) なお、欠員(欠席)が多数のた
3 特定の地域 全体についな 相当大きな被 害が発生した 場合 4 町内全域に 大きな被害が 発生した場合	画を策定すること (1)校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること (2)上記(1)の場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること (3)応急仮校舎の設置を考えること 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること	はれて、 があるに があるに がよいて 場合は県教育委員会に要請する。 また、長期にわたり多数の教員に 欠員が生じた場合は直ちに対処で きるよう調査をしておくととも に、その欠員状況に応じ補充教員 を発令するか、他県の協力を要請 するかについて考慮しておくもの とする。

6 学用品等の確保

(1) 学用品の確保のための調査等

町は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会へ報告する。

また、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県教育委員会へ支援を要請する。

(2) 学用品の給与

学用品の給与に当たっては、救助物資の場合と同様に実施する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町(教育総務班及び総務班)は、教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、県教育委員会と事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておく。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行うものとする。

9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除するなどの特別措置を講じるものとする。

10 私立学校

各私立学校は、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲 において実施する。

第3 文化財の応急対策

担当:社会教育班

1 搬出可能な文化財等

町は、保管場所が損壊した場合には、各文化財等について、その性質及び保全の知識を 有する責任者を定め、搬出に当たっての安全を図るとともに、避難搬出場所へ搬出を行う。

2 史跡等の応急対策

史跡等の応急対策については、史跡の管理を中心としてその性質等によって災害時の応 急措置ができるよう計画する。

また、被災した場合、町は、被害状況の調査を行い、県教育委員会へ報告する。なお、被害が発生した場合は、次の事項を早急に進めるものとする。

- (1)被害が小さいときは、所有者・管理者と連絡を取り合って、至急応急修理を行うものとすること。
- (2)被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設けること。
- (3)被害の大小に関わらず、防護柵を設け、原状保存を図れるようにすること。

第24節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、本章「第11節避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努めるものとする。

第1 要配慮者に係る対策

担当:福祉班、保健医療班、総務班

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意し、民生・児童委員等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

1 被災した要配慮者の安全の確保

町は、避難行動要支援者の所在の把握に努めるとともに、避難していない避難行動要支援者 を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- (1) 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

また、要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 $2\sim3$ 日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。

さらに、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理を配慮した物資の調達に努める。

なお、要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

2 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者避難支援プラン(個別プラン)による避難行動要支援者名簿、 又は在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利 用することなどにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、定められた避難支援等関係者以外の者が名簿情報を活用したときは、名簿の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、 実施する。

(5) 避難行動要支援者の引継ぎ

町は、避難行動要支援者者の避難について、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、次の事項に配慮した運営に努める。また、避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

3 福祉避難所の設置及び要配慮者等の移送

(1) 福祉避難所の設置

町は、関係機関と連絡を取り、福祉避難所を開設する。開設後は、関係機関及び各避 難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2) 要配慮者等の移送

ア 避難場所から避難所への移送

一般の避難所では生活が困難な要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と要配慮者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、要配慮者の移送の責任者となった者が中心となって、 あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から要配慮者を移送する。

イ 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が 困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された 施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送 手段の確保に努める。

第2 社会福祉施設等に係る対策

担当:福祉班、保健医療班、総務班

1 社会福祉施設等への支援

町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。
- 2 社会福祉施設等における対策
- (1)被災社会福祉施設等においては、本章第11節「避難」に定めるの避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図るものとする。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- (3)被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

担当:福祉班、保健医療班、総務班

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者に係る対策に加え、以下の点に留意しなが ら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1)被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、 新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対 して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。

- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を 図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

担当:福祉班、保健医療班、総務班、教育総務班、住民班

1 要保護児童の把握

町は、県(こども未来班)と連携のもと、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾 患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置 を講ずるものとする。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び 住民からの通報等を活用し、孤児及び遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握 を行うものとする。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする。また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うものとする。
- 2 児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、県(こども未来班)等関係機関との連携のもと、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、県(こども未来班)と連携のもと、被災者に対し、掲示板、広報誌、インターネットの活用や報道機関の協力など、多様な媒体により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設等の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行うものとする。

第5 外国人に係る対策

担当:情報調整班、福祉班、住民班

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布に行うものとする。 この場合において、県(生活環境班)は、(公財)福島県国際交流協会と連携して町を支援することとしている。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供 町は、県(生活環境班)の協力のもと、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラ ジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第25節 ボランティア団体等との連携

県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、 町及び県、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、町は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

第1 ボランティア団体等の受入れ

担当:福祉班

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

1 ボランティアの受付

町は、社会福祉協議会の協力のもと、早期に災害支援ボランティアセンターを立ち上げ、 運営を開始できる体制を整えるとともに、災害支援ボランティアセンターにおいてボラン ティアの受付を行う。

また、日本赤十字社福島県支部、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊きだし、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9)無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動
- 3 個人ボランティアのグループ化及び専門ボランティアの受入れ

組織化されていないボランティアの受入れに当たっては、ボランティアが居住している 市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上で、被災 地へボランティア派遣の申出を行うか、あるいは地域におけるコーディネート機能を有す るボランティア団体に窓口を依頼することなどにより効率的な活用を図ることする。

また、必要に応じて、医療活動に携わる者、福祉関連の専門技術を有する者等の専門的な知識・技術を必要とする応急対策に係る専門ボランティアの受入れを行うものとする。

なお、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるとき、一般のボランティアの受入れは行わない。

4 災害ボランティアニーズの把握及び情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、町災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供を行う。

特に、発災直後においては、県、他市町村、報道機関等の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

5 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

6 ボランティア活動保険の加入促進 町は、ボランティア活動保険への加入について、広報等を通じて呼びかける。

第2 労務の供給

担当:商工班

町は、災害発生時に公共職業安定所を通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を 図る。

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、白河公共職業安定所長に要請する。

なお、労務者に支払われる賃金は、当該地域の同一職種に従事する一般民間賃金を基本 として、白河公共職業安定所の意見を聞いて決定し、労務者に支払う賃金は、原則として 日払いとする。

第26節 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他毒・劇物による事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

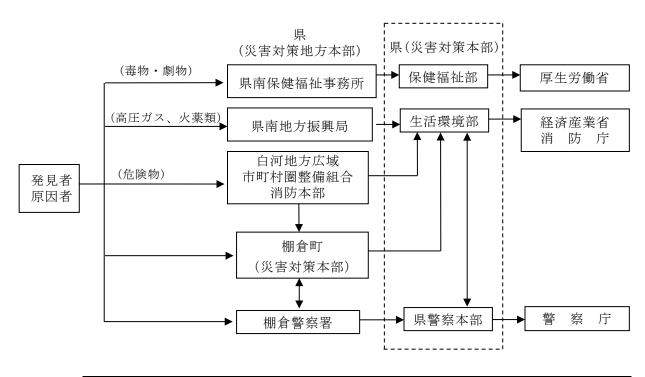
第1 災害時における緊急措置

担当:総務班、消防班、社会教育班

1 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣することなどにより被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の報告を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。

危険物等災害情報伝達系統



2 社会混乱防止対策

資料15-1

資料編

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行うものとする。

危険物施設調

3 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

4 避難

町長は、棚倉警察署と協力し、避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への受入れを行うものとする。

5 交通応急対策

町は、各道路管理者、棚倉警察署その他関係機関と連携し、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期するものとする。

6 危険物施設等における応急対策

次の危険物施設等の事業者は、それぞれの定める防災業務計画等に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物取扱事業者
- (2) 火薬類施設の製造業者、販売業者及び消費者
- (3) 高圧ガス製造者(貯蔵所を含む。)
- (4)毒物劇物取扱事業者

第2 危険物等の大量流出に対する応急対策

担当:建設班、総務班、社会教育班

危険物等が河川等に大量に流出した場合、町は、県(生活環境部、保健福祉部)、事業者、 消防機関及び県警察本部等と協力し、直ちに環境モニタリング及び危険物等の防除活動、 避難誘導等必要な措置を講ずる。

第27節 土砂災害応急対策

台風、豪雨及び地震により地盤が緩むことにより、土砂災害の危険性が想定され、それらの事象により崩壊に至らなかった急傾斜地等土砂災害の危険がある地域は、その後の降雨等による二次災害の発生を警戒し、土砂災害警戒情報等を発表するとともに、迅速な土砂災害応急対策を講ずるものとする。

第1 土砂災害応急対策

担当:総務班、建設班

1 十砂災害警戒情報

土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準(以下「CL」という。)を設定し、当該区域に係る 60 分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、警戒レベル4避難勧告又は警戒レベル4避難指示(緊急)の判断に資するため、県(河川港湾総室)は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表するものとしている。

また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとしている。

(1) 町の情報の伝達

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、町民への警戒レベル4避難勧告等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、町民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分 注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるととも に、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

ア目的

大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、町長が災害対策基本法第60条第 1項の規定による警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示(緊急)の判断 や町民の自主避難の参考となることを目的としている。

イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台が共同で作成・発表することとしている。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とすることとしている。

エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (ア) 県(河川港湾総室)と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (イ) 町長が避難勧告等を発令する際の判断基準や町民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

- (ウ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断 には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (オ)対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したとき、又は達するおそれがあるときに県(河川港湾総室)と気象台が発表対象地域ごとに発表することとしている。

	震度 5 強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7 割

(イ)解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。 ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県(河川港湾総室)と気象 台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土 壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に 行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとしている。

カ 利用にあたっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて 判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するも のではないことに留意する。
- (イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (ウ) 町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難勧告等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難勧告等の発令を行う。

キ 情報の伝達体制

町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び町民その他関係のある 公私の団体等へ伝達する。

2 十砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 町は、町民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災 害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。

また、町民に被害が及ぶおそれがある場合は、町民に対する避難のための勧告、 指示及び避難誘導等を実施する。

イ 町民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等(以下「土砂災害等」という。)を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、 被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づ く緊急調査を実施する。

イ 町は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連 絡する。

(4) 応急対策工事の実施

町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な 工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の 設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 警戒レベル4避難勧告・避難指示(緊急)等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査等の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難 体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、町民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、町民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣町民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

第28節 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、感染症流行時に災害が発生し避難所 を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要である。

感染被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な対策を講じる。

第1 避難及び避難所運営関係

担当:総務班、福祉班、各部各班

- 1 避難所における過密状態の防止等
- (1) 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ 指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り 多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。

(2) ホテル旅館等の活用

【平時の事前準備】

ア ホテル、旅館等を避難所として開設する必要性の検討 避難所としてのホテル、旅館等の活用の検討に当たっては、町は県を通じて、 軽症者及び無症候性病原体保有者のためのホテル・旅館等の確保を行っている県 の衛生主管部局をはじめとする関係部局との調整を行う。

- イ ホテル、旅館等の借上げに係る調整
- (ア) 町は、検討の結果、ホテル、旅館等の活用が必要であると判断した場合は、 宿泊団体等から情報提供された受入可能なホテル、旅館等のリストも参考にし ながら、ホテル、旅館等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所として の活用に適すると思われるホテル、旅館等との間で借上げに係る調整を実施す る。
- (イ) 町は、調整に関して、各ホテル、旅館等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。
- ウ ホテル、旅館等の避難所としての開設に向けた準備
- (ア) 町は、災害発生時においてホテル、旅館等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ決めておくこと。町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県から応援職員の派遣を検討する。
- (イ) 町は、ホテル、旅館等の活用が必要となる可能性がある場合は、ホテル、旅館等へ優先的に避難する者(高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等)を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、検討結果について県とも共有しておく。
- (ウ) 町は、ホテル、旅館等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている 者がどのホテル、旅館等に避難すべきか事前に検討しておく。

【災害発生時の対応】

- ア 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知
 - (ア) 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所としてホテル、旅館等を活用することが予想される場合は、町は、事前にホテル、旅館等の施設管理者等に空室状況等を確認する。
 - (イ)上記(ア)確認結果を踏まえ、当該ホテル、旅館等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該ホテル、旅館等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、避難が必要となった時は、直接当該ホテル、旅館等に避難すべき旨を事前に周知する。

イ 速やかな避難所の開設

- (ア) 町は、ホテル、旅館等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認の上、ホテル、旅館等を避難所として速やかに開設する。
- (イ) 運営管理を適切に行うため、避難所として開設したホテル、旅館等の管理責任者を配置し、ホテル、旅館等の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てることとしても差し支えない。

ウ 避難者の受入れ

- (ア)優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設したホテル、旅館等の管理責任者が確認を行う。
- (イ)事前にホテル、旅館等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合 又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかった場合は、 町が、速やかにホテル、旅館等の被災状況や空室状況を確認の上、指定避難所 又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・ 障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、 事前に設定した優先順位の考え方に基づき、ホテル、旅館等へ避難させるべき 者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取り扱って差し支えない。

- (ウ) 自宅療養者は、原則として避難所として開設したホテル、旅館等に滞在する ことが原則であるが、人権が侵害されるような事態が生じないよう感染者とし ての個人情報の取扱いは適切に取り組む。
- (エ)避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における※症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。
- ※「症候群サーベイランス」:新興、再興感染症の流行、特に未知あるいは稀な感染症に対する「早期探知」を迅速に行うことを目的としている「症状」のサーベイランス。

工 運営管理

- (ア)避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、 寝具その他生活必需品の給与、ホテル、旅館等と避難所又は自宅の移動手段の 確保等生活環境の確保に努める。
- (イ)避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供すること。
- (ウ) ホテル、旅館等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保し、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、県をはじめとする関係部局と十分に連携の上で、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- (エ) 避難所運営に関わる職員の健康状態の把握等を行う。

(3) 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、 可能な場合は、親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

(4) 自宅療養者等の避難の検討

ア 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討する。

イ 自宅療養者の被災に備えて、町及び県、保健所が連携して、自宅療養者の情報 を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要 である。家族と離れて避難する可能性もある。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(令和2年6月10日、府政防第1262号等)の避難所レイアウト(例)等を参考に、適切な対応を検討する。

自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、県の災害対策本部及び保健所等の調整・指揮の下、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な 宿泊療養施設等を確認次第、速やかに移送を検討する。

また、発災時の自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、自宅療養者本人に伝えておくよう努める。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとるといった工夫を図る。

ウ 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する こと。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は、他の乗員と最も 距離のとれる座席に乗車し、窓を開けながら運転、乗員のマスク着用、乗車後は 消毒を行う。

(5) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等について確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

2 避難所内の対策

(1) 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討の上、「避難所における 感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への 到着時に行うよう努める。

また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認する。

(2) 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保 できるよう留意する。

- (4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保
 - ア 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。
 - イ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス 感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パー ティションで区切るなどの工夫をするよう努める。
 - ウ 発熱·咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾ ーン、動線を分けるよう努める。
 - エ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図る。

(5) 濃厚接触者のための専用スペースの確保

- ア 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専 用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。
- イ 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所 の確保も検討する。
- ウ 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討する。

(6) 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

ア 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ 避難した際、県の災害対策本部及び保健所等に要請し、できる限り速やかに対応 可能な宿泊療養施設等を調整することが必要である。

それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、一般の避難者とは別の建物とするよう努める。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要である。風呂・シャワーを使用する場合は、専用とすることが望ましいが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をすることが必要である。

イ 避難所における自宅療養者への対応については、町及び県の防災担当部局、保 健福祉部局、保健所等が十分に連携した上で、人権が侵害されるような事態が生 じないよう人権に配慮した啓発ポスターを掲示し、適切な対応を事前に検討する。

- ウ 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避 難所に滞在することは適当でないことに留意すること。
- (7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応
 - ア 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、適切な対応を事 前に検討する。
 - イ 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携の 上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

第2 り災証明書の交付等

担当:税務班、商工班

- 1 被害認定調査、り災証明書関係
- (1)被害認定調査等に係る説明会の実施

第二次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立ち合いが必要となることから、町は、感染防止対策等を講じた上で、調査を実施する。

(2) り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化(地域別に申請・交付)等の取組を実施する。

【申請】

・町は、申請に際し、町独自で構築している電子申請システムやマイナポータルの ぴったりサービスなどによる電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に 検討する。

【交付】

- ・町は、交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。
- ・窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接触のない手続方法を検討する。
- (3)被災者への広報

町は、被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や、り災証明書の申請・交付方法などについて、別添の対応方針等を踏まえつつ、適切な広報を行う必要があるので、あらかじめ、広報の方法等について検討する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

担当:総務班、各部各班

- 1 復旧事業計画の基本方針
- (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7)公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急度 合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよ う必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされており、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下この節において「激甚法」という。)に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- (1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - 工 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - キ 予防接種法
 - ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算 の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
 - ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - コ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (2)激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。 ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (工) 公営住宅災害復旧事業
- (才) 生活保護施設災害復旧事業
- (力) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障がい者支援施設等災害復旧事業
- (コ)婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業

- (ス) 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内の排除事業
- b 公共的施設区域外の排除事業
- (セ) たん水排除事業
- イ 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ)農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- (ケ) 治山施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- (ア) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
- (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助及び助成
- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
- (オ) 水防資器材費の補助の特例
- (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ)公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害 復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 激甚災害の指定

担当:総務班、各部各班

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚 災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努 める。

第3 災害復旧事業の実施

担当:総務班、各部各班

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、 実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。 また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実 施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力 し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 義援金の配分

担当:福祉班、財務班

1 義援金の受入れ・配分

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集団体代表(日本 赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等)からなる義援金配分委員会を組織して、 協議の上決定し、各市町村に送金して、被災者に配分することとしている。

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

町は、被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として配分計画を策定する。

なお、配分の対象は住宅被害(全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

3 迅速かつ透明な配分

町は、義援金の配分について、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に 努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活確保

担当:建設班、商工班、税務班、総務班

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

- ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「公営住宅等」という。)の一時使用に 関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- イ 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努 める。
- ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う ものとする。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者であること。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、ひとり親世帯、高齢者、基礎疾患等を持つ 者、身体障がい者であること。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 町営公営住宅の一時使用者の選定については、町長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する町が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が同時期に提供される場合は、それぞれを所管する町及び県が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他の事項については、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに棚倉町町営住 宅条例等を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲 で行うものとする。
- (イ) 町は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合、周辺市町村又は県(建築 総室)に公営住宅等の提供を依頼する。
- (ウ) 町は、他市町村から上記(イ)の依頼を受け、自らの公営住宅等に被災者を 受入れることのできる住宅がある場合、町長の承認を受け被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん計画

町長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置について、離職者の早期再就職へのあっせんを白河公共職業安定所長に要請する。

- (1)被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2)公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

町長は、白河公共職業安定所長に対し、次の措置をとるよう要請する。

(1) 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うこと。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給すること。

4 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき町税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、 請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の 措置を災害の状況に応じて実施する。

5 郵便関係措置等

(1) 災害時応援協定に基づく協力要請

町は、町内の郵便局に対し、災害時における相互協力に関する覚書に基づき、災害対策の効果的な推進に向け、次の協力を要請する。

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を講ずること。

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱を設置すること。

(2) 日本郵便(株)の措置

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施することとしている。

ア 郵便関係

- (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ)被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ)被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (エ)被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除

イ 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施すること。

6 生活必需品等の安定供給の確保

町は、生活必需品等の安定供給の確保を図るとともに、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰がおきないよう、必要に応じて県に対し協力を要請する。

第3 被災者生活再建支援法に基づく支援

担当:総務班

1 制度の趣旨

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)(以下「支援法」という。)に基づき、 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが 困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再 建支援金を支給することとしている。(支給事務については、都道府県から事務の全部の 委託を受けて、被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)が行う。)

町は、支援法第4条の2に基づき、基金から委託を受けた場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行うものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害(支援法第2条第1号)で、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) 上記(1) 又は(2) の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10 万未満に限る。) における自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- (5) 上記(3) 又は(4) の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口 10 万未満に限る)で、(1)~(3) の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- (6) 上記(3) 又は(4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第6号)
- 3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおりである。

- (1)居住する住宅が全壊(全焼、全流出を含む。)した世帯(以下「全壊世帯」という。) (支援法第2条第2号イ)
- (2)居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯(以下「解体世帯」という。)(支援法第2条第2号ロ)
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長期避難世帯」という。) (支援法第2条第2号ハ)
- (4)居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯(以下「大規模半壊世帯」という。) (支援法第2条第2号二)

4 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

なお、町長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示することとしている。

5 支援金支給の基準

支給額は、次の2つの支援金の合計額である。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額		
圧七の似合住及	複数世帯	単数世帯	
全壊世帯 (支援法第2条第2号イ)	100万円	75万円	
解体世帯(支援法第2条第2号口)	100万円	75万円	
長期避難世帯 (支援法第2条第2号ハ)	100万円	75万円	
大規模半壊世帯(支援法第2条第2号二)	50万円	37.5万円	
中規模半壊世帯(支援法第2条第2号ホ)	_	-	

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額		
任名の特定方法	複数世帯	単数世帯	
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200万円	150万円	
(支援法第3条第2項第1号)	(100万円)	(75万円)	
居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円	
(支援法第3条第2項第2号)	(50万円)	(37.5万円)	
居住する住宅を賃借する世帯(公営住宅を除く)	50万円	37.5万円	
(支援法第3条第2項第3号)	(25万円)	(18.75万円)	

- ※ 支援額() 内は中規模半壊世帯に支給する額とする。
- ※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も 高いものとする。

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書(住宅 に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。)
- ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

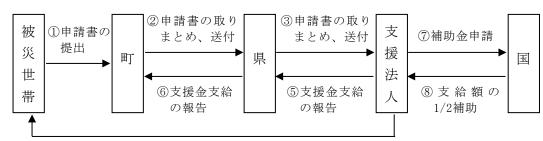
(3) 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに 県に送付するものとし、県においては、町から送付された申請書類等を確認し、速やか に被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し 支援金を支給する。

支援金支給事務の基本的な流れ



④支援金の支給決定及び支給

第4 災害弔慰金の支給

担当:福祉班

町は、災害 中慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、災害 中慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害 中慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

第5 被災者への融資

担当:農林班、商工班、建設班、福祉班

1 農林水産業関係

町は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金 が低利で融資されるよう措置し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せずに必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するよう要請する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、 貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる こと。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図ること。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等 の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずること。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。

2 商工関係(中小企業への融資)

町は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう関係機関へ働きかける。

3 住宅関係

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から 低利で融資を受けるための認定業務が円滑に行われるよう県にあっせんを要請し、り災者 の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

町社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難 となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

町社会福祉協議会は、被災した低所得者(災害弔慰金の支給等に関する法律に 基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。)に対し、災害を受けたことに よる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資する。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第6 り災証明書の交付

担当:税務班、商工班

町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害 その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類(り災 証明書)を交付しなければならない。

また、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

なお、り災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、 被災者への交付手続きについて広報に努めるものとする。

その際、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

第7 被災証明書の交付及び被災者台帳の作成

担当:住民班

1 被災証明書の交付

被災者の各種支援措置を実施するためには被災証明書が必要となるため、町は、あらか じめ被害認定及び被災証明書の交付担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務 処理を行うことができるよう組織体制を確立する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施する ための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成することができる。

(1) 被災者台帳に記載する内容

- ア氏名
- イ 生年月日
- ウ性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ り災証明書の交付の状況
- サ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、 その提供先
- シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、 被災者に係る個人番号(マイナンバー)
- セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

なお、この場合、被災者に係る個人番号 (マイナンバー) は含まないものとする。

- (ア) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用すると き。
- (ウ)他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供に関し必要名事項

台帳情報の提供を受けようとする者(申請者)は、以下の事項を記載した申請 書を町長に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)
- (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (エ)提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合に はその使用目的
- (オ) 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第5章 震災対策計画

第1節 総則

第1 基本方針等

1 目的

大規模震災は、建物の倒壊及び火災、がけ崩れ等の大きな被害が想定され、東日本大震災の例に見られるような電気、水道、道路などライフラインの寸断、交通の混乱等が発生し、応急復旧活動が困難になることが予測される。

本章は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、大地震が発生した場合にとるべき地震災害応急対策を中心に、予防対策と災害復旧についても定め、これらを推進することにより住民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

なお、本章で定めのない事項については、本計画第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧・復興計画」の定めるところによるものとする。

2 震災対策計画の基本方針

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災の教訓等の反映に努めるとともに、本 節第3に掲げる「地震被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要が ある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくものとする。

3 震災対策の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

また、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

震災時における活動目標

発災後の時間経過		活 動 目 標	
直後		■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保(非常参集) ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応	
直後~数時間以內	即時対応期	■生命・安全の確保(瞬時の対応)・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難 誘導活動等・広域的な応援活動の要請	
1 日目~3 日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保(72時間以内の対応) ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供	
4日目~1週間	応急対応期 I	■被災者の生活の安定(最低限の生活環境) ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急 な回復	
1週間~1ヶ月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定(日常活動環境) ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の 回復	
1ヶ月~数ヶ月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・地域環境の回復 ・生活の再建	
数ヶ月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化・教訓の整理・復興計画の推進・地域機能の回復・強化	

第2 既往の地震災害と福島県における地震発生特性

1 地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレート内部で発生する内陸型地震と、2つの異なるプレートがぶつかり合うところで発生する 海溝型地震の2つである。

2 内陸型地震

内陸型地震とは、内陸部の断層の破壊によって発生する地震で、県内の顕著な活断層は、 阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

(1) 阿武隈山地東縁部にある双葉断層

既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

(2) 福島盆地西縁部の活断層

盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与した ものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、 切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

(3) 会津盆地西縁部の活断層

断層の丘陵を構成する鮮新〜更新世の地層は一様に東側(盆地側)に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

(4) その他の断層

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により 1956 年の白石地震 (M=6.0) が発生したといわれている。

さらに、平成23年4月11日に発生した福島県浜通り地震(M=7.0)によって、湯ノ岳断層及び井戸沢断層、塩ノ平断層の活動が確認され、これらの断層は、断層のずれが地表まで到達し、地表にずれが発生する「地表地震断層」であると考えられている。

3 海溝型地震

海溝型地震は、プレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が 発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

4 東日本大震災の概要

(1) 地震の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0 という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りに おいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。

また、長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて 3,400 名以上という、 福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、今もなお余震が発生している。

(2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分		
震源	三陸沖 (震源の深さ24km)		
規模	モーメントマグニチュード9.0		
県内の観測震度	震度6強: 白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、 大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町 震度6弱: 福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、 西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、		
	伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、 飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強: 大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、 葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、 湯川村、会津美里町、磐梯町		
津波規模	計測値:相馬港9.3m以上※、小名浜港3.33m (※ 観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない 期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。)		
人的被害(死者は 震 災 関 連 死 を 含 む。)	死 者 : 4,147名 (直接死1,606名、関連死2,316名、死亡届等225名) 重 傷 者 : 20名 軽 傷 者 : 163名 行方不明者: 0名		
建物被害	住家全壊: 15,435棟 住家床上浸水: 1,061棟 住家半壊: 82,783棟 住家床下浸水: 351棟 住家一部損壊: 141,054棟 公共建物被害: 1,010棟 その他建物被害: 36,882棟		
消防職員出動延べ 人数	消防職員:5,706人 消防団員:43,776人		

(平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1772報)令和3年1月8日現在)

N/L	Set a first	
資料編	資料16-1	福島県内における地震災害履歴
	分 おレート	

第3 地震被害の想定

1 地震被害想定調査

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、県では、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。本町においてもこの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、震災対策を行うものとする。

2 想定地震の設定

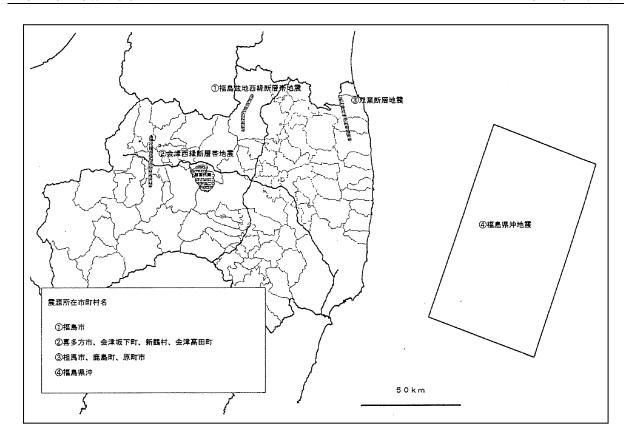
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類(内陸部3、海溝部1)である。

内陸部の地震については、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大き いと判断される地震として、以下3つの地震を想定している。

海溝部の地震については、過去に 100 年から 200 年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938 年の福島県沖の地震をモデルとして想定している。

想定地震の概要

	地震名	マグニチュ ード	震源深さ等	本町の 震度
	① 福島盆地西縁断層帯 (台山断層、土湯断 層)を震源とする地震	M = 7.0	震源深さ 10km 長 さ 20km 幅 5km	5弱~5強
内陸部	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M = 7.0	震源深さ 10km 長 さ 20km 幅 5km	6 弱~6 強
	③ 双葉断層を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4
海溝部	④ 福島県沖を震源とす る地震	M=7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km	4



3 定量被害想定結果の概要

福島県内における、想定地震ごとの定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

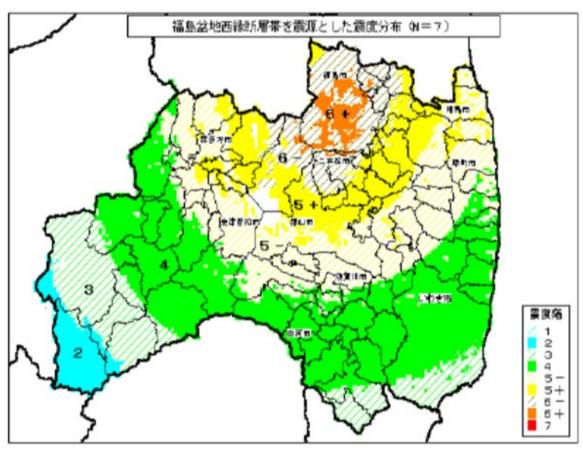
定量被害想定結果の概要

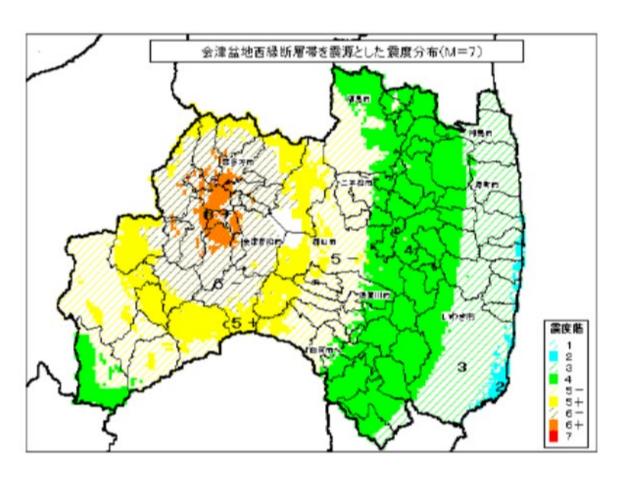
被害想定分野想定地震		3 中公邸	被害想定結果			
		5.化刀封	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
		也震	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km
地震動(1kmメッシュ数) 液状化危険度			6強:約290メッシュ	6強:約300メッシュ	6強:約310メッシュ	6強:0
		カ(1kmメッシュ数)	6弱:約1,160メッシュ	6弱:約2,010メッシュ	6弱:約760メッシュ	6弱:約540メッシュ
			5強:約1,860メッシュ	5強:約1,900メッシュ	5強:約1,370メッシュ	5強:約2,090メッシュ
		上危険度	極めて高い:21メッシュ	極めて高い:139メッシュ	極めて高い:91メッシュ	極めて高い:87メッシュ
余	1面前	壊危険度	危険度A:997メッシュ	危険度A:1,346メッシュ	危険度A:586メッシュ	危険度A:331メッシュ
津波被害想定建物被害			① 福島県沖低角断層(地震被害想定の福島県沖地震のモデル)※注 ・おおむね2~4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層※注 ・おおむね2~6mの津波高 ・1箇所で越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。			
			木造大破棟:11,306棟 非木造倒壊棟:497棟	木造大破棟:11.031棟 非木造倒壊棟:342棟	木造大破棟:7,723棟 非木造倒壊棟:217棟	木造大破棟:4,733棟 非木造倒壊棟:158棟
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、 風速14m/s、出火後30分の場合			出火数:最大99火点 消失棟数:1,604棟	出火数:最大97火点 消失棟数:863棟	出火数:最大64火点 消失棟数:898棟	出火の可能性は低い
人的被害		按害	死者(夜間): 840人 死者(昼間): 327人 負傷(夜間):4,324人 負傷(昼間):4,343人 避難者:51,621人	死者(夜間): 749人 死者(昼間): 278人 負傷(夜間):4,604人 負傷(昼間): 4,476人 避難者: 38,366人	死者(夜間): 553人 死者(昼間): 203人 負傷(夜間):2,908人 負傷(昼間):2,948人 避難者:28,599人	死者(夜間):346人 死者(昼間): 131人 負傷(夜間):1,632人 負傷(昼間):1,661人 避難者:35,798人
	上水	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
	道	配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
	~=	支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
ラ	下水	幹線管きょ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
イ	道	枝線管きょ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
フ		電柱被害本数	約1,000本	約2,500本	約3,100本	約3,700本
ラ	電	()は支障対象の本数	(410本)	(1,000本)	(1,220本)	(1,460本)
1	力	架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
ン	/,	地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
の 被		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
害		中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
	ス	低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
	æ	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
		架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
		支障回線数	約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線
道路被害箇所数			線:20	線:14	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	線:14
鉄道被災区間			JR東北本線 伊達~南福島 JR東北本線 松川~杉田 JR磐越西線 翁島~川桁 阿武隈急行 富野~福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉~ 平野 福島交通飯坂線 泉~福島	JR磐越西線 山都~広田 会津鉄道 南若松~西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)~大 野 阿武隈急行 富野~上保原	JR常磐線 原ノ町〜大野 JR常磐線 夜ノ森〜末続 JR常磐線 久ノ浜〜勿来 JR常磐線 いわき〜小川郷

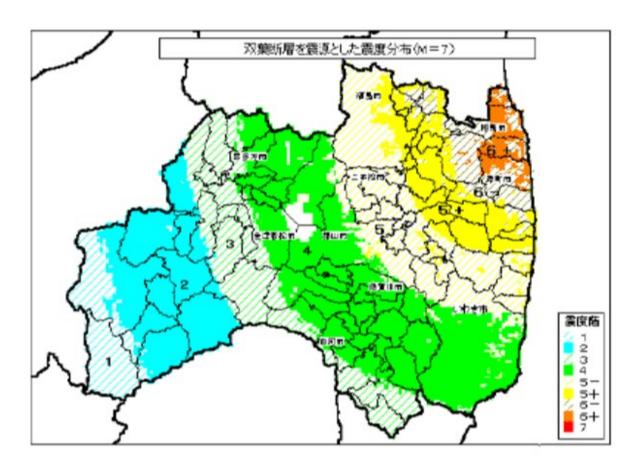
※注)福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

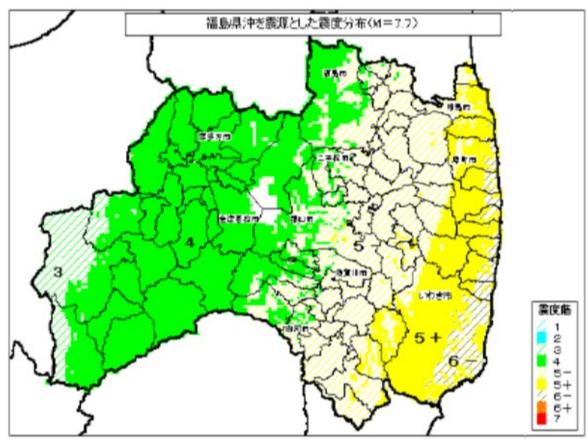
断層の走向(断層線(地表面と断層面との交線)の方向を真北から時計回りに測定したもの)と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。

各想定地震における震度分布









4 想定地震別の地震被害発生の特性

前記「2 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、 以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

(1)福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

この地震により、最大で800名を上回る多くの尊い人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤を始め、市民生活や社会経済活動全体に甚大な被害がもたらされるものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車 道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能 停止に結び付く危険性も有している。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い 範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量 の住宅の倒壊が想定される。

建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で 750 名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で 4,500 名を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。

(3) 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動により相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数はおおむね8,000棟にも及ぶものと想定される。

(4)福島県沖地震

福島県沖では、過去に 100~200 年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想される。

また、県内全域で見ると、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者をはじめ、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。

このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、 地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわ たるといった特徴がみられる。

(5) 放射性物質の放出等の想定

浜通り沿岸部に立地する原子力発電所(東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所)については、東日本大震災と同程度の津波の高さに対応する仮設防波場を設置している。また、これを超える津波により設備に被害が生じた場合に備えて、予備設備等も準備されている。しかし、仮に地震・津波等によって予備設備等を含めてすべての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の飛散等が想定される。

第4 想定調査成果及び過去の経験の活用

1 被害想定調査結果の活用

町は、本節第3で示した、地震被害想定調査の結果を踏まえて、震災対策の検討、本計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県で想定されてきた地震規模を遙かに上回る災害規模であり、 学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、同様の規模の災害 が起こりうることを想定し、町は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。

3 住民防災意識の向上

町は、地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

資料編 資料16-2 気象庁震度階級関連解説表

第2節 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における防災教育・訓練の実施、施設の耐震性確保等に係る対策の実施が重要である。

本節においては、これらの災害予防活動及び対策について定めるものとする。

第1 防災組織の整備・充実

担当:住民課、各課

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期すものとする。

具体的な対策については、第2章第1節「防災組織の整備・充実」に準ずるものとする。

第2 防災情報通信網の整備

担当:住民課、総務課

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

具体的な対策については、第2章第2節「防災情報通信網の整備」に準ずるものとするが、地震観測網の活用に当たっては、次による。

1 地震観測網

地震の発生を予知することは困難であるため、町は、県が整備する地震観測網を活用し、 地震動の基礎的データの充実及び初動体制の確立を図り、地震被害の軽減に努める。

なお、福島県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
1	福島県	計測震度計	84	気象庁の7箇所利用も含め、県 内91箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測震度計(地震計併用6)	18	
3	防災科学 技術研究所	強震計	22	
4	東北大学	地震計(微小地震観測)	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	JR東日本	震度計	15	
7	国土地理院	電子基準点 GPS地殼変動観測施設等	35 4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

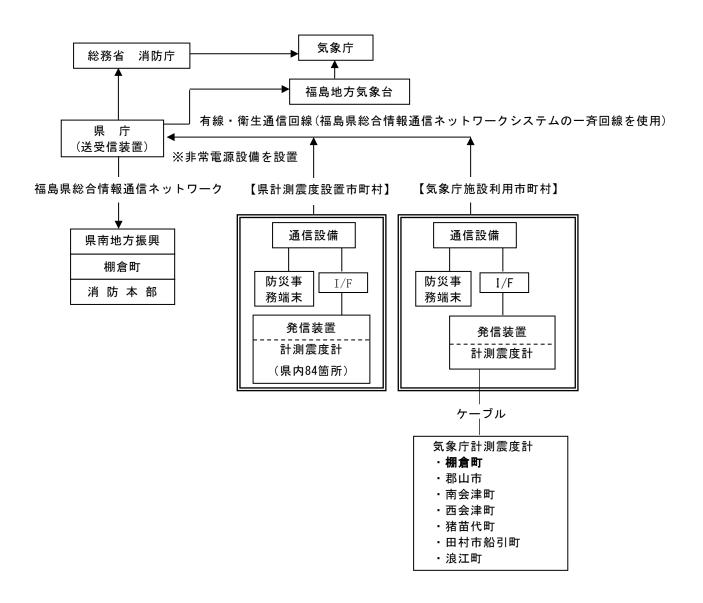
2 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県(危機管理総室)では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所(棚倉町・郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・田村市船引町・浪江町)と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、県総合情報通信ネットワークを通 して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信される。

町は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用するとともに、県の体制に協力し、町内の地震に関する情報の収集・データの累積に努めるものとする。

震度情報ネットワークシステムの概要図



第3 地震に強いまちづくり

担当:住民課、総務課、整備課

1 棚倉町耐震改修促進計画の策定

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた、総合的な棚倉町耐震改修促進計画に基づき対策を図る。 耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標
- (2) 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 (建築物の耐震改修の促進に関する法律 第6条)

2 建築物の耐震性強化

(1) 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図るとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるものとする。

(2) 防災上重要な建築物の耐震性確保等

ア 防災上重要建築物の指定

町は、大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる施設(防災拠点施設、避難所等)を指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るものとする。

イ 耐震診断・耐震化の実施

町は、防災上重要建築物について、棚倉町耐震改修促進計画に基づき耐震診断を実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行う等、耐震性の確保を図るものとする。

ウ 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物において特に、防災拠点施設、防災施設、緊急医療施設等は、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。また、防災関係機関からの対策要員、情報連絡員(リエゾン)等が応急対策本部を設置する場所として受援計画等で定める施設においても、耐震性、ライフライン系統対策について検討する。

エ 防災拠点施設の主な設備等

新たに整備する防災拠点施設には、下記の設備の整備を図るものとする。

- (ア) 非常電源設備
- (イ) 耐震性貯水槽
- (ウ) 防災行政無線
- (エ) 備蓄倉庫(災害対策活動要員用物資を対象とする。)
- (オ) 臨時ヘリポート
- (カ) 非常用排水設備又は排水槽
- (3) ロッカー、書架等の転倒防止対策

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。特に、町災害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行うものとする。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

地震により被災した建築物(一般住宅を含む)が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を地震被災後、民間の建築士等の協力を得て、速やかに行う必要が生じるため、県に登録済の地震被災建築物応急危険度判定士認定者の把握等、判定活動体制の整備に努めるものとする。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策 を講じるものとする。

- (1) 本計画において定めた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行うものとする。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。
- 5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀(石塀を含む。)の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図るものとする。
- (2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努めるものとする。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

- (3) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、 危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域を防火地域 又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火 措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400パーセント以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300パーセント以上の区域及び建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

町は、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物等に対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

町は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に 応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

7 防災空間の確保

(1) 街区公園・近隣公園の保全・整備

町の街区公園・近隣公園は、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、町は、計画的に整備拡大を図り、 防災効果を発揮する防災空間の保全に努める。

(2) 町道等の保全

道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、住民生活の あらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の 役目を果たすなど重要な役割を果している。

町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

(3) 都市空間の利用

道路や都市公園等は、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、町はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

(4) オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設 住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等の オープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 上水道、下水道施設災害予防対策

担当:上下水道課

1 上水道施設予防対策

(1) 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- ア 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- イ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統の ブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制 御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- エ 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

(2) 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく ものとする。

(3) 相互応援

町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、 さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動 に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

2 下水道施設予防対策

(1) 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。

イ ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

- ウ 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等(複数の排水方法)の整備の検討を行うものとする。
- エ 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施する とともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う ものとする。
- オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- カ 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善 を行い、施設の機能保持を図るものとする。

(2) 応急復旧用資機材の確保等

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

(3) 要員の確保

町は、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

(4) 福島県下水道防災連絡会議

町は、県(都市総室)、市町村及び下水道関係の公共的団体で組織される福島県下水道防災連絡会議のもと、「福島県下水道防災計画」の実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を推進する。

第5 道路及び橋りょう等災害予防対策

担当:住民課、整備課、産業振興課

1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

(1) 計画目標

町は、法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行うものとする。

なお、事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

(2) 道路の整備

町は、道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、 対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(3) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく「道路橋定期 点検要領」により、5年に一度の定期点検を行う。町では、全橋点検の結果から 「棚倉町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画に基づき修繕等を実施する。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要のある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3:落橋に対する安全性の確保)を実施することとする。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年 2月16日付け国土交通省通知)を適用し建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- (ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる 耐震性能を確保することを目的として行うものとする。
- (イ) 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

(4) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう県及び民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図るものとする。

2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

(1) 計画目標

町は、農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図るものとする。

(2) 農道・林道の保全整備

町は、法面の崩落、落石等の危険箇所について、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

(3) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、町は、経年により老朽化した橋りょうを点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議の上、対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋等については架替、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

3 電線共同溝の整備

町は、東北電力(株)、東日本電信電話(株)等の事業者と協議の上、電線共同溝の整備を 推進する。

第6 河川等災害予防対策

担当:產業振興課、整備課

1 河川管理災害予防対策

町は、耐震性に十分配慮し、計画的に河川管理施設の改修を推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備えるものとする。

2 ため池施設災害対策

町は、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として 位置づけ、堤体補修等のハード対策を実施するとともにハザードマップ作成などのソフト対 策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

資料編資料18-1防災重点農業用ため池一覧表
資料18-2防災重点農業用ため池マップ一覧

第7 地盤災害等予防対策

担当:住民課、総務課、健康福祉課、産業振興課、整備課、上下水道課

1 土砂災害予防対策

土砂災害警戒区域等においては、地震により災害の発生が誘発助長され、住民の生命や 財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県の指示状況をもとに、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊施設等の整備に当たっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化し、老朽化した施設については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

2 造成地の災害予防対策

町は、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、県と連携のもと、次に掲げる造成地における基準等に基づき、指導、監督を行うものとする。

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域(建築基準法)、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講じるものとする。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4)消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その 安全について指導する。

3 液状化災害予防対策

町は、管理する公共施設において、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、町内において、開発事業者が大規模開発等を実施する場合には、十分な連絡調整を図るものとする。

また、町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを基に、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

4 二次災害予防対策

町は、地震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所の応 急危険度判定(斜面判定士、山地防災ヘルパー等による)を行う体制の整備を図るものとする。 また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への 周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第8 火災予防対策

担当:住民課、産業振興課、整備課、子ども教育課、上下水道課

直轄関係機関:消防団

1 計画目標

住宅の密集、建築物の多様化及び危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生とこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。このため、町は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第4節「火災予防対策」に準ずるものとするが、地震 災害の特性上、以下の事項については特に留意する。

2 出火防止対策

(1) 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町及び消防本部は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及 びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図るものとする。

(2) 石油類及びガス等、引火物対策の推進

石油類、ガソリンスタンド、LPガス施設に対し、消防署を通じ点検調査等の指導を 図るものとする。

(3) 安全器具の使用

石油、LPガス等のストーブ、コンロ等については、安全装置のついた器具使用の徹底を図るものとする。

(4)消火器の配置

地震、火災の発生に際し、初期消火が効果的に行えるよう、地域、職場、家庭に消火器の備え付けを奨励するものとする。

(5) 消化器具の使用方法の周知

消火器の効用を十分活かすため、行政区や自主防災組織等の組織を通じ訓練を実施するものとする。

3 消防水利の整備

(1) 耐震性防火用貯水槽の設置 (消防水利の多重化)

地震時には、停電や水道管の破裂等の事態が当然に予想される。従って、消火栓の使用が不能となることが考えられるので、なるべく多くの耐震性防火用貯水槽の設置を進めるものとする。また、川、堀、池などの自然水利のほか、プール、井戸水等を消防水利として利用できるよう事前に検討して利用計画をたてるものとする。

(2) 小型動力ポンプの設置

交通障害によって消防ポンプ自動車の活用が制限される場合が多いので、自然水利等 を活用できる可搬式小型動力ポンプの配置を進めるものとする。

第9 緊急輸送対策

担当:住民課、整備課

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の円滑かつ広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、その整備を実施する。

具体的な対策については、第2章第6節「緊急輸送対策」に準ずるものとする。

第10 避難対策

担当:住民課、総務課、健康福祉課、産業振興課、整備課、地域創生課、

子ども教育課、生涯学習課

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

大地震による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、 町は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第7節「避難対策」に準ずるものとする。

第11 医療(助産)救護・防疫体制の整備

担当:住民課、健康福祉課

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

町は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減 を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第8節「医療(助産)救護・防疫体制の整備」に準ずるものとする。

第12 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

担当:住民課、健康福祉課、産業振興課、整備課、上下水道課、子ども教育課、 生涯学習課

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

町は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、 地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資器材等の整備を図るものとす る。

また、住民に対しては、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日頃から備えておくよう啓発を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第9節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に 準ずるものとする。

第13 航空消防防災ヘリコプターの活用

担当:住民課、各課

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想され、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。 このため、町は県及び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」による、航空消防防災体制の整備を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第10節「航空消防防災へリコプターの活用」に準ずるものとする。

第14 防災教育

担当:住民課、子ども教育課、各課

1 計画目標

地震による災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため、町は、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成 指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報 の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第 11 節「防災教育」に準ずるものとするが、地震災害の特殊性を鑑み、特に次の事項に留意し防災教育を実施する。

2 町職員に対する教育

(1) 教育の方法

町は、地震災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会 を活用して必要な防災教育を実施する。

(2) 教育の内容

- ア 地震災害の特徴
- イ 予想される被害規模に関する知識
- ウ 地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 町職員が果たすべき役割

- オ 地震発生後における二次災害の防止
- カ その他、地震対策の必要な事項
- 3 住民等に対する教育、広報
- (1)教育、広報の方法
 - ア 広報紙等による広報及び参考資料の配布
 - イ 住民集会等の開催
 - ウ 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力
- (2)教育、広報の内容
 - ア 地震災害の特徴
 - イ 予想される被害の想定に関する知識
 - ウ 地震情報等の正確な情報の入手方法
 - エ 大地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に 関する知識
 - オ がけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識
 - カ 地震発生後における二次災害に関する知識
 - キ 日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋・付属施設 の補強、家具・危険物等の転倒防止等の内容
- (3) 児童生徒等に対する教育

授業、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、地震の基礎的な知識及び対策の 教育を行うものとする。

(4) 自動車運転者に対する教育

町交通対策協議会、交通安全協会等を通して、大地震が発生した場合における自動車 の運行等の措置について周知徹底を図るものとする。

第15 防災訓練

担当:住民課、各課

1 計画方針

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、本計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第12節「防災訓練」に準ずるものとする。

2 総合防災訓練

町は、次に掲げる内容を組み合わせ、独自又は隣接市町村と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、地震災害に対する総合防災訓練を2年に1回実施するように努める。

- (1) 地震情報等の受伝達
- (2) 地震災害対策本部の運営
- (3)職員の動員
- (4)避難所設置運用
- (5) 交通規制

(6) その他、応急対策等に関する内容

3 緊急初動訓練

町は、地震災害が発生した場合の緊急な事態に対応した町職員の臨機即応の初動体制を 図るため、次の項目を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施する。

- (1) 勤務時間内における訓練
 - ア 地震情報等の伝達訓練
 - イ 職場安全点検訓練
- (2) 勤務時間外における訓練
 - ア 地震情報等の伝達訓練
 - イ 職員参集訓練

第16 自主防災組織の整備

担当:住民課、各課

地震災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が"自らの命と地域は自分達で守る"という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、 人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

具体的な対策については、第2章第13節「自主防災組織の整備」に準ずるものとする。

第 17 要配慮者対策

担当:住民課、健康福祉課

地震災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

このため、町及び社会福祉施設・要配慮者関連施設管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第14節「要配慮者対策」に準ずるものとする。

第 18 ボランティアとの連携

担当:住民課、総務課、健康福祉課

直轄関係機関:棚倉町社会福祉協議会

大規模地震発生時においては、個人のボランティアのほか、専門技能を有するボランティアが、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、町は、ボランティアの受け入れが効果的に行われるよう、平常時からボランティアの募集や応援要請体制の整備に努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第15節「ボランティアとの連携」に準ずるものとする。

第19 危険物施設等災害予防対策

担当:住民課、総務課、生涯学習課

地震時において、危険物施設等の火災や危険物の流出などが発生した場合には、周辺地域に 多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は県と連携し、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図り、危険物等災害予防対策に万全を期する。

具体的な対策については、第2章第16節「危険物施設等災害予防対策」に準ずるものとする。

第20 災害時相互応援協定の締結

担当:住民課、各課

大規模地震発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、大規模地震においては、圏内市町村が広範囲に被災することも推定して、同時に被災する可能性が少ない県外の市町村や、企業・団体との応援協定の締結を積極的に進める。

具体的な対策については、第2章第17節「災害時相互応援協定の締結」に準ずるものとする。

第3節 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範 囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定めるものとす る。

第1 地震災害応急活動体制

担当:総務班、各部各班

町域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害 対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な 連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するた めの活動体制を整備する。

具体的な活動体制については、第3章第1節「応急活動体制」に準ずるものとするが、震災時における初動体制及び配備基準については、次による。

配備区分	配備時期	配備内容
警戒配備	(1)棚倉町において震度4の地震が観測されたとき。(2)その他特に住民課長又は町長が必要と認めたとき。	予想される災害に関係する課で所要の人員を配置し、情報収集、連絡活動に当たる。(初動処理事項)・関係各課の情報共有・地震情報の収集・伝達・関係機関との連絡調整・火災など二次災害の状況の情報把握・その他伝達事項
第1 非常配備	(1)棚倉町内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。(2)その他特に町長が必要と認めたとき。	各課係の所要の人員をもって当たる もので、災害の発生とともにそのまま 直ちに非常活動が開始できる体制とす る。また、事態の推移に伴い、第2非 常配備に移行できる体制とする。
第 2 非常配備	(1) 棚倉町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 (2) 棚倉町周辺市町村で震度6弱以上が観測され、棚倉町内の複数地で、災害が発生したとき。 (3) その他特に町長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たる もので、現地において、救助活動等に あたる。

第2 地震災害情報の収集伝達

担当:総務班、各部各班

町は、職員の巡視や関係機関からの協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第2節「災害情報等の収集伝達」に準ずるものとするが、 地震に関する情報の処理については、次による。

1 地震情報等の受理伝達

(1) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発 表 基 準	内 容
震度速報	• 震度 3 以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を 観測した地域名(全国を約 188 地域に区 分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する 情報	• 震度 3 以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に 関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、 その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した 場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度1以上を観 測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km四方ごとに推計した震度(震度4以上) を図情報として発表
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね 30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ 福島県沿岸に津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき(群発地震等)。
- エ 特に発表が必要と認めた場合。
- ※ 福島地方気象台は、福島県沿岸に津波警報・注意報が発表されたときや福島 県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資する よう津波警報・注意報の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する こととしている。

(3) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、地震情報等伝達系統図(37頁参照)により 迅速・的確に伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町及び防災関係機関 に伝達する。
- ウ 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難 の勧告、指示の必要な措置を行うものとする。

(4) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報と地震動の警報及び予報との関係

緊急地震速報は、気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置づけられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

なお、警報と予報の区別については次のとおりである。

緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係

区分	震度等	情報発表の名称	内 容	
地震動特別 警報	震度 6 弱以上	緊急地震速報 (警報)又は 緊急地震速報	緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想された ときに(※)、強い揺れが予想される地 域に対し地震動により重大な災害が起こ
地震動警報	震度5弱以上		るおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想 される場合を特別警報に位置付ける。	
地震動予報	震度3以上、又は マグニチュード3.5以上	緊急地震速報 (予報)	最大震度3以上又はマグニチュード 3.5以上等と予想されたときに発表する もの。	

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

イ 緊急地震速報の内容・発表条件

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが 予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。これを受けて、報道 機関等はテレビ・ラジオ等により、住民等へ情報を提供する。

緊急地震速報の発表条件、発表内容

発表条件	最大震度が5弱以上と予想された場合に震度4以上が予想される地域に発表。
発表内容	○ 地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 ○ 全国を約188地域に分割した地域単位で、強い揺れ(震度5弱以上)が予想 される地域及び震度4が予想される地域名

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

緊急地震速報で続報を発表する場合

- 訂正 緊急地震速報を発表した後の解析により、震度3以下と予想されていた地域が 震度5弱以上と予想された場合に、続報を発表する。
- 追加 続報では、新たに震度5弱以上が予想された地域及び新たに震度4が予想された地域を発表する。
- 取消 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報(誤報)の み取り消すこととし、例えば震度5弱と予想していた地域が震度3以下との予想 となった場合などは取り消さない。

ウ 住民への周知

町は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地 震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速 報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

(5) 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

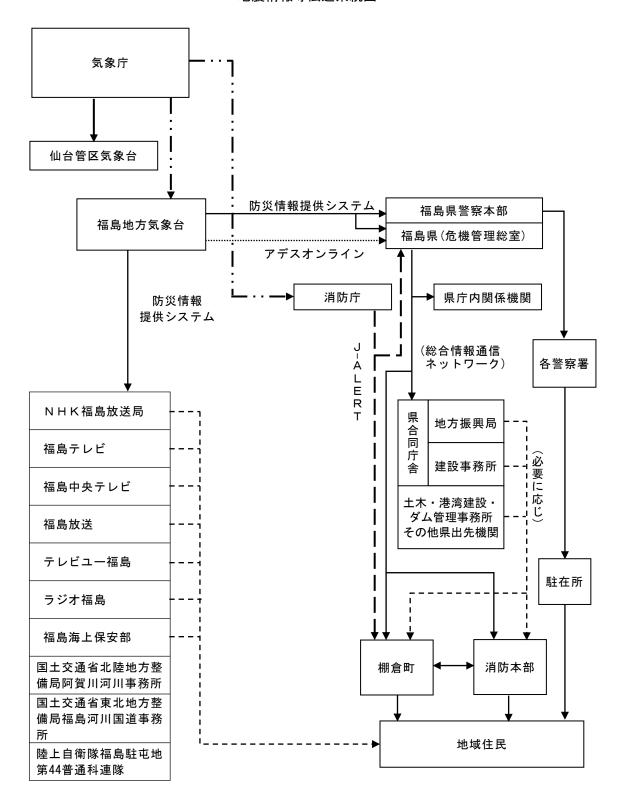
「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

震度の地域名称(福島県の陸域)



地震情報等伝達系統図



(6) 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

福島県においては、県内の全市町村に設置(棚倉町は気象庁設置の震度計利用)した 震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総 合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興 局等に送信される。

第3 通信の確保

担当:総務班、情報調整班

大規模地震災害時においては、通信設備が被災する場合もあることから、多線的な通信手段 の確保を図り、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

具体的な対策については、第3章第3節「通信の確保」に準ずるものとする。

第4 相互応援協力

担当:総務班、各部各班

大規模な地震が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命・救急・救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

具体的な対策については、第3章第4節「相互応援協力」に準ずるものとする。

第5 災害広報

担当:総務班、情報調整班

災害時において、住民及び防災関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は地震発生後、速やかに広報体制を確立し、連携して広報活動を 展開する。

具体的な対策については、第3章第5節「災害広報」に準ずるものとするが、地震時には、 電話の集中や回線の断線、停電、交通状況の悪化等により住民の情報入手手段は、制限を受け ると予想される。住民の不安や混乱等を回避し、応急対策が円滑に実施できるよう、住民に対 して速やかに正確な状況を提供する。

この場合、住民の情報ニーズ及び情報収集方法は、事態の発展によって変わることが考えられるので、この点を踏まえた広報活動となるよう留意する。

なお、地震時の広報活動は、町以外にも防災関係機関がマスコミや広報車等により行うことになるので、広報活動の効果を上げるため、広報の方法・内容等について関係機関相互で調整する。

広報事項

広報事項については、「地震発生直後」・「事態がやや落ち着いた段階」・「給食・給水等の救援期」など災害の局面に応じて実施する。

また、同じ時期区分に属する項目については、広報順位を検討して行うものと する。

- 余震、二次災害危険の見通し
- ガス漏れ、油漏れ、火気使用、電線の感電注意などの留意事項
- 安否情報(学校の児童生徒の状況等)
- 交通渋滞解消の協力依頼
- 電話混雑解消の協力依頼
- 上水道の飲用注意
- その他(道路、水道、電気、ガス等の設備の被害と復旧の見込み、食料品・ 生活必需品の確保状況、休校、給食の状況、相談窓口設置、ごみの収集など)

第6 災害救助法の適用等

担当:総務班

地震による被災規模によっては、災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被 災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るものとする。

具体的な対策については、第3章第6節「災害救助法の適用等」に準ずるものとする。

第7 消火活動

担当:総務班、消防班

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行うものとする。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等により、被害の拡大防止を図るものとする。

1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

(2) 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保 の消防活動を行う。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4)消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行うものとする。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、 市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、消防活動に当たる。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(7) 火災現場活動の原則

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、退路 を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を 決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動 により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先 とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を 阻止する。

2 消防団による活動

消防本部と連携をとりながら以下の活動を行うものとする。

(1)情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行うものとする。

(2) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、 出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図るものとする。

(3)消火活動

消防隊が到着するまでの間、または消防隊の人数が十分でない場合には、率先して消火活動を行うものとする。

(4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行うものとする。

(5) 澼難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、 住民を安全に避難誘導する。

3 住民・自主防災組織、事業所等による活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行うものとする。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努めるものとする。

イ 消防隊(消防本部、消防団)が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従うものと する。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物・高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物・ガス・毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じるものとする。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じるものとする。

- (ア) 周辺地域の居住者等に対し、避難等必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- (イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- (ウ) 危険区域への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じるものとする。

4 応援要請

町長又は消防長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、第3章第4節第5「消防の相互応援」に定めるところにより、広域応援要請を行うものとする。

第8 救助・救急

担当:総務班、消防班

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが 予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、町は、災害応急 対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、人員、資機材等を優先的 に投入して、救助活動を実施する。

また、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織に対し、救助・ 救急活動を実施する防災関係機関に協力し、自発的に救助・救急活動を行うよう協力を求める。

- 1 消防本部による救助・救急活動
- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象 を優先に救助・救急活動を行う。

具体的な対策については、第3章第9節「救助・救急」に準ずるものとする。

第9 自衛隊災害派遣

担当:総務班

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関の応援のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、町は、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第3章第10節「自衛隊災害派遣」に準ずるものとする。

第10 避難

担当:総務班、消防班、住民班、福祉班、保健医療班、情報調整班、教育総務班、社会教育班

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想される。それらの 切迫する危険から、生命、身体を守るため、迅速、的確な避難行動が求められる。町は、避難 のための可能な限りの措置をとるものとし、その際、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な対策については、第3章第11節「避難」に準ずるものとするが、余震等による二次 災害が予想される危険区域等の情報を住民に周知する。

第 11 避難所の設置・運営

担当:総務班、住民班、福祉班、保健医療班、教育総務班、社会教育班

大規模地震発生時において、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、 避難しなければならない者をあらかじめ指定した避難所等へ受入保護する。

具体的な対策については、第3章第12節「避難所の設置・運営」に準ずるものとするが、余 震や建物の倒壊等による二次災害が予想される避難所は立入禁止とするなど、必要な安全措置 をとることに留意する。

第12 医療(助産)救護

担当:保健医療班、総務班

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を実施する。

具体的な対策については、第3章第13節「医療(助産)救護」に準ずるものとする。

第13 緊急輸送対策

担当:総務班、建設班、住民班

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第14節「緊急輸送対策」に準ずるものとする。

第14 災害警備活動及び交通規制措置

担当:総務班、消防班、建設班

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想される。

また、住民の心身の損傷や財産の喪失により、地域社会が極度の混乱状態にあることが想定されるため、町は、県及び警察、関係機関、団体等と協力して心身の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

具体的な対策については、第3章第15節「警備活動及び交通規制措置」に準ずるものとする。

第15 防疫及び保健衛生

担当:総務班、保健医療班、福祉班

震災時には、建物の倒壊や焼失等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、長期間、多数の被災者の滞在が想定される 避難所等において、その早急な衛生対策の実施が必要である。このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第16節「防疫及び保健衛生」に準ずるものとする。

第 16 廃棄物処理対策

担当:総務班、下水道班

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想されるほか、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となるため、し尿・ごみ・がれき・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行うものとする。また、処理能力を超える場合は、必要に応じて、広域応援による処理を図るものとする。具体的な対策については、第3章第17節「廃棄物処理対策」に進ずるものとするが、震災に

具体的な対策については、第3章第17節「廃棄物処理対策」に準ずるものとするが、震災によるがれき処理については、次による。

1 がれき発生量の推定

震災時には、地震災害・火災による建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等(以下「がれき」という。)など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理 計画を策定しておくものとする。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又 は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の 場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造 1 平方メートル当たり 0.35 トン、非木造 1.20 トンを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの排出者が処理することになるが、がれきが大量に発生することになるため、国、県、他市町村及び東白クリーンセンターと協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図るものとする。

3 がれき処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、選別・一時保管のできる仮置場に搬入する必要が あるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するため、排出時の分別の徹底とその確保策の検討を行うものとする。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

廃棄物の適正処理を確保するため、最終処分までの処理ルートの確保を図るとともに、 がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

また、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適 正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておくものとする。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等の処分が、近隣市町村との連携のみでは不可能と思われる場合には、 県外の最終処分場に処分を依頼することを想定し、県に応援を要請する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがあるため、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し指導する。

特に石綿については、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、 必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急 措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第17 救援対策

担当:給水班、農林班、福祉班、住民班、保健医療班、総務班、財務班

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難している被災者や在宅被災者への供給にも配慮する。

具体的な対策については、第3章第18節「救援対策」に準ずるものとする。

第 18 被災地の応急対策

担当:建設班、農林班、住民班、総務班、各部各班

町は、被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

具体的な対策については、第3章第19節「被災地の応急対策」に準ずるものとする。

第19 応急仮設住宅の供与

担当:建設班

町は、震災により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

具体的な対策については、第3章第20節「応急仮設住宅の供与」に準ずるものとする。

第20 死者の捜索、遺体の処理等

担当:総務班、住民班、保健医療班、消防班、福祉班

震災時の混乱期には、行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者、死亡推定者を含む。)が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を行うとともに、身元が判明しない死亡者については、遺体の処理・埋葬等を適切に行うものとする。

具体的な対策については、第3章第21節「死者の捜索、遺体の処理等」に準ずるものとする。

第21 生活関連施設の応急対策

担当:給水班、下水道班、総務班

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、各ライフライン事業者等と連携して、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把捉し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、緊密な連絡のもとに機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。

具体的な対策については、第3章第22節「生活関連施設の応急対策」に準ずるものとする。

第22 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

担当:建設班、農林班、財務班、総務班

1 町管理道路の応急対策

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

ア 町内の道路の被害について、速やかに県(道路班)に報告し、被害状況に応じ た応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設 管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の 誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに県へ報告す る。

(3) 復旧計画

町は、地震による被害箇所の仮復旧を早急に行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県(道路班)に被害状況を報告する。

また、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行うものとする。

2 主要農道、主要林道応急対策

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。 特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、 緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速や かに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 交通規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じるものとする。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じるものとする。

3 河川管理施設応急対策

(1) 基本方針

地震による被害を軽減するため、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河 川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合にも施設の応急復旧に努めるものとする。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水門、樋門等に対する遅滞のない操作
- ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(2) 応急対策

町は、「水防計画」に基づく水防活動を行うとともに、特に重要水防区域を重点的に 巡視し、施設の応急復旧に努めるものとする。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基 づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、災害復旧事業においては従前の 効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図 るものとする。

4 砂防施設等応急対策

町は、地震により砂防設備や雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、震後点検を速やかに実施するとともに、二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関と協力し、応急対策に努めるものとする。

5 ため池施設応急対策

町は、ため池管理者に対し、一定規模以上の地震が発生した場合は、管理するため池の 緊急点検を行い、その結果を速やかに町へ報告をするよう要請する。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

さらに、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと、直ちに緊急放流や 応急工事等を行い、ため池の安全回復に努めるものとする。

6 公共建築物等の応急対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保する ため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害 応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災 害対策活動が実施できることを目標とする。

(2) 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行うものとする。

- ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- イ 地震時における混乱の防止措置を講じるものとする。
- ウ緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講じるものとする。
- エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

(3) 庁舎等の応急修理

ア 被害状況の把握

町は、庁舎等の被害状況を速やかに調査する。

イ 応急修理

軽易な被害については、町において応急修理を実施する。

ウ 仮設庁舎の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、必要により仮設庁舎を建設する。

第23 文教対策

担当:教育総務班、福祉班、総務班、社会教育班

町及び学校長等は、災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

具体的な対策については、第3章第23節「文教対策」に進ずるものとする。

第24 要配慮者対策

担当:福祉班、保健医療班、総務班、住民班、情報調整班

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、第3章第11節「避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、 特に配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サー ビスの提供等を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第24節「要配慮者対策」に準ずるものとする。

第25 ボランティア団体等との連携

担当:福祉班、商工班

大規模な地震により町内に大きな災害が発生した場合、町や防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していく ことに留意する。

具体的な対策については、第3章第25節「ボランティア団体等との連携」に準ずるものとする。

第26 危険物施設等災害応急対策

担当:総務班、消防班、社会教育班、建設班

町は、危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住 民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対 策を図るための対策を確立する。

具体的な対策については、第3章第26節「危険物等災害応急対策」に準ずるものとする。

第4節 災害復旧

地震による災害の復旧については、第4章「災害復旧・復興計画」に準ずるものとする。

第6章 原子力対策計画

第1節 総則

1 目的

本章は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者の廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入れなど必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の安全を図ることを目的とする。

2 原子力災害対策計画の性格

(1) 県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて、本計画の「原子力災害対策計画」として作成したものである。

本章で定めのない事項については、本計画第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧・復興計画」の定めるところによるものとし、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠する。

(2) 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力防災対策の拠点としてあらかじめ指定した緊急事態応急対策拠点施設(以下「対策拠点施設」という。)において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、対策拠点施設に設けられる原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。

(3) 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子炉施設等から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原災法に定める対策を確 実に実施するとともに、本計画に基づき、町が実施する原子力災害対策に関して全面的 に協力することとされている。

3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいい(以下同じ。)、以下「緊急事態」という。)に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、 被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対 する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が前後して発生する複合災害においては、建物、 道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急 対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画では、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講じる上で必要となる緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう定めるものとする。

4 原子力災害対策を重点的に充実すべき区域の範囲

(1) 重点区域の範囲

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)において定められている、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策を重点的に充実すべき区域(以下「重点区域」という。)を含む市町村は、原子力災害対策編を作成すべき市町村として位置づけられている。また、発電所が所在する町を「所在町」、重点区域に含まれる市町村を「関係市町村」という。

原子力事業所	福島第一原子力発電所福島第二原子力発電		
所在町	大熊町、双葉町 楢葉町、富岡町		
予防的防護措置を準備 する区域 (P A Z)	_	原子力施設からおおむね半 径 5 kmを目安に行政区画、地 形等を考慮し設定する。	
緊急防護措置を準備 する区域 (UPZ)	原子力施設からおおむね半径 30 kmを目安に設定 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘 村(各市町村全域)		

(PAZ: Precautionary Action Zone, UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)

(2) 重点区域以外の区域における対応

本町は、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域には含まれていないが、UPZ外においても、プルーム(放射性雲)通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。

- ア 県は、重点区域以外の市町村に対しても、以下の事務又は業務を行うものとし、 あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定めることとしている。
 - (ア) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供
 - (イ) 事故影響の有無を確認するための環境放射線モニタリングの実施
 - (ウ) 事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施
 - (エ) その他必要な事項
- イ 町は、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入れや避難所の立ち上 げ及び運営に関することなど、原子力災害発生時に必要となる事項を定めておく ものとする。

第2節 原子力災害事前対策

原子力災害の拡大を防止するため、原子力防災に関する体制の整備及び原子力防災 知識の普及等について定め、その実施を図るものとする。

第1 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

担当:住民課、各課

1 緊急事態の段階

原子力現制委員会の策定する原子力災害対策指針(以下、本章において「指針」という。)では、緊急事態への対応の状況を、「準備段階」・「初期対応段階」・「中期対応 段階」・「復旧段階」に区分し、各段階に応じた対応をとることとしている。

準備段階	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改
	善し、リスク低減のために備えておく。
初期対応段階	事故等が発生し、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確
	定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑え
	るため、迅速な防護措置等の対応を行う。
中期対応段階	放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、
	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、
	それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長
	期にわたる防護措置の検討を行う。
復旧段階	この段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の
	計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

2 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

上記1のうち、初期対応段階においては、被害を最小限に抑えるためにも、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA (International Atomic Energy Agencyの略で、原子力の平和利用を促進するために、国際連合のもとに設立された国際的な協力機関)等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し、予防的防護措置を実行する。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

ア 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、「警戒事態」・「施設敷地緊急事態」・「全面緊急事態」の3つに区分し、防護措置を実施する。

イ 具体的な基準

上記アの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(EmergencyAction Level。以下「EAL」という。)が設定されている。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行うこととされている。

(2) 運用上の介入レベル (OIL)

ア 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、 基本的には(1)アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置 を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比 較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果から 防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施す ることが必要となる。

イ 具体的な基準と防護措置の内容

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル (Operational Intervention Level。以下「OIL」という。) が設定されている。

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

資料編	次业17 1	緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)
其件柵	資料17-1	窓 る 尹 悠 色 万 及 い 窓 志 时 佰 則 レ ・
	資料17-2	運用上の介入レベル(OIL)と防護措置の概要
	資料17-3	EAL・OILに基づく防護措置の導入例

第2 防災組織の整備・充実

担当:住民課、各課

1 防災体制の整備

原子力災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、複合災害時においても確実に機能する施設・設備の維持管理に努め、防災連絡体制の万全を期すものとする。

具体的な対策については、第2章第1節「防災組織の整備・充実」に準ずるものとするが、原子力災害に係る必要な事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制・資料等を整備し、本計画に定める。

2 緊急時モニタリング協力体制の整備

(1) モニタリング設備・機器等の活用

町は、緊急時モニタリングへ協力するため、県及び原子力事業者が整備するモニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を有事の際活用できるよう、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。

(2) モニタリング要員の確保

町は、原災法に基づく異常事態発生の通報や異常な放射線量の検出があった場合に、 原子力規制委員会の統括のもと実施される緊急時モニタリングに速やかに協力するため、 対応する職員等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制整備への協力

県(健康衛生総室)は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、国の支援のもと、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備することとしている。

町は、県が実施する緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備に協力する。

第3 住民等への的確な情報伝達体制の整備

担当:住民課、総務課、地域創生課、健康福祉課

1 体制及び設備等の整備

町は、県が作成する警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応の段階や場所等に応じて整理した広報実施マニュアル等に基づき、住民への情報伝達体制を整備する。

なお、地震等との複合災害においても的確な情報を収集伝達できるよう、県総合情報通信ネットワーク並びに防災行政無線、広報車両等の維持管理を図るものとする。

2 相談窓口の設置等

町は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

また、事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施体制についても整備する。

3 要配慮者等への広報体制の整備

町は、国、県及び原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

4 多様な広報媒体の活用

町は、ホームページ、緊急速報メール、SNS等のインターネット上の情報共有ツール、 県によるテレビ、ラジオ報道のほか多様なメディアを活用し、住民への情報発信に努める ものとする。

第4 避難等への対応

担当:住民課

1 避難等に関する指標

屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び事業者が定めるところによるものとする。ただし、国及び事業者が指標を定めるまでの間は、指針によるものとする。

2 広域的な避難者の受入れ

原子力災害時においては、市町村間を越えた広域避難が想定されることから、県が作成する広域避難計画に基づき、町外からの避難者の受入体制等広域避難の要請を受けた場合の措置について検討する。

なお、県では、広域避難計画において次の事項を調整することとしている。

- (1) 指定避難所の名称、場所及び収容可能人数
- (2) 要請を行う関係市町村の措置
- (3) 県の措置
- (4) 要請を受けた市町村の措置
- (5) 避難者の輸送体制
- (6) 市町村を越える広域的な避難経路等
- (7) 避難中継所の役割
- (8) あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- (9) その他広域避難に必要な事項
- 3 避難所等の整備

町は、公共的施設 (コンクリート屋内退避施設を含む。)等を対象に、広域的な避難者 の受入施設やスクリーニングする場所等を確保する。

なお、避難所等の指定に当たっては、要配慮者に配慮した施設を検討する。

第5 飲食物の出荷制限、摂取制限等

担当:住民課、産業振興課、上下水道課

飲食物の出荷制限、摂取制限については、国及び県の方針によるものとし、住民等への 指示伝達方法についてあらかじめ検討しておくものとする。

第6 原子力災害医療体制の整備

担当:住民課、健康福祉課

1 原子力災害医療体制

原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療については、原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。

このため、町は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、県(健康衛生総室)の協力のもと、原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送や原子力災害医療派遣チーム等の受入れ体制を整備する。

2 医療活動用資機材等の整備

県は、国の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備する。

町は、必要に応じ、県(健康衛生総室、危機管理総室)に対し、助言や資機材の貸与等を要請する。

第7 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

担当:住民課

町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するとともに、 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、県及び原子力事業者 と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第8 原子力防災に関する知識の普及と啓発

担当:住民課、各課

1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、国、県及び原子力事業者と協力して、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する正しい知識の普及と啓発に努めるものとする。

特に、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供しておくものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 避難に関すること (コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時 検査及び簡易除染、避難手段等)
- (9) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- (12) その他必要と認める事項

2 防災教育の充実

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 職員に対する教育

原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる職員に対し、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国、県等と連携して次に掲げる教育を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に国、県、町等が講じる対策の内容
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) 原子力災害医療活動(応急手当を含む。)に関すること。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第9 原子力防災に関する訓練

担当:住民課、各課

具体的な対策については、第2章第11節「防災訓練」に準ずるものとするが、町は、 国、県、原子力事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災 技術の向上を図るため、原子力災害が発生した場合を想定した訓練を実施する。

第3節 原子力災害応急対策

原子力災害又は複合災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の拡大を防止し、又は軽減するため、災害発生の防御又は応急復旧に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、応急対策に万全を期するものとする。

第1 事故状況の把握及び連絡

担当:総務班

1 通報連絡系統

発電所所在町における震度5弱以上の地震等による情報収集事態の発生及び東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、警戒事象、特定事象(原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。)が発生した場合、原子力緊急事態宣言(同法15条)が発令された場合における通報、連絡は次により行われる。

2 本町に対する情報伝達及び指示

本町を含む県内市町村(関係市町村を除く。)への原子力災害に係る事項(発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、緊急時モニタリング情報等)については、県(危機管理総室)から県総合情報通信ネットワークや電子メール、FAX等により連絡を受けることとなっており、さらに、重要な指示等については、電話等でその着信の確認が行われる。

町は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに防 災関係機関へ伝達する。

なお、町は、これにより連絡を受けた事項について、県、関係市町村及び発電所への問い合わせは、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

第2 活動体制の確立

担当:総務班、各部各班

1 応急活動体制の確立

町は、県から原子力災害に関する連絡を受けた場合、速やかに情報収集伝達体制を確立 するとともに、必要に応じて応急対策に必要な体制をとる。

具体的な活動体制については、第3章第1節「応急活動体制」に準ずるものとする。

2 緊急時モニタリングへの協力

(1) 初期対応段階の緊急時モニタリング

県(危機管理総室)は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備(主に空間放射線量率の測定)を直ちに開始することとしている。

(2) 緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリング

原子力発電所の原子力防災管理者から原災法第 10 条の特定事象発生の通報がされた場合、緊急時モニタリングのため、原子力規制委員会の統括により緊急時モニタリングセンターが設置されることとなっている。

緊急時モニタリングセンター(原子力規制委員会)は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。

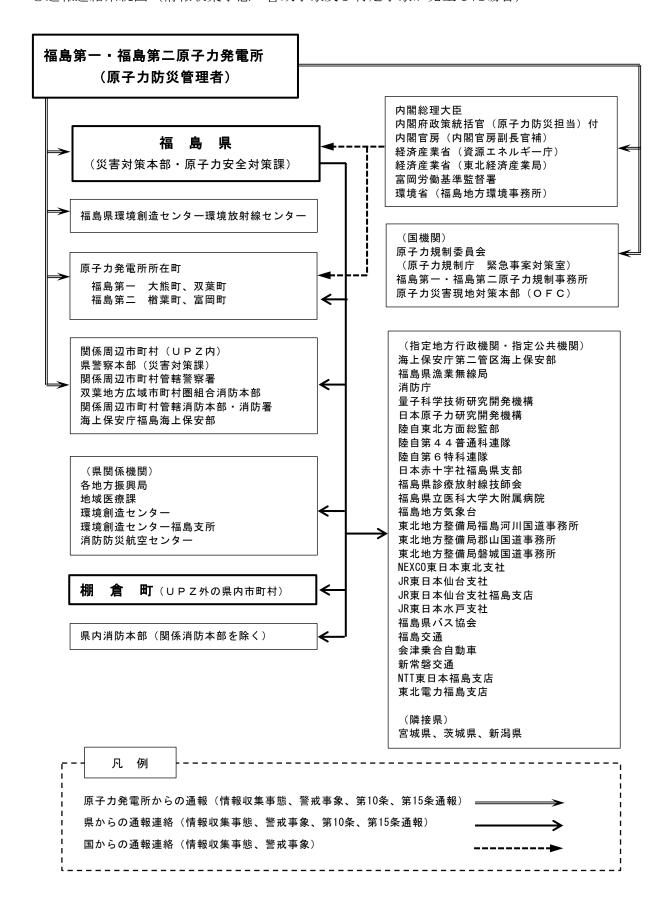
また、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。

(3) 県内各地における空間線量率等の測定

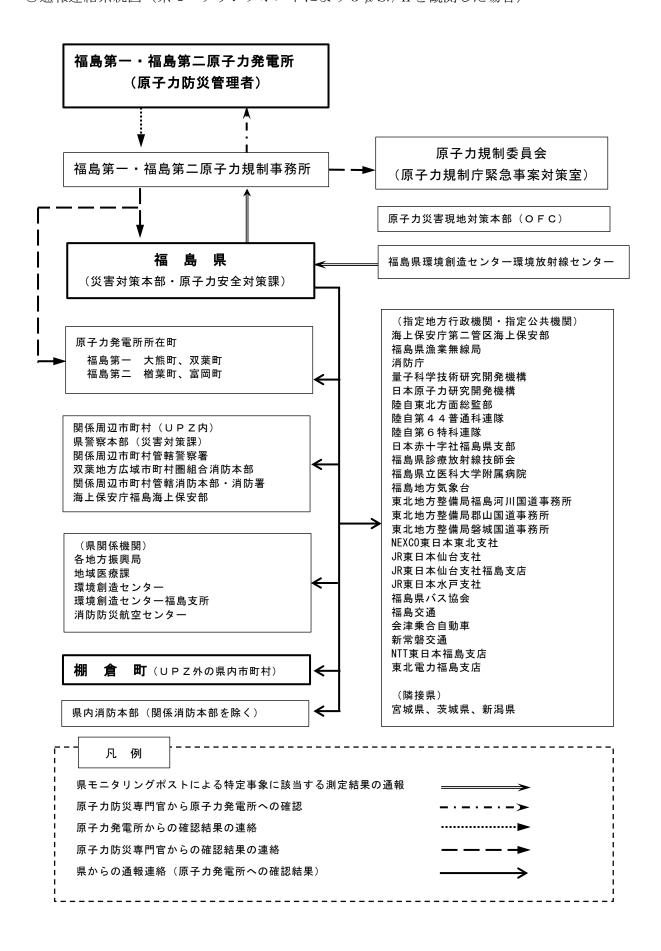
緊急時モニタリングセンター(原子力規制委員会)は、重点区域外の住民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うこととしており、測定結果については、県総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付されることとなっている。

町は、緊急時モニタリングセンター (原子力規制委員会)等の協力要請に基づき、緊急時モニタリング活動に対して必要な情報提供や資料採取等測定における協力を行うものとする。

○通報連絡系統図(情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合)



○通報連絡系統図(県モニタリングポストにより 5 μ Sv/h を観測した場合)



第3 住民等に対する指示の伝達と広報

担当:総務班、情報調整班

1 住民等への情報伝達

住民等への情報伝達は、県(県災害対策本部)がテレビ、ラジオ、新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供する。

町は、県からの指示等に基づき、防災行政無線、広報車、インターネット等を通じて住 民等へ情報を提供する。

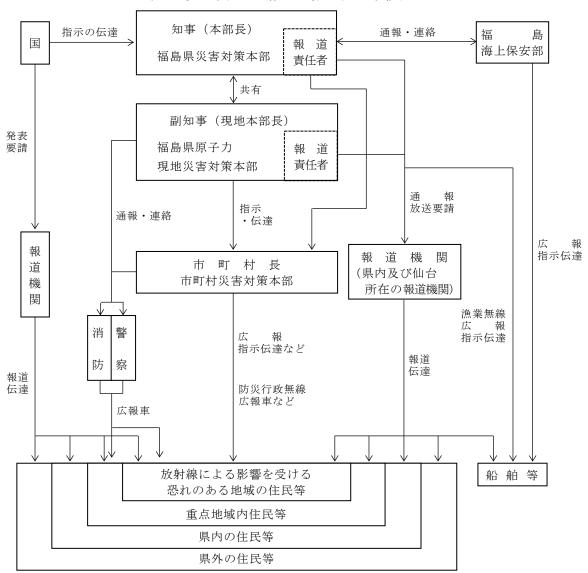
なお、情報提供の際には、災害応急対応の円滑な実施のため防災関係機関等への電話の 自粛協力を求めるものとする。

2 問い合わせ窓口の設置

町は、国、県、原子力事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応 する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置体制等を確立する。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、 新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知する。

住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第4 避難等への対応

担当:総務班、住民班、福祉班、保健医療班、教育総務班、社会教育班

1 速やかな住民避難のための準備

町は、原災法第 15 条の緊急事態において、国が行う避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、警戒事象の通報受信後、県と連携のもと、緊急時モニタリング等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備を行うものとする。

2 避難等の実施

国及び県から避難等の指示があった場合又は独自の判断により避難等の必要を認めた場合、町長は、避難等に関する指標等に基づき、対象地区の住民に対し、屋内退避、避難又はコンクリート屋内退避を指示するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(1)屋内退避

屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。

町は、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するとともに、屋外にいる住民 等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

また、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努めるものとする。

(2) 避難

町は、避難地区に指定され、かつ避難勧告又は避難指示を出した地区の住民に対し、 以下とおり措置を行う。

ア 集合場所への集合

町は、集合場所を指定し、住民に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民を集合させるものとする。

イ 避難場所への輸送

町は、防災関係機関の車両等の応援、又は必要に応じ、避難地区内の一般車両 所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送する。

なお、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、県へ自衛隊の支援を要請する。

ウ 避難行動要支援者に対する措置

集合場所に自力で集合することが不可能な者については、町職員、消防署員・ 団員及び警察官による救援活動を実施する。

エ 避難路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、住民等が迅速かつ安全に避難できるよう交通規制及び通行の支障となる行為の排除・規制を行い、避難路の通行確保に努めるものとする。

オ 避難状況の把握

町は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民照合等により、住民の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮する。

なお、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意し、避難状況の正確な把握に努める。

(3) コンクリート屋内退避

ア 住民の防護対策については原則として屋内退避及び避難の措置を講じるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避を適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避の措置が講じられる。

- (ア)避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。
- (イ) 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまること が有効であると認められるとき。
- イ コンクリート屋内退避所への集合

町は、コンクリート屋内退避所を指定し、住民に対してコンクリート屋内退避の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導の下に住民を集合させるものとする。

3 広域避難の実施

(1) 防御措置の実施

町は、重点区域外に位置するが、国の原子力災害対策本部が、原子力施設から著しく 異常な水準で放射性物質が放出され又は放出されるおそれがある場合に、緊急モニタリング等の結果を踏まえ、必要に応じて一時移転等の防御措置を実施する。

(2) 広域避難者等の受入れ

町は、県からの避難者の受入要請があった場合、町が指定する避難所の中から、受入れに必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営に協力する。

また、避難受入れ要請を受諾後、避難者の受入れを行うことを防災行政無線等により 住民等へ周知する。

4 指定避難所の設置

町は、県(災害対策本部)から避難受入れ要請を受けた場合、避難元市町村と協議のうえ、計画に定める施設の中から受入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の町職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

第5 飲食物の摂取制限等

担当:総務班、情報調整班、農林班、福祉班、給水班

1 飲食物の摂取制限

(1)避難指示区域内の住民に対する飲食物の摂取制限

県は、町が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、避難指示区域内の住民に対し、 当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、指示するとともに、 広報を行うこととしている。

町は、県からの指示に基づき、避難指示区域内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施する。

(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

県及び町は、国の指示又は緊急時モニタリングにより、指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、上記(1)と同一の措置を講じるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、県の指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講じるものとする。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

町は、緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、県の指示に基づき、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の採取及び出荷を禁止するよう指示する。

3 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を実施した場合、県と協力して、関係住民等 への飲料水及び飲食物の供給等の救援対策を講じるものとする。

第6 医療活動等

担当:保健医療班、総務班

1 住民等を対象とする健康相談等の実施

町は、県と協力して、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、住民及び避難者等を対象とした健康相談(原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握)を実施するとともに、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査(放射線サーベイ検査)を実施する。

2 相談窓口の設置等

町は、県と協力して、県有施設及び町有施設等において、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、職員を配置する。また、町は、県や医療機関等と連携して、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談等を実施する。

3 被災者を対象とする医療活動の実施

(1) 原子力災害医療派遣チームの要請

町は、医療処置が必要な被災者がある場合は、速やかに医療活動の実施を医療機関に要請してこれに協力するものとするが、特に必要がある場合には、県を通じて国に対して、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

(2) 原子力災害医療活動

町は、県及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けて職員を配置することとし、被災者等を対象とした汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置に対する支援を行う。

また、医療救護所等で対応できない被災者がいる場合は、搬送機関等と連携して、医療機関等へ搬送する。

なお、この場合において、道路交通の混乱等を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災へリコプター、ドクターへリ等による搬送を要請する。

第7 防災業務関係者の安全確保

担当:総務班

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏ま えた防護措置が必要である。

町は、県と連携しながら、防災活動に当たる際の保護衣や安定ョウ素剤の服用等及び内部被ばく検査体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第4節 原子力災害中長期対策

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、町は、国及び県の指示に基づき、必要な原子力災害中長期対策を実施する。

第1 緊急事態解除宣言後の対応

担当:総務班

1 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国及び県からの指示に基づき、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とと もに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関 と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

また、その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行することとされている。

第2 被災地の生活安定

担当:福祉班、建設班、農林班、商工班、税務班、総務班

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の 証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 被災者等の生活再建等の支援

町は、第4章第2節「被災地の生活安定」に準じ、被災者等の生活再建等の支援を行うものとする。

3 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林業、地場産業の産品等の適切な流通 等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

棚倉町地域防災計画

発 行 令和3年 3月

編集発行 棚倉町住民課 〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33 TEL 0247 (33) 2116